

より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり

是すなはち燔祭 素祭 罪祭 愆祭 任職祭 酬恩祭の犠牲の法なり エホバ、シナイの野においてイスラ

エルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章

エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

三エホバ、モーセに告て言たまはく 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と

一セすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ

二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ

パの前にこれを搗て搗祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し

而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそゞぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり

斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしがふなり 其の肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ

斯せよと命じたまふなり 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死する事なからん我かく命ぜられたるなり すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り

第九章

斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等と呼 而してアロンに言けるは汝若き牡犢の全き者を祭祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバの前に獻ぐべし 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を祭祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 是に於てモーセの命ぜし物を集會の

カ九・二二 出二九・二六 出二九・三〇 出二九・三三 出二九・三六 出二九・三九 出二九・四二 出二九・四五 出二九・四八 出二九・五一 出二九・五四 出二九・五七 出二九・六〇 出二九・六三 出二九・六六 出二九・六九 出二九・七二 出二九・七五 出二九・七八 出二九・八一 出二九・八四 出二九・八七 出二九・九〇 出二九・九三 出二九・九六 出二九・九九 出三〇・二 出三〇・五 出三〇・八 出三〇・一一 出三〇・一四 出三〇・一七 出三〇・二〇 出三〇・二三 出三〇・二六 出三〇・二九 出三〇・三二 出三〇・三五 出三〇・三八 出三〇・四一 出三〇・四四 出三〇・四七 出三〇・五〇 出三〇・五三 出三〇・五六 出三〇・五九 出三〇・六二 出三〇・六五 出三〇・六八 出三〇・七一 出三〇・七四 出三〇・七七 出三〇・八〇 出三〇・八三 出三〇・八六 出三〇・八九 出三〇・九二 出三〇・九五 出三〇・九八 出三〇・一〇一 出三〇・一〇四 出三〇・一〇七 出三〇・一〇九 出三〇・一一二 出三〇・一一四 出三〇・一一六 出三〇・一一八 出三〇・一二〇 出三〇・一二二 出三〇・一二四 出三〇・一二六 出三〇・一二八 出三〇・一三〇 出三〇・一三二 出三〇・一三四 出三〇・一三六 出三〇・一三八 出三〇・一四〇 出三〇・一四二 出三〇・一四四 出三〇・一四六 出三〇・一四八 出三〇・一五〇 出三〇・一五二 出三〇・一五四 出三〇・一五六 出三〇・一五八 出三〇・一六〇 出三〇・一六二 出三〇・一六四 出三〇・一六六 出三〇・一六八 出三〇・一七〇 出三〇・一七二 出三〇・一七四 出三〇・一七六 出三〇・一七八 出三〇・一八〇 出三〇・一八二 出三〇・一八四 出三〇・一八六 出三〇・一八八 出三〇・一九〇 出三〇・一九二 出三〇・一九四 出三〇・一九六 出三〇・一九八 出三〇・二〇〇 出三〇・二〇二 出三〇・二〇四 出三〇・二〇六 出三〇・二〇八 出三〇・二一〇 出三〇・二一二 出三〇・二一四 出三〇・二一六 出三〇・二一八 出三〇・二二〇 出三〇・二二二 出三〇・二二四 出三〇・二二六 出三〇・二二八 出三〇・二三〇 出三〇・二三二 出三〇・二三四 出三〇・二三六 出三〇・二三八 出三〇・二四〇 出三〇・二四二 出三〇・二四四 出三〇・二四六 出三〇・二四八 出三〇・二五〇 出三〇・二五二 出三〇・二五四 出三〇・二五六 出三〇・二五八 出三〇・二六〇 出三〇・二六二 出三〇・二六四 出三〇・二六六 出三〇・二六八 出三〇・二七〇 出三〇・二七二 出三〇・二七四 出三〇・二七六 出三〇・二七八 出三〇・二八〇 出三〇・二八二 出三〇・二八四 出三〇・二八六 出三〇・二八八 出三〇・二九〇 出三〇・二九二 出三〇・二九四 出三〇・二九六 出三〇・二九八 出三〇・三〇〇 出三〇・三〇二 出三〇・三〇四 出三〇・三〇六 出三〇・三〇八 出三〇・三一〇 出三〇・三一二 出三〇・三一四 出三〇・三一六 出三〇・三一八 出三〇・三二〇 出三〇・三二二 出三〇・三二四 出三〇・三二六 出三〇・三二八 出三〇・三三〇 出三〇・三三二 出三〇・三三四 出三〇・三三六 出三〇・三三八 出三〇・三四〇 出三〇・三四二 出三〇・三四四 出三〇・三四六 出三〇・三四八 出三〇・三五〇 出三〇・三五二 出三〇・三五四 出三〇・三五六 出三〇・三五八 出三〇・三六〇 出三〇・三六二 出三〇・三六四 出三〇・三六六 出三〇・三六八 出三〇・三七〇 出三〇・三七二 出三〇・三七四 出三〇・三七六 出三〇・三七八 出三〇・三八〇 出三〇・三八二 出三〇・三八四 出三〇・三八六 出三〇・三八八 出三〇・三九〇 出三〇・三九二 出三〇・三九四 出三〇・三九六 出三〇・三九八 出三〇・四〇〇 出三〇・四〇二 出三〇・四〇四 出三〇・四〇六 出三〇・四〇八 出三〇・四一〇 出三〇・四一二 出三〇・四一四 出三〇・四一六 出三〇・四一八 出三〇・四二〇 出三〇・四二二 出三〇・四二四 出三〇・四二六 出三〇・四二八 出三〇・四三〇 出三〇・四三二 出三〇・四三四 出三〇・四三六 出三〇・四三八 出三〇・四四〇 出三〇・四四二 出三〇・四四四 出三〇・四四六 出三〇・四四八 出三〇・四五〇 出三〇・四五二 出三〇・四五四 出三〇・四五六 出三〇・四五八 出三〇・四六〇 出三〇・四六二 出三〇・四六四 出三〇・四六六 出三〇・四六八 出三〇・四七〇 出三〇・四七二 出三〇・四七四 出三〇・四七六 出三〇・四七八 出三〇・四八〇 出三〇・四八二 出三〇・四八四 出三〇・四八六 出三〇・四八八 出三〇・四九〇 出三〇・四九二 出三〇・四九四 出三〇・四九六 出三〇・四九八 出三〇・五〇〇 出三〇・五〇二 出三〇・五〇四 出三〇・五〇六 出三〇・五〇八 出三〇・五一〇 出三〇・五一二 出三〇・五一四 出三〇・五一六 出三〇・五一八 出三〇・五二〇 出三〇・五二二 出三〇・五二四 出三〇・五二六 出三〇・五二八 出三〇・五三〇 出三〇・五三二 出三〇・五三四 出三〇・五三六 出三〇・五三八 出三〇・五四〇 出三〇・五四二 出三〇・五四四 出三〇・五四六 出三〇・五四八 出三〇・五五〇 出三〇・五五二 出三〇・五五四 出三〇・五五六 出三〇・五五八 出三〇・五六〇 出三〇・五六二 出三〇・五六四 出三〇・五六六 出三〇・五六八 出三〇・五七〇 出三〇・五七二 出三〇・五七四 出三〇・五七六 出三〇・五七八 出三〇・五八〇 出三〇・五八二 出三〇・五八四 出三〇・五八六 出三〇・五八八 出三〇・五九〇 出三〇・五九二 出三〇・五九四 出三〇・五九六 出三〇・五九八 出三〇・六〇〇 出三〇・六〇二 出三〇・六〇四 出三〇・六〇六 出三〇・六〇八 出三〇・六一〇 出三〇・六一二 出三〇・六一四 出三〇・六一六 出三〇・六一八 出三〇・六二〇 出三〇・六二二 出三〇・六二四 出三〇・六二六 出三〇・六二八 出三〇・六三〇 出三〇・六三二 出三〇・六三四 出三〇・六三六 出三〇・六三八 出三〇・六四〇 出三〇・六四二 出三〇・六四四 出三〇・六四六 出三〇・六四八 出三〇・六五〇 出三〇・六五二 出三〇・六五四 出三〇・六五六 出三〇・六五八 出三〇・六六〇 出三〇・六六二 出三〇・六六四 出三〇・六六六 出三〇・六六八 出三〇・六七〇 出三〇・六七二 出三〇・六七四 出三〇・六七六 出三〇・六七八 出三〇・六八〇 出三〇・六八二 出三〇・六八四 出三〇・六八六 出三〇・六八八 出三〇・六九〇 出三〇・六九二 出三〇・六九四 出三〇・六九六 出三〇・六九八 出三〇・七〇〇 出三〇・七〇二 出三〇・七〇四 出三〇・七〇六 出三〇・七〇八 出三〇・七一〇 出三〇・七一二 出三〇・七一四 出三〇・七一六 出三〇・七一八 出三〇・七二〇 出三〇・七二二 出三〇・七二四 出三〇・七二六 出三〇・七二八 出三〇・七三〇 出三〇・七三二 出三〇・七三四 出三〇・七三六 出三〇・七三八 出三〇・七四〇 出三〇・七四二 出三〇・七四四 出三〇・七四六 出三〇・七四八 出三〇・七五〇 出三〇・七五二 出三〇・七五四 出三〇・七五六 出三〇・七五八 出三〇・七六〇 出三〇・七六二 出三〇・七六四 出三〇・七六六 出三〇・七六八 出三〇・七七〇 出三〇・七七二 出三〇・七七四 出三〇・七七六 出三〇・七七八 出三〇・七八〇 出三〇・七八二 出三〇・七八四 出三〇・七八六 出三〇・七八八 出三〇・七九〇 出三〇・七九二 出三〇・七九四 出三〇・七九六 出三〇・七九八 出三〇・八〇〇 出三〇・八〇二 出三〇・八〇四 出三〇・八〇六 出三〇・八〇八 出三〇・八一〇 出三〇・八一二 出三〇・八一四 出三〇・八一六 出三〇・八一八 出三〇・八二〇 出三〇・八二二 出三〇・八二四 出三〇・八二六 出三〇・八二八 出三〇・八三〇 出三〇・八三二 出三〇・八三四 出三〇・八三六 出三〇・八三八 出三〇・八四〇 出三〇・八四二 出三〇・八四四 出三〇・八四六 出三〇・八四八 出三〇・八五〇 出三〇・八五二 出三〇・八五四 出三〇・八五六 出三〇・八五八 出三〇・八六〇 出三〇・八六二 出三〇・八六四 出三〇・八六六 出三〇・八六八 出三〇・八七〇 出三〇・八七二 出三〇・八七四 出三〇・八七六 出三〇・八七八 出三〇・八八〇 出三〇・八八二 出三〇・八八四 出三〇・八八六 出三〇・八八八 出三〇・八九〇 出三〇・八九二 出三〇・八九四 出三〇・八九六 出三〇・八九八 出三〇・九〇〇 出三〇・九〇二 出三〇・九〇四 出三〇・九〇六 出三〇・九〇八 出三〇・九一〇 出三〇・九一二 出三〇・九一四 出三〇・九一六 出三〇・九一八 出三〇・九二〇 出三〇・九二二 出三〇・九二四 出三〇・九二六 出三〇・九二八 出三〇・九三〇 出三〇・九三二 出三〇・九三四 出三〇・九三六 出三〇・九三八 出三〇・九四〇 出三〇・九四二 出三〇・九四四 出三〇・九四六 出三〇・九四八 出三〇・九五〇 出三〇・九五二 出三〇・九五四 出三〇・九五六 出三〇・九五八 出三〇・九六〇 出三〇・九六二 出三〇・九六四 出三〇・九六六 出三〇・九六八 出三〇・九七〇 出三〇・九七二 出三〇・九七四 出三〇・九七六 出三〇・九七八 出三〇・九八〇 出三〇・九八二 出三〇・九八四 出三〇・九八六 出三〇・九八八 出三〇・九九〇 出三〇・九九二 出三〇・九九四 出三〇・九九六 出三〇・九九八 出三〇・一〇〇〇

幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にはあらはれん モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲した民の禮物を獻げて之がために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ

是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れりエホバの命じてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し またその肉と皮は營の外にて火に焚り

アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き またその臟腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り

彼また民の禮物を携へきたり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪祭となし また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゞげたり また素祭を携へきたりてその中より一握をとり朝の燔祭にはへてこれを壇の上に焚り

アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裏む者と腎と肝の上の

レ ビ 記 九・六—一九

罪祭の牲を食はゞエホバこれを善と観たまふや モーセこれを聴て善とせり

第一章

中汝らが食ふべき四足は是なり 凡て獣畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は汝等これを食ふべし 但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども

蹄わかれば汝等には汚たる者なり 山鼠是は反芻ども蹄わかれば汝等には汚たる者なり 兎是は反芻ども蹄わかれば汝等には汚たる者なり 猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれども反芻ことをせざれば

汝等には汚たる者なり 汝等は等の者の肉を食ふべからずまたその死體にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり

水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は汝等これを食ふべし 凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には

忌はしき者なり 是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死體をば忌はしき者となすべし 凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌はしき者たるべし

鳥の中に汝等が忌はしとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌はしき者なり即ち鵠黃鷹鷲 鷓鴣鷹の類 諸の鴉の類 駝鳥 梟 鷹 雀鷹の類 鶴 鷓鴣 鷲 白鳥 鸚鵡 大鷹 鷓鴣 鷓鴣の類 鷓鴣および蝙蝠

また凡て羽翼のありて四爬にあるところの昆蟲は汝等には忌はしき者なり 但し羽翼のありて四爬到

あるく諸の昆蟲の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし 即ちその中蝗蟲の類 大蟻の類 小蟻の類 蟻 蝦の類を汝等食ふことを得べし 凡て羽翼ありて四爬にあるところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり

これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者は晩まで汚るべし 凡てその死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るべし 凡そ蹄の分れたる獣畜の中その蹄の全く分れざる者あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし 凡てこれに捫る者は汚るべし 四足にてあるく諸の獣畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晩まで汚るべし 其の死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るべし 是等は汝等には汚たる者なり

地に飼ところの飼行者の中汝等には汚穢となる者は是なり 即ち鼯鼠 鼯鼠 大蜚蜋の類 蛤蚧 龍子 守宮 蛇 蟻 蠅 諸の飼者の中是等は汝等には汚穢たるなり 凡てその死たるに捫る者は晩まで汚るべし 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ囊袋にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水にいろべし是は晩まで汚穢ん期せば是は清まるべし また是等の中の者瓦の器におつればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等によつて汚るべし

是等の者の死體物の上に墜ればその物都て汚るべし 然ど泉水あるひは塘池水の溜は汚ること無し唯その死體に觸る者汚るべし 是等の者の死體は播べき種の上に墜るも其は汚る

ることなし 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮なば其は汝等には汚たるべし

汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし 其の死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり

四一 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者は等せば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 汝等は匍ところの匍行物のためにその身を忌はしき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さるるなかれ

四二 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし

四三 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍諸の匍行物にかゝはるところの例にして 汚たる者と潔き者とを分ち食るゝ生物と食はれざる生物とを分つ者なり

四四 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

四五 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし

四六 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍諸の匍行物にかゝはるところの例にして 汚たる者と潔き者とを分ち食るゝ生物と食はれざる生物とを分つ者なり

四七 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

四八 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

四九 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

五〇 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

五一 我は汝等の神エホバに告て曰たまはく イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 又第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 其の婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず 聖所に在るべからず 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり

レ ビ 記 一一・六——一三・一〇

六 而してその男子あるひは女子につきての成潔の日満るは燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き 燭あるひは鴈鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 祭司は之をエホバの前にさし けてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にか はるところの例なり 其の婦女もし羔羊にまで手の届かざる時は鴈鳩二羽か又は雛き雛二羽を携へきたるべ し一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

七 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あら んにもし之がその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たる アロンの子等に携へいたるべし 又祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處 身の皮よりも深く見えなば癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし もし又その身の皮の光る處 白くありて皮よりも深く見えなばその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 第七日に

八 また祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延すること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖 おき 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らずば祭司こ れを潔者となすべし是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 然どその人祭司に觀られて潔き者 となりたる後にいたりてその癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 祭司これを觀てその癬皮

九 人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆべし 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛

一〇

レ ビ 記 一一・六——一三・一〇

一九七

るゝごとくならば 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭に
あるなり

癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者汚たる者とみづから稱
ふべし 其の患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち
營の外に住居をなすべきなり

若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ 又麻あるひは毛の經線にある
にもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ 若その衣服あるひ
は皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是
癩病の患處なり之を祭司に見べし 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖おき 第七日にその
患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあ
るところの患處蔓延をらばこれ惡き癩病にしてその物は汚たる者なり 彼その患處あるところの衣服毛または
麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし

然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延す
ば 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尙七日の間之を禁鎖おき 而して祭司その濯ひし患處を視べし患處
もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面
にあるも共に腐蝕の陥なり

然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線
より患處を切とるべし 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に
患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし 又汝が濯ふところの衣服あるひは經線
あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し
是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしら
べて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

エホバ、モーセに告て言たまはく 癩病人の潔めらるゝ日の定例は是のごとし即ちその人を
祭司の許に携へゆくべし 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の瘡
たるを見れば 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ
祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活水の上に殺さしめ 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と
牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し 癩病より潔められんとする
者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその
毛髪をことごとく剃おとし水に身を濯ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日の間は自己の天幕の外に
居るべし 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまた
その衣服を濯ひ且その身を水に濯ぎて潔くなるべし

第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牡を取りまた麥粉十分の三に油

レ ビ 記 一三・五六—一四・一〇

て視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある悪き癩病なれば其は汚るゝなり 彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし 其の家を閉おける日の間にこれに入る者は晩まで汚るべし その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延すば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者となすべし 彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り その鳥一羽を瓦の器の内にて活る水の上に殺し 香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし 斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め その生る鳥を邑の外の野に縦ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん

是すなはち癩病の諸患處瘡 および衣服と家屋の癩病 ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして 何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり癩病の條例は是のごとし

第五章

エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出たるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり もし流出ある者の唾潔き者にかゝら

イ利一三・二一 耶五 八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二利一三・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三利一三・二七 二〇 二〇五 二〇五
 四利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 五利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 六利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 七利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 九利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一〇利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一一利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一二利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一三利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一四利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一五利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一六利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一七利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 一九利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二〇利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二一利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二二利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二三利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二四利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二五利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二六利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二七利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 二九利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三〇利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三一利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三二利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三三利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三四利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三五利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三六利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三七利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 三九利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四〇利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四一利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四二利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四三利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四四利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四五利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四六利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四七利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四八利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 四九利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五
 五〇利一四・二二 二〇 二〇五 二〇五

ばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るまた其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐべし然せば潔くなるべし 而して第八日に鳩二羽または雛き鳩二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にゆき之を祭司に付すべし 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻け而して祭司その人の流出のためにエホバの前に贖罪をなすべし

人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり 凡て精の粘着たる衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり 男もし女と寝て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり

また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん 其の床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人は晩まで汚るゝなり 人もし婦女と寝てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん

二五 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又はその流出する事不潔の期に逾る
 二六 あらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る 二六 凡てその流出ある日の間彼が
 二七 臥ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るゝこと不潔の汚穢の如し 二七 是等
 二八 の物に摺る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり 二八 彼もしその流出やみて
 二九 淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 二九 彼第八日に鴈鳩二羽または雛き鶺鴒二羽を自己のために取りこれ
 三〇 を祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし 三〇 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の
 流出のためにエホバの前に贖を爲すべし
 三一 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に
 死ることなからん爲なり
 三二 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者 三三 その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の
 流出ある者汚たる婦女と寝たる者等に關るところの條例なり

第一六章

一 アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐることを爲て死たる後にエホバ、モーセに斯告たまへり
 二 即ちエホバ、モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる
 聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪
 所の上にあらはるべければなり 三 アロン聖所にいるには斯すべしすなはち櫃の牝を罪祭のために取り牡羊を
 燔祭のために取り 四 聖き麻の裏衣を着麻の褲をその肉にまとい麻の帯をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是
 五 出二八・二九、四二、
 六 出三〇・一、四七、
 七 出三〇・二、
 八 出三〇・三、
 九 出三〇・四、
 一〇 出三〇・五、
 一一 出三〇・六、
 一二 出三〇・七、
 一三 出三〇・八、
 一四 出三〇・九、
 一五 出三〇・一〇、
 一六 出三〇・一一、
 一七 出三〇・一二、
 一八 出三〇・一三、
 一九 出三〇・一四、
 二〇 出三〇・一五、
 二一 出三〇・一六、
 二二 出三〇・一七、
 二三 出三〇・一八、
 二四 出三〇・一九、
 二五 出三〇・二〇、
 二六 出三〇・二一、
 二七 出三〇・二二、
 二八 出三〇・二三、
 二九 出三〇・二四、
 三〇 出三〇・二五、
 三十一 出三〇・二六、
 三十二 出三〇・二七、
 三十三 出三〇・二八、
 三十四 出三〇・二九、
 三十五 出三〇・三〇、
 三十六 出三〇・三一、
 三十七 出三〇・三二、
 三十八 出三〇・三三、
 三十九 出三〇・三四、
 四十 出三〇・三五、
 四十一 出三〇・三六、
 四十二 出三〇・三七、
 四十三 出三〇・三八、
 四十四 出三〇・三九、
 四十五 出三〇・四〇、
 四十六 出三〇・四一、
 四十七 出三〇・四二、
 四十八 出三〇・四三、
 四十九 出三〇・四四、
 五十 出三〇・四五、
 五十一 出三〇・四六、
 五十二 出三〇・四七、
 五十三 出三〇・四八、
 五十四 出三〇・四九、
 五十五 出三〇・五〇、
 五十六 出三〇・五一、
 五十七 出三〇・五二、
 五十八 出三〇・五三、
 五十九 出三〇・五四、
 六十 出三〇・五五、
 六十一 出三〇・五六、
 六十二 出三〇・五七、
 六十三 出三〇・五八、
 六十四 出三〇・五九、
 六十五 出三〇・六〇、
 六十六 出三〇・六一、
 六十七 出三〇・六二、
 六十八 出三〇・六三、
 六十九 出三〇・六四、
 七十 出三〇・六五、
 七十一 出三〇・六六、
 七十二 出三〇・六七、
 七十三 出三〇・六八、
 七十四 出三〇・六九、
 七十五 出三〇・七〇、
 七十六 出三〇・七一、
 七十七 出三〇・七二、
 七十八 出三〇・七三、
 七十九 出三〇・七四、
 八十 出三〇・七五、
 八十一 出三〇・七六、
 八十二 出三〇・七七、
 八十三 出三〇・七八、
 八十四 出三〇・七九、
 八十五 出三〇・八〇、
 八十六 出三〇・八一、
 八十七 出三〇・八二、
 八十八 出三〇・八三、
 八十九 出三〇・八四、
 九十 出三〇・八五、
 九十一 出三〇・八六、
 九十二 出三〇・八七、
 九十三 出三〇・八八、
 九十四 出三〇・八九、
 九十五 出三〇・九〇、
 九十六 出三〇・九一、
 九十七 出三〇・九二、
 九十八 出三〇・九三、
 九十九 出三〇・九四、
 百 出三〇・九五、
 百一 出三〇・九六、
 百二 出三〇・九七、
 百三 出三〇・九八、
 百四 出三〇・九九、
 百五 出三〇・一〇〇

一 は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし 二 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭の
 三 ために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし
 四 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし 五 アロン
 六 またその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き 七 その兩隻の山羊のために籤を擲べし
 八 即ち一の籤をエホバのためにし一の籤をアザゼルのためにすべし 九 而してアロンそのエホバの籤にあたりし
 一〇 山羊を獻けて罪祭となすべし 一一 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪
 一二 をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし
 一三 即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる
 一四 其罪祭の牡牛を宰り 一五 而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき
 一六 香を盈て之を障蔽の幕の中に携へいり 一七 エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる
 一八 贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死ることあらじ 一九 彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎ
 二〇 また指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし
 二一 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へいりかの牡牛の血をもて爲し
 二二 ごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 二三 イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪
 二四 とに緣て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり 二五 彼が

聖所において贖罪をなさんとて入たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして
 出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず 一八 斯て彼エホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし
 即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ 一九 また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエルの
 子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし

斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし 二〇 然る時アロンその
 生る山羊の頭に兩手を按ぎイスラエルの子孫の諸の悪事とその諸の悖反る罪をことごとくその上に承認はして
 これを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし 二一 その山羊彼等の諸悪を人なき地に任ゆく
 べきなり即ちその山羊を野に遣るべし

斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き 二四 聖所において
 その身を水にそゞぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを献けて自己と民とのために贖罪をなすべし
 二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり 二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて
 然る後營にいりべし 二七 聖所において贖罪をなさんために其血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を
 營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし 二八 之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にい
 べし

汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず
 自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし 三〇 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして

イ出三四・三 路一・七七一八 來九・二 二利一六・一六 結一五三・一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇

汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその諸の罪を清められんためになす者なり 一 是は汝らの大安息日な
 り汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり 二 膏をそゞがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすこと
 の祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし 三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなした集會
 の幕屋のためと壇のために贖罪をなした祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし 四 是汝等が永く守
 るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じ
 たまひしごとく爲ぬ

エホバ、モーセに告て言たまはく 二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれ
 第一七章 一 言べしエホバの命するところ斯のごとし云く 三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を

營の内に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りエホバの幕屋の前にお
 いて之をエホバに禮物として献ぐることを爲さる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなればその民
 の中より絶るべきなり 五 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犠牲とするところの犠牲をエホバに牽きた
 らしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてエホバに
 獻ぐべきなり 六 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそゞぎまたその脂を馨しき香のために
 焚てエホバに奉つるべし 七 彼等はその慕ひて淫せし魘魅に重て犠牲をさゞぐ可らず是は彼等が代々永くまもる
 べき例なり

汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人燔祭あるひは犠牲を献ぐることをせんに 之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐるにあらすばその人はその民の中より絶るべし

凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし 其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり 是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからすまた汝らの中に寄寓る他國の人人も血を食ふべからすと 凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を灑ぎだし土にて之を掩ふべし 凡の肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の血をもくらふべからす其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし 自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそぐべしその身は晩までけがるなりその後には潔し その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がすばその罪を任べし

第十八章

エホバまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバなり

イ利一・二・三 母前四・三 ホ利一七・二四 一・二 約壹一・七 又結三四・七 二一 結四・一四 夕利一八・四 出六・一
イ利一七・四 三 結四四・七 へ太二六・二八 可 獸一・五 ル利一七・二二 四四・二一 夕利一八・四 出六・一
ハ利九・四 利三・一 二利二〇・三・五・六 二四・二四 羅三 一四九・二二 夕利一八・四 出六・一
七・七 二六・二七 二八・一七 五九・九 九一 一四九・二二 夕利一八・四 出六・一
一九・二六 二六・二七 二八・一七 五九・九 九一 一四九・二二 夕利一八・四 出六・一
一六・二二 一五・七 七二・一四 二〇 一四九・二二 夕利一八・四 出六・一
一六・二二 一五・七 七二・一四 二〇 一四九・二二 夕利一八・四 出六・一

汝らその住をりしエジプトの國に行はるゝ所の事等々を倣ひ行ふべからすまた我が汝等を導きたるカナンの國におこなはるゝ所の事等々を倣ひおこなふべからすまたその例に歩行べからす 汝等は我が法を行ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神エホバなり 汝等わが例とわが法をまもるべし人もし是を行はざれば之によりて生べし我はエホバなり 汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はエホバなり 汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ 汝の男子の女子または汝の女子と淫する事なれば自己を辱しむるなればなり 汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の姉妹なれば之と淫する勿れ 汝の父の姉妹と淫するなかれ 是は汝の父の骨肉の親なればなり また汝の母の姉妹と淫する勿れ 是は汝の母の骨肉の親なり 汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝の叔伯母なり 汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これと淫する勿れ 汝の兄弟の妻と淫する勿れ是汝の兄弟を辱しむるなればなり 汝婦人とその婦の女子とに淫する勿れまたその婦人の息子の女子またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然するは惡し 汝妻の尙生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ 汝の鄰の妻と交合して彼によりて己が身

婦のその行經の汚穢にある間はこれに近づきて淫するなかれ 汝の鄰の妻と交合して彼によりて己が身

をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懐くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はエホバなり

汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず 凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隸の女にして夫に適く

約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を譴責むべし然ど之を殺すに及ばず是の婦いまだ解放れざるが故なり 其の男は償祭をエホバに携へきたるべし即ち償祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたるべきなり 而して祭司その人の犯せる罪のためにその償祭の牡羊をもてエホバの前にこれがために贖罪をなすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん

汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり 第四年には汝らそのもろもろの果實を聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲べし 第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり

汝等何をも血のままに食ふべからずまた魔術を行ふべからずト筮をなすべからず 汝等頭の鬚を圓く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず 汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はエホバなり

汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡國に滿ん 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり

汝等惡鬼者を憐むなかれト筮師に問ことを爲て之に身を汚さるゝなかれ我は汝らの神エホバなり

白髮の人の前には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり

他國の人汝らの國に寄留て汝とともに在ばこれを虐ぐるなかれ 汝等とともに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとく己のごとくに之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり

汝等審判に於ても尺度に於ても種子に於ても升斗に於ても不義を爲べからず 汝等公平秤公平き錘公平きエバ公平きヒンをもちふべし我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり 汝等わが一切の條例とわが一切の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

エホバまたモーセに告て言たまはく 汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中

またイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をも

て之を撃べし 我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに獻

げて吾が聖所を汚したわが聖名を褻せばなり 其の人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひて

見ざるがごとくし之を殺すことをせずば 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひてモロク

と淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん

惡鬼者またはト筮師を憐みこれに従がふ人あらば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし

然

レ ビ 記 一九・三一—二〇・七 二一五

二一五

二一五

ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神エホバたるなり 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別するエホバなり 凡てその父またはその母を誣ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を誣ひたればその血は自身に歸すべきなり

一〇 人の妻と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし 二 人の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべしその血は自己に歸せん 人もし

その子の妻と寝る時は二人ともにならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん 人もし 婦人と寝ることく男子と寝ることをせば是はその二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにならず誅さるべし

その血は自己に歸せん 一四 人を娶る時にその母とともに娶らば是悪き事なり彼も彼等とともに火に焼るべし 是汝らの中に悪き事の無らんためなり 一五 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺すべし 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は

自己に歸せん 一七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見れば此の陰所を見なば是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり 一八 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露す

あらば二人ともその民の中より絶るべし 一九 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪を任べきなり 二〇 人もしその伯叔の妻と寝る時

は是その伯叔の陰所を露すなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 人もしその兄弟の妻を取ば是汚しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし 二二 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを任せんとて導き行ところの地

汝らを吐いだすことを爲じ 二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等は此の諸の事をなしたれば我かれらを悪むなり 二四 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別り 二五 汝等は獸畜の潔と汚たると禽の潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たるとして汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ

諸の物をもて汝らの身を汚すべからず 二六 汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり 二七 男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べし彼等の血は彼らに歸せん

二二

は是その伯叔の陰所を露すなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 人もしその兄弟の妻を取ば是汚しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし

汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを任せんとて導き行ところの地

汝らを吐いだすことを爲じ 二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等は此の諸の事をなしたれば我かれらを悪むなり 二四 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別り 二五 汝等は獸畜の潔と汚たると禽の潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たるとして汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ

諸の物をもて汝らの身を汚すべからず 二六 汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり 二七 男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べし彼等の血は彼らに歸せん

彼らに歸せん

第二一章

エホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため

に身を汚す者あるべからず 二 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため女子のため兄弟のため 三 またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 祭司はその民の中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず 五 彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず

祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず 二三 祭司の女子寡婦となるありまたは出家 二三
るゝありて子なくしてその父の家にかけり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の 二二
人はこれを食ふべからず 二二 人もし誤りて聖物を食はばその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし 二一
スラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等襲すべからず 二〇 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかう 一九
むらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり 一八
エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言 一七
へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに献げて燔祭となさんとする者は 一六
その受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を献ぐべし 一五 凡て疵ある者は汝ら献ぐべからず是は 一四
その物なんぢらのために受納られざるべければなり 一四 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛 一三
あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上する者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべ 一二
からざるなり 一二 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癩ある者は是の如き者は 一一
汝等これをエホバに献ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず 一〇 牛あるひは羊の成 九
餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らる 八
ることなかるべし 八 汝等外腎を打壤りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をエホバに献ぐべからず 七
た汝らの國の中に斯る事を行ふべからず 六 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲 五
べからず其は是等は疵あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり 四

イ創三八・一一 八利五・二五、一六 へ利一・二二、一〇 子申一五・二一、一七 一・四 後前一・九 一、三三 詩六一、 又利三三・一六、 三、
ロ利一〇・一四、 民 二民一八・三一 利一五・一四 一馬一八・一四 一、四一、一四、 一、四、一五、 一、一、一五、 一、一、一五、
二八・二二、一九 士利一三 希五・二七、 九九、 三、八、 一、三、三、 馬一 利三三・一六、 馬一 利三三・一六、 馬一 利三三・一六、

エホバ、モーセに告て言たまはく 二六 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は 二六
是はエホバに火祭とすれば受納らるべし 二六 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず 二六
二九 汝ら感謝の犠牲をエホバに献ぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし 二九 是はその日の内に食つくすべし 二九
明日まで遺しおくべからず我はエホバなり 二九 汝らわが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり 二九 汝等わ 二九
が名を漬すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖く 二九
する者 二九 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり 二九

第二十三章 二七
エホバ、モーセに告て言たまはく 二七 イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宣告す聖會とな 二七
すべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり 二七 六日の間業務をなすべし第七日は 二七
休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らその一切の住所において守るべきエホバ 二七
の安息日なり 二七

その期々に汝らが宣告すべきエホバの節期たる聖會は是なり 二八 すなはち正月の十四日の晩はエホバの 二八
踰越節なり 二八 またその月の十五日はエホバの酔いれぬパンの節なり七日の間汝等酔いれぬパンを食ふべし 二八
その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず 二八 汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし 二八
第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず 二八

エホバまたモーセにつけて言たまはく 二九 イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らわが汝らにたまふとこ 二九

ろの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし 彼の東の受入れらるゝやうに之をエホバの前に揺べし即ちその安息日の翌日に祭司これを揺べし また汝らその束を揺る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに獻ぐべし その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をエホバに獻げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず是は汝らその一切の住居において代々永く守るべき例なり

汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし すなはち第七の安息日の翌日まで日數五十を數へをはり新素祭をエホバに獻ぐべし また汝らの居所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて揺べし是は麥粉にてつくり酔をいれて焼べし是初穂をエホバにさゝぐる者なり 汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹を其パンとともに獻ぐべしすなはち是等とその素祭およびその灌祭とともにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香となる者なり 斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にさゝぐべし 而して祭司その初穂のパンとともにこの二匹の羔羊をエホバの前に揺て搖祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし 汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いたすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき條例なり 汝らの地の穀物を穫ときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝

イ 羅一・一六 出二九・二四 二五・八 申一六・九 出三三・一六 二九・二九 申二六・一 二八・三〇 一八・四
 一五・二〇 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六
 一八 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六 申一六・一六

の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり 汝らその月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり 汝ら何の職業をもなすべからず惟エホバに火祭を獻ぐべし

エホバまたモーセに告て言たまはく 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり 汝等身をなやましたまた火祭をエホバに獻ぐべし その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民の中より絶れん またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん 汝等何の工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり 是は汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべし 汝らまたモーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり 七日のあひだエホバの前にこれを守るべし 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 汝等また七日のあひだ火祭をエホバに獻ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず

諸是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者なり即ち燔祭 素祭 犠牲 および灌祭等をその獻ぐべき日にしたがひて獻ぐべし この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの獻物

ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに獻る者なり
 汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも
 安息をなし第八日にも安息をなすべし 四〇 その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の
 條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四二 汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべ
 し汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし 四三 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる
 人はみな茅廬に居べし 四四 斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住し
 めし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり 四四 モーセすなはちエホバの節期をイス
 ラエルの子孫に告たり

第二四章

エホバまたモーセに告て言たまはく 一 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火
 のために汝に持きたらしめて絶す燈火をとすべし 三 またアロンは集會の幕屋において律法の前
 なる幕の外にて絶すエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり 四 彼すなはち
 エホバの前に純精の燈臺の上にその燈火を整ふべきなり
 五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし 六 而してこれをエホ
 バの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし 七 汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをし
 てそのバンの上において記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし 八 安息日ごとに絶すこれをエホ
 バの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の獻ぐべき者にして永遠の契約たるなり 九 これはアロンとその子等に

- イ出二三・一六 申 一八・一四、一五 出二七・二二
- レ出二八・二六 申 一三・九、一七 詩七四・一〇
- ヨ利二四・一六 出二七・二二、二七、二八 申 一八・二二、二七
- 夕伯一・五、一、二 出二八・一五、一六 申 一五・一、二〇、二七
- 二・五、九、一〇 申 一三・二五、三六 民九・一三
- 出二二・一六 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 一六・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- ロ尼八・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 二八・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 詩 一八・二二、二七
- レ出二七・二二、二七、二八 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三
- 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三
- 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三

歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となす
 べし

二 茲にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしが
 そのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり 二一 時にそのイスラエルの婦の生たる者
 エホバの名を演じて詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの
 女子にして名をシロミテと曰ふ） 二二 人々これを閉こめておきてエホバの示諭をかうむるを俟り 二三
 時にエホバ、モーセにつけて言たまはく 二四 かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に
 皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて撃しめよ 二五 汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその
 神を詛ふ者はその罰を蒙るべし 二六 エホバの名を演ずる者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を撃べし
 外國の人にも自己の國の人にもエホバの名を演ずる者については誅さるべし 二七 人を殺す者はかならず誅さるべ
 し 二八 獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし 二九 人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己
 もせらるべし 三〇 即ち挫は挫目は目齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり
 三二 獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり 三三 外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一
 なり我は汝らの神エホバなり 三四 モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者
 を曳いだして石にて撃てと言ければイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

- レ出二九・三三、利八
- レ出二九・三三、利八
- ヨ利二四・一六 出二七・二二、二七、二八 申 一八・二二、二七
- 夕伯一・五、一、二 出二八・一五、一六 申 一五・一、二〇、二七
- 二・五、九、一〇 申 一三・二五、三六 民九・一三
- 出二二・一六 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 一六・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- ロ尼八・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 二八・一五 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 詩 一八・二二、二七
- レ出二七・二二、二七、二八 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三
- 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三
- 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三
- 申 一六・一四、一五 申 二一・一六 申 二七・二二、三三
- 申 一八・二二、二七
- 申 一五・一、二〇、二七
- 申 一三・二五、三六
- 民九・一三

りて代々ながくこれに屬しヨベルにもどされざるべし 然ど周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりてもどさるべきなり レビ人の邑々すなはちレビ人の産業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べし 人もしレビ人の産業の邑においてレビ人より家を買ふことあらば彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業なればなり 但しその邑々の郊地の田畝は賣べからず是は永久の産業なればなり
三二 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助し之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともにありて生命を保たしむべし 汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝とともにありて生命を保たしむべし 汝かかれに利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず 我は汝等の神エホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり

汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隷のごとくに使役べからず 彼をして傭人または寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 其時には彼その子女とともに汝の所より出去りその一族にかへりその父祖等の産業に歸るべし 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕なれば身を賣て奴隷となる可らず 汝厳く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし 汝の有つ奴隷は男女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷は是る者の中より買べきなり また汝らの中に寄寓る異邦人の子女

イ民三五・二 二二一
三二 三三・二六、四一
三二 一、一、二、五、九 未出二二・二五 申 三三・二七、三二、三三
二二 一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

レ 二五・一四、二
 ツ 二五・二八
 二五・二九
 二五・三〇、三二
 二五・三三、三六、三七
 二五・三九、四〇、四二
 二五・四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの所有となるべし 汝ら彼らを獲得して汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし彼等は永く汝らの奴隷とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに厳しく相使ふべからず 汝の中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓者あるひは客旅の家分などに身を賣ることあらば 其の身を賣る後に贖はるゝことを得その兄弟の一人これを贖ふべし 其の伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 然る時は彼己が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり 若し遺れる年多からばその數にしたがひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし 若またヨベルの年までに遺れる年少からばその人とともに計算をなしその年數に於て贖の金を之に償ふべし 彼れその人に仕ふる事は歲雇の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を厳く使はしむべからず 彼もし斯く贖はれずばヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神エホバなり

第二十六章
 汝ら己のために偶像を作り木像を彫刻べからず柱の像を豎べからずまた汝らの地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし

我はエホバなり
 二五・四六―二六・二
 二二九

レ ビ 記 二六・三一—四四 二二二二

三二 三三 三三
き香を聞じ 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん 我なんぢらを國々に散し劍
をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん
三四
斯その地荒はて、汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべ
三五
し 是其の荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり また汝ら
中の遣れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の揺く聲にもおどろきて逃げその
逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛はん 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたが
三六
ひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立つことを得じ なんぢ等はもろもろの國の中にありて滅うせん
三七
なんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし なんぢらの中の遣れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中
三九
に瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん
四〇
かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に恃りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん

四一
我も彼等に敵して事をなし彼らその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじて
その罪の罰を受けるに至るべければ 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶
四二
しましたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に
四三
居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘んじてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如に
四四
しその心にわが法度を忌きらひたればなり かれ等斯のごとくに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを

四九 九一・二五 六四 詩四四・一 ホ利二五・二 六五 厄一八 耶 何五・一 五五 一〇 下二・六・七、
一〇一・二八 耶九・二六 結二二・二 五二 母前四・一 三二五 二九 一 下三・三二六
一〇二・二八 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
九八 耶一八・一六、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
一〇九、一七、二五、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
ハ 申四二・七、二八、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六

イ 耶九・二五、 六四 詩四四・一 ホ利二五・二 六五 厄一八 耶 何五・一 五五 一〇 下二・六・七、
一〇一・二八 耶九・二六 結二二・二 五二 母前四・一 三二五 二九 一 下三・三二六
一〇二・二八 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
九八 耶一八・一六、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
一〇九、一七、二五、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
ハ 申四二・七、二八、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六

イ 耶九・二五、 六四 詩四四・一 ホ利二五・二 六五 厄一八 耶 何五・一 五五 一〇 下二・六・七、
一〇一・二八 耶九・二六 結二二・二 五二 母前四・一 三二五 二九 一 下三・三二六
一〇二・二八 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
九八 耶一八・一六、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
一〇九、一七、二五、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六
ハ 申四二・七、二八、 二二、二五 耶七、 一五、二一 二二 五二六 王上 一五、二〇 二二 五二六

第二十七章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫につけてこれに言へ人もし誓願をかけな
ばなんぢの估價にしたがひてエホバに献納物をなすべし 三 なんぢの估價はかくすべしなはち二
十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り 四 女にはその價を三十シケルに估
るべし 五 また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估り 六 女には十シケルに估るべし 七 また一箇
月より五歳までは男にはその價を銀五シケルに估り 八 女にはその價を銀三シケルに估るべし 九 また六十歳より上
は男にはその價を十五シケルに估り 一〇 女には十シケルに估るべし 一一 その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は
祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし 一二 人もしそのエホバに禮物として獻ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻る時
九
は其物は都て聖し 一〇 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば
其と共に易たる者ともに聖なるべし 一一 もし人のエホバに禮物として獻ることを爲ざるところの汚たる畜の中な
らばその畜を祭司の前に牽いたるべし 一二 祭司はまたその佳惡にしたがひてこれが估價をなすべし即ちその價は

三二 三三 三三
き香を聞じ 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん 我なんぢらを國々に散し劍
をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん
三四
斯その地荒はて、汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべ
三五
し 是其の荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり また汝ら
中の遣れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の揺く聲にもおどろきて逃げその
逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛はん 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたが
三六
ひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立つことを得じ なんぢ等はもろもろの國の中にありて滅うせん
三九
なんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし なんぢらの中の遣れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中
四〇
に瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん
四一
かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に恃りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん

三 祭司の估るところによりて定むべきなり 其人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふべし

二四 また人もしその家をエホバに聖別さへけたる時は祭司その佳惡にしたがひて之が估價を爲べし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり 二五 その人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有とならん

二六 人もしその遺業の田野の中をエホバに獻る時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり 二七 もしその田野をヨベルの年より獻たる時はその價は汝の估る所によりて定むべし 二八 もし又その田野をヨベルの後に獻たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし 二九 その田野を獻たる者若これを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん 三〇 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ 三一 その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の産業とならん 三二 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに獻たる時は 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし 三四 ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主に歸るべし 三五 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす

三六 但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバ

イ利二七・一五・一九 二利二七・二一 三 へ利二七・二八 子利二五・一〇・二五 出三〇・二三 民三 七出三・二二・二二
ロ利二七・二三 三 二利二五・一〇・二八 ト民一八・一四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八
ハ利二五・一五・一六 三 三利二五・一〇・二八 四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八
イ利二七・一五・一九 二利二七・二一 三 へ利二七・二八 子利二五・一〇・二五 出三〇・二三 民三 七出三・二二・二二
ロ利二七・二三 三 二利二五・一〇・二八 ト民一八・一四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八
ハ利二五・一五・一六 三 三利二五・一〇・二八 四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八
イ利二七・一五・一九 二利二七・二一 三 へ利二七・二八 子利二五・一〇・二五 出三〇・二三 民三 七出三・二二・二二
ロ利二七・二三 三 二利二五・一〇・二八 ト民一八・一四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八
ハ利二五・一五・一六 三 三利二五・一〇・二八 四 結 又利二五・一八 民三 七 一八・一六 二二・三〇 民一八

二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひてこれを賣べし 二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに至聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし

三〇 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 三一 人もしその獻る十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一については凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし 三三 その佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若これを易る時は其との易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず 三四 是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誠命なり

レビ記 をはり

民數紀略

第一章

エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にエホバ、シナイの野に於て集會の幕屋の中にモ一
 セに告て言たまはく 汝等イスラエルの子孫の全會衆の物數をその宗族に依り其父祖の家に循ひ
 て核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ すなはちイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづるに
 勝る者を汝とアロンその軍旅にしたがひて數ふべし また諸の支派のおのその父祖の家の長たる者一人を出
 して汝等とともにならしむべし 汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリヅル
 シメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル ユダよりはアミナダブの子ナシヨン イッサカルよりは
 ツアルの子ネタニエル ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ ヨセフの子等の中にてはエフライムよりはア
 ミホデの子エリシヤマ、マナセよりはバダヅルの子ガマリエル ベニヤミンよりはギデオニの子アビダン
 ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル アセルよりはオクランの子バギエル ガドよりはデウエルの
 子エリアサフ ナフタリよりはエナンの子アヒラ 是等は會衆の中より選み出されし者にてその父祖の支派
 の牧伯またイスラエルの千人の長なり かくてモーセとアロンこゝに名を擧たる人々を率領て 二月の一日
 に會衆をことごとく集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生
 を述たりかく二十歳以上の者ことごとく核へらる エホバの命じたまひしごとくモーセ、シナイの野にて彼等

イ出一九・一 民一〇 八出三〇・二二・三 二四・二 代上二二 一六七・二 代上二七
 一六・一 二六 民二六・一 二六 六四 母族 二 民二一・一四 一八・一 二二・二五

を核數たり

すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ
 二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるに其名の數に依りその頭數によれば ルベンの支派の中
 にその核數られし者四萬六千五百人ありき

またシメオンの子等より生れたる者等その宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして
 戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數に依れば シメオンの支派の中にその核數られ
 し者五萬九千三百人ありき

またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に
 出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ガドの支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人あ
 りき

ユダの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに
 勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ユダの支派の中にその核數られし者七萬四千六百六十人ありき

イッサカルの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭
 に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば イッサカルの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の
 家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば

ゼブルンの子等より生れたる者その宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に
 いづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば ゼブルンの支派の中に其核數られし者五萬七千四百人あ
 りき

ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき

又マナセの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき

ベニヤミンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四百人ありき

ダンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき

アセルの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき

ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき

是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり

斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに 其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき

但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき 即ちエホバ、モーセに告て言たまひけらく 惟レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるなり

なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし 幕屋を移す時はレビ人これを折卸し幕屋を立るときはレビ人これを細たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし

第二章

エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく イスラエルの子孫は各々その隊の籐の下に營を張てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし 即ち

日の出る方東に於てはユダの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナシヨ、ユダの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人。その傍に營を張る者はイツサカルの子孫の支派なるべし而してツアルの子ネタニエル、イツサカルの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬四千四百人。またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブ、ゼブルンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人。ユダの營の軍旅すなはち核數られし者は都合十八萬六千四百人。是等の者首先に進むべし。

また南の方に於てはルベンの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅル、ルベンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬六千五百人。その傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし而してツリシヤダイの子シルミエル、シメオンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅す

なはちその核數られし者は五萬九千三百人。ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフ、ガドの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五千六百五十人。ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四百五十人。是等の者第二番に進むべし。

その次に律法の幕屋レビ人の營とともに諸營の真中にありて進むべし。彼等はその營を張がごとくに各々その隊にしたがひその露にしたがひて進むべきなり。

また西の方においてはエフライムの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤマ、エフライムの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人。マナセの支派

その傍にありてバダヅルの子ガマリエル、マナセの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は三萬二千二百人。ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダン、ベニヤミンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人。エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十萬八千一百人。是等の者第三番に進むべし。

また北の方に於てはダンの營の露の下につく者その軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒゼル、ダンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は六萬二千七百人。その傍に營を張る者はアセルの子孫の支派なるべし而してオクランの子バギエル、アセルの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬一千五百人。ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラ、ナフタリの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千四百人。ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六百

百人。是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし。

イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數られし者は都合六十萬三千五百五十人なりき。但しレビ人はイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無りきす

なはちエホバのモーセに命じたまへる如し。是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の露にしたがひて營を張りまた進むことを爲せり

エホバ、シナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてあり

アロンの子孫の是のごとし長子はナダブ次はアビウ、エレアザル、イタマル。是すなはち

ナダブとアビウはシナイの野

ナダブとアビウはシナイの野

ナダブとアビウはシナイの野

ナダブとアビウはシナイの野

ナダブとアビウはシナイの野

にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死に子なしエレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職を爲り

エホバまたモーセに告て言たまはく 汝レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ

彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり 汝レビ人をアロンとその

集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし 汝アロンとその子等を立

て祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん 汝アロンとその子等を立

エホバすなはちモーセに告て言たまはく 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち

首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り 首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出を

ことごとく撃ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし

我はエホバなり 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にし

たがひて核數より即ちその一箇月以上の男子を核數べし 是においてモーセ、エホバの言に循ひてその命ぜられ

しごとくに之を核數たり 汝レビの子等の名は左のごとしゲルシオン、コハテ、メラリ

名はその宗族によれば左の如しレブニ、シメイ、コハテの子等の名はその宗族に依れば左のごとしアムラム、

イズバル、ヘブロン、ウジエル、メラリの子等の名はその宗族によればマヘリ、ムシなりレビ人の宗族はその

父祖の家に依れば是のごとくなり

ゲルシオンよりレブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなはちゲルシオン人の族なり 其の核數られし

者の數すなはち一箇月以上の男子の數は都合七千五百人 汝レビ人の族は凡て幕屋の後すなはち西の方に

營を張べし 而してラエルの子エリアサフ、ゲルシオン人の牧伯となるべし 集會の幕屋におけるゲルシヨ

ンの子孫の職守は幕屋と天幕とその頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭

の入口の幔ならびにその繩等凡て之に用ふる物を守るべき事なり 汝アロンとその子等を立

またコハテよりアムラム人の族イズハリ人の族へブロン人の族ウジエリ人の族出たり是すなはちコハテ人

の族なり 一箇月以上の男子の數は都合八千六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり 汝アロンとその子等を立

一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

イスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者は殺されん
モーセとアロン、エホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千ありき

エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へてその名の數を計れ 我はエホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし
モーセすなはちエホバの己に命じたまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり
その數へられし首出なる男子の一箇月以上なる者はその名の數に依ば都合二萬二千二百七十三人なりき

すなはちエホバ、モーセに告て言たまはく 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有とならん我はエホバなり
またイスラエルの子孫の首出子はレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をば贖ふべき者となし
その頭數に依て一人ごとに五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり
汝その餘れる者の贖の金をアロンとその子等に付すべし
是においてモーセ、レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を取り 即ちモーセ、イスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取り
その贖はるゝ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし如し

第四章

エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 一 レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその

イ民一八・五 二民三二・五 三民三三・九 四民三三・九 五民三三・九 六民三三・九 七民三三・九 八民三三・九 九民三三・九 一〇民三三・九 一一民三三・九 一二民三三・九 一三民三三・九 一四民三三・九 一五民三三・九 一六民三三・九 一七民三三・九 一八民三三・九 一九民三三・九 二〇民三三・九 二一民三三・九 二二民三三・九 二三民三三・九 二四民三三・九 二五民三三・九 二六民三三・九 二七民三三・九 二八民三三・九 二九民三三・九 三〇民三三・九 三一民三三・九 三二民三三・九 三三民三三・九 三四民三三・九 三五民三三・九 三六民三三・九 三七民三三・九 三八民三三・九 三九民三三・九 四〇民三三・九 四一民三三・九 四二民三三・九 四三民三三・九 四四民三三・九 四五民三三・九 四六民三三・九 四七民三三・九 四八民三三・九 四九民三三・九 五〇民三三・九 五一民三三・九 五二民三三・九 五三民三三・九 五四民三三・九 五五民三三・九 五六民三三・九 五七民三三・九 五八民三三・九 五九民三三・九 六〇民三三・九 六一民三三・九 六二民三三・九 六三民三三・九 六四民三三・九 六五民三三・九 六六民三三・九 六七民三三・九 六八民三三・九 六九民三三・九 七〇民三三・九 七一民三三・九 七二民三三・九 七三民三三・九 七四民三三・九 七五民三三・九 七六民三三・九 七七民三三・九 七八民三三・九 七九民三三・九 八〇民三三・九 八一民三三・九 八二民三三・九 八三民三三・九 八四民三三・九 八五民三三・九 八六民三三・九 八七民三三・九 八八民三三・九 八九民三三・九 九〇民三三・九 九一民三三・九 九二民三三・九 九三民三三・九 九四民三三・九 九五民三三・九 九六民三三・九 九七民三三・九 九八民三三・九 九九民三三・九 一〇〇民三三・九

宗族に依りその父祖の家にしたがひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者ごとく數へよ
コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物に關る者にして是のごとし
即ち營を進むる時はアロンとその子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆ひ
その上に權の皮の蓋をほどこしまたその上に總青の布を打かけその櫃を差いるべし
また供前のパンの案の上には青き布を打かけその上に皿匙杓および酒を灌ぐ罍を置きた常供のパンをその上にあらしめ
紅の布をその上に打かけ權の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその櫃を差いるべし
また青き布を取て燈臺とその蓋その燈鉗その剪燈盤および共に用ふる諸の油の器を覆ひ
權の皮の蓋の内に燈臺とその諸の器をいれてこれを棹にかくべし
また金の壇の上に青き布を打かけ權の皮の蓋をもて之を蓋ひその櫃を差いるべし
また聖所の役事に用ふる役事の器をことごとく取青き布に裏み權の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし
また壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ
その上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ權の皮の蓋をその上に打かけ而してその櫃を差とほすべし
營を進むるにあたりてアロンとその子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらば即ちコハテの子孫いり來りてこれを昇べし然ながら彼等は聖物に捫るべからず恐くは死ん集會の幕屋の中なる是等の物はコハテの子孫の擔ふべき者なり
祭司アロンの子エレアザルは燈火の油馨しき香常供の素祭および灌膏を司どりまた幕屋の全體と

その中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし
エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶るゝに

至らしむる勿れ 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に汝等かく之に爲べし即ちアロンとその子等まづ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし 彼等は入て須臾も聖物を觀るべからず恐らくは死ん

エホバまたモーセに告て言たまはく 汝ゲルシヨンの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗族に循ひてしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をことごとく數

へよ ゲルシヨンの働く事と擔ふ物は是のごとし 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕およびその頂蓋とその上なる糶の皮の蓋ならびに集會の天幕の入口の幔を擔ひ 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の幔とその繩ならびにそれに用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯働作べきなり ゲルシヨンの子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に循ふべきなり汝等は彼等に

その擔ふべき物を割交してこれを守らしむべし ゲルシヨンの子孫の宗族が集會の幕屋において爲べき働作は是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし

メラリの子孫もまた汝これをその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ 彼等が集會の幕屋において爲べき一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その横木その柱その座 庭の四周の柱その座の釘その繩およびこれがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按べて之を數ふべし 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の

幕屋において此すべての役事を爲べきなり

是においてモーセとアロンおよび會衆の牧伯等コハテの子孫をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へたるに 其の宗族にしたがひて數へられし者二千七百五十人ありき 是すなはちコハテ人の族の數へられし者にして皆集會の幕屋に於て役事をなすことを得る者なりモーセとアロン、エホバがモーセによりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり

またゲルシヨンの子孫をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 其の宗族に依りその父祖の家に循ひて數へられし者二千六百三十人ありき 是すなはちゲルシヨンの子孫の族の數へられし者にして皆集會の幕屋において勤務をなすことを得る者なりモーセとアロン、エホバの命にしたがひて之を數へたり

またメラリの子孫の族をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに 其の宗族にしたがひて數へられし者三百人ありき 是すなはちメラリの子孫の族の數へられし者なりモーセとアロン、エホバの命によりて命じたまひし所にしたがひて之を數へたり

モーセとアロンおよびイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ 三十歳以上五十歳までにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに 其の數へられしものの數都合八千五百八十人なりき 是すなはちエホバの命にしたがひてモーセかれらを數へ彼等を

民數紀略 四・三四—四九

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

民數紀略 二四七

して各人その役事に就めかつその擔ふ所をうけもたしめたりエホバの命にしたがひて數へたるころ是のごと

第五章

エホバ、モーセに告て言たまはく 一 イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚

をしてその營を汚さしむべからず我その諸營の中に住なり 二 イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せり

すなはちエホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫然なしぬ 三 エホバまたモーセに告て言たまはく 四 イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホ

バに悖りその身罪ある者とならば 五 その犯せし罪を言あらはしその物の代價にその五分の一を加へてこれを己

が罪を犯せる者に付してその償を爲べし 六 然ど若その罪の償を受べき親戚その人にあらざる時はその罪の償を

エホバになして之を祭司に歸せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す 七 イ

スラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物は皆祭司に歸す 八 諸の人の聖別て獻る物は祭司に歸し

凡て人の祭司に付す物は祭司に歸するなり 九 エホバ、モーセに告て言たまはく 一〇 イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫

に罪を犯すあり 一一 人かれと交合したるにその事夫の目にかくれて露顯す彼その身を汚したれどこれが證人とな

る者なく彼またその時に執へられもせざるあり 一二 すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してそ

の妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は 一三 夫その

妻を祭司の許に携へきたり大麥の粉一エバの十分の一をこれのために禮物として持きたるべしその上に油を灌べ

からすまた乳香を加ふべからず是は猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり 一四 祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ 一五 瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取

てその水に放ち 一六 其婦人をエホバの前に立せ婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなはち猜疑の禮物をその

手に持すべし而して祭司は詛を來らするところの苦き水を手執り 一七 婦を誓せてこれに言べし人もし汝と寢た

る事あらず汝また汝の夫を指て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無ば詛を來する此苦水より害を受ること有ざれ

然ど汝もし汝の夫を指き道ならぬ事を爲てその身を汚し汝の夫ならざる人と寢たる事あらば 一八 (祭司その

婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし) 一九 エホバ汝の腿を瘦しめ汝の腹を脹れしめ汝をし

て汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ 二〇 また詛を來らするこの水汝の腸にいりて汝の腹を脹れ

させ汝の腿を瘦させんとその時婦人はアーメン、アーメンと言べし 二一 而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし 二二 婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべ

しその詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん 二三 祭司まづその婦人の手より猜疑の禮物を取りその禮物を

エホバの前に揺てこれを壇に持來り 二四 而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る

後婦人にその水を飲しむべし 二五 その水を之に飲したる時はもしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに

於てはその詛を來らする水かれの中に入れて苦くなりその腹脹れその腿瘦て自己はその民の指て詛ふ者とならん

然ど彼もしその身を汚し、事あらずして潔からば害を受ずして能く子を生ん

民數紀略 五・一—一五

是すなはち猜疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚し、時三〇 また夫たる者猜疑の心二九を起してその妻を疑ふ時はその婦人をエホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり三一 斯せば夫は罪なく妻はその罪を任ん

第六章

エホバ、モーセに告て言たまはく 一 イスラエルの子孫に告て之に言へ男または女俗を離れてナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をエホバに歸せしむる時は 二 葡萄酒と濃酒を斷ち葡萄酒

の醋となれる者と濃酒の醋となれる者を飲すまた葡萄酒の汁を飲す葡萄酒の鮮なる者をも乾たる者をも食はざるべし 三

その俗を離れる日の間は都て葡萄の樹より取たる者はその核より皮まで一切食ふべからざるなり 四

その誓願を立て俗を離れる日の間は都て薙刀をその頭にあつべからずその俗を離れて身をエホバに歸せしめたる日の満るまで彼は聖ければその頭髪を長しおくべし 五

その俗を離れて身をエホバに歸せしむる日の間は凡て死骸に近づくべからず 六 其父母兄弟姉妹の死たる時にこれのために身を汚すべからず其はその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり 七 彼はその俗を離れる日の間は凡てエホバの聖者なり 八

もし人計ずも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔る日に頭を剃すなはち第七日にこれを剃すべきなり 九 而して第八日に鳩鳩二羽かまたは雛き鶴二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいたるべし 一〇 斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に献げ彼が屍に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔すべし 一一 彼またその俗を離れてエホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし 一二 彼その

俗を離れる時に身を汚したれば是より前の日はその中に算ふべからざるなり 一三 ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日滿たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし 一四 斯てその人は禮物をエホバにさゝぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牡の全き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし 一五 また無酵パン一筐 麥粉に油を和て作れる菓子油を塗たる酵いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし 一六 斯て祭司これをエホバの前に携へきたりその罪祭と酬恩祭を獻げ 一七 またその牡羊を筐の中なる酵いれぬパンとあはせこれを酬恩祭の犠牲としてエホバに獻ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも獻ぐべきなり 一八 ナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を剃りそのナザレの頭の髪を取てこれを酬恩祭の犠牲の下に火に放つべし 一九 祭司その牡羊の煮たる肩と筐の中の酵いれぬ菓子一箇と酵いれぬ煎餅一箇をとりてこれをナザレ人がそのナザレの頭を剃におよびてこれをその手に授け而して祭司エホバの前にて之を搖て搖祭となすべし是は聖物にしてその搖る胸と擧たる腿とともに祭司に歸すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得 二〇

是すなはち誓願を立てるナザレ人がその俗を離れ居し事によりてエホバに禮物を獻ぐるの律法なり此外にまたその能力及ぶところの物を獻ぐることを得べし即ちその立たる誓願のごとくその俗を離るゝの律法にしたがひて爲べきなり 二一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二二 アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を祝して言べし 二三 願くはエホバ汝を恵み汝を守りたまへ 二四 願くはエホバその面をもて汝を照し汝を憐みたまへ

願くはエホバその面を擧げて汝を眷み汝に平安を賜へと
しかば我かれらを惠まん

第七章

モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇と
の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の
牧伯にしてその核数られし者を監督する者等獻物を爲り 彼等その禮物をエホバに持きたるに蓋ある車六輛
と牛十二匹あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹なり即ちこれを幕屋の前にひき至れり 時にエホバ、モーセ
に告て言たまはく 汝これに彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授
すべし 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり 即ちゲルシヨンの子孫にはその職分を按
へて車二輛と牛四匹を授し メラリの子孫にはその職分を按へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタ
マルをしてこれを監督らしめたり 然どコハテの子孫には何を授さざりき是は彼等が聖所になすべき職分
はその肩をもて擔ふの事なるが故なり 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮物
を壇の上に獻げたり エホバ先にモーセに言たまひけるは牧伯等は一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻ぐべ
し

第一日に禮物を獻げし者はユダの支派のアミナダブの子ナシヨンなり 一三 彼の禮物は銀の皿一箇その重は
百三十三シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊
ナダブの子ナシヨンの禮物は是の如し 一九 彼の禮物は銀の皿一箇その重は
百三十三シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊
罪祭に用ふる牡山羊一匹 三三 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 ア
ムナの子ネタニエルの禮物は是のごとし 二四 彼の禮物は銀の皿一箇その重は百三
十三シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 二七 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 二九 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹
エリアブの禮物は是のごとし 三〇 彼の禮物は銀の皿一箇その重は百三
十三シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三三 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 三五 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹
シデウルの禮物は是のごとし 三六 彼の禮物は銀の皿一箇その重は百三十三
シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三九 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 四一 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

民数紀略 七・一六―三・一五

第四日にはルベンの子孫の牧伯シデウルの子エリヅル獻納を爲り 三二 彼の禮物は銀の皿一箇その重は百三
十三シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 三六 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 三八 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹
シデウルの禮物は是のごとし 三九 彼の禮物は銀の皿一箇その重は百三十三
シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 四二 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 四四 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

子エリツルの禮物は是のごとし

第五日にはシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シルミエル獻物を爲り 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

ツリシヤダイの子シルミエルの禮物は是のごとし

第六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻物をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

エルの子エリアサフの禮物はかくのごとし

第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻物をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし

第八日にはマナセの子孫の牧伯バダツルの子ガマリエル獻物をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

バダツルの子ガマリエルの禮物は是のごとし

第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻物をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし

第十日にはダンの子孫の牧伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻物をなせり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし

第十二日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子バギエル獻物を爲せり 其の禮物は銀の皿一箇その重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

亦金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 亦燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹

七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 オクランの子バギエルの禮物は是のごとし

第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ献物をなせり 其禮物は銀の皿一箇その重は百三

十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊

一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 エナ

ンの子アヒラの禮物は是のごとし

是すなはち壇に油を灌げる日にイスラエルの牧伯等が献けたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二銀の鉢

十二金の匙十二 銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその

重都合二千四百シケルなりき また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその

匙の金は都合百二十シケルなりき また燔祭に用ふる者は牡牛十二 牡羊十二 當歳の羔羊十二ありき之にその

素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二あり また酬恩祭の犠牲に用ふる者は牡牛二十四 牡羊六十 牡山羊六十

當歳の羔羊六十あり壇に膏を灌ぎて後に献たる壇奉納の禮物は是のごとし

斯てモーセはエホバと語はんとて集會の幕屋に入るに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩箇のケルビムの間

より聲いでて己に語ふを聴り即ち彼と語へり

第八章

エホバまたモーセに告て言たまはく アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈盞をし

て均く燈臺の前を照さしむべし アロンすなはち然なし燈火を燈臺の前方にむけて燃せりエホバのモーセに

命じたまへる如し 燈臺の作法は是のごとし是は櫃にて椎て作れる者即ちその臺座よりその花まで櫃にて椎て

作れる者なりモーセ、エホバの己に示したまへる式樣にてらしてこの燈臺を作れり

エホバ、モーセに告て言たまはく レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ 汝かく彼

らに爲て之を潔むべし即ち罪を潔むる水を彼等に灑ぎかけ彼等にその身をことごとく剃しめその衣服を洗はしめ

て之を潔め 而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために

取べし 斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に携きたりてイスラエルの子孫の全會を集め 而してレビ人をエホ

バの前に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし 而してイスラエルの子孫の爲にレビ

人を搖祭となしてエホバの前に獻ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり 斯て汝レビ人にその

手をかの牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに獻げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし 即ちレ

ビ人をアロンとその子等の前に立しめ之を搖祭となしてエホバに獻ぐべし

汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし 斯て後レビ人は入

て集會の幕屋の役事をなすべし汝かれらを潔め之を獻げて搖祭となすべし 彼らはイスラエルの子孫の中より

して我に獻げらる者なりイスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはちその首出子の代に我かれらを取な

り イスラエルの子孫の中首出子は人たるも獸たるも凡てわが所屬となるべし其は我エジプトの地において

首出子を盡く撃ころしたる時に彼等を聖者となして我に屬せしめられたるなり 是をもて我イスラエルの子孫の

民數紀略 八・三一—一八

二五七

民數紀略 八・三一—一八

二五七

民數紀略 八・三一—一八

二五七

民數紀略 八・三一—一八

二五七

民數紀略 八・三一—一八

一九 中一切の首出子の代にレビ人を取なり 我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之をアロンとその子等に
與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てその役事を爲しめまたイスラエルの子孫のために贖罪
をなさしめん是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの子孫の中に災害の起ざらんためなり

二〇 モーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆エホバがレビ人の事につきてモーセに命じたまへる所に
悉くしたがひてレビ人におこなへり即ちイスラエルの子孫かくの如く彼等に行ひたり レビ人は是に於てその
身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらをエホバの前に献て搖祭となしアロンまた彼らのために贖罪をなして之
を潔めたり 斯て後レビ人は集會の幕屋に入りてアロンとその子等の前にてその役事を爲り彼等はレビ人の事に
つきてエホバのモーセに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり

二一 エホバまたモーセに告て言たまはく レビ人は斯なすべし即ち二十五歳以上の者は軍團に入りて集會の幕
屋の役事をなすべし 然ど五十歳よりは軍團を退きて休み重て役事をなすべからず 唯集會の幕屋において
その兄弟等をつかさどり且伺ひ守ることを勤むべし役事を爲すべからず汝レビ人をしてその職務をなさしむるに
は斯のごとくなすべし

二二 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく イス
ラエルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ 其期即ち此月の十四日の晩にいたり
て汝等これを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法に循ふべきなり 是においてモー
セ、イスラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば 彼等正月の十四日の晩にシナイの野にて逾越節を

第九章

エジプトの國を出たる次の年の正月エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく イス
ラエルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ 其期即ち此月の十四日の晩にいたり
て汝等これを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法に循ふべきなり 是においてモー
セ、イスラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば 彼等正月の十四日の晩にシナイの野にて逾越節を

イ民三九 下二六・六 本民八・五 又出二二・一 利二三 出二二・六
ロ民一・五三、一六、ハ民八・七、ハ民八・五、十民四・三、代二二
四六、一八、五、代二民八・二、二二、リ民二・五三、又出二二・一、利二三、出二二・六
イ民三九 下二六・六 本民八・五 又出二二・一 利二三 出二二・六
ロ民一・五三、一六、ハ民八・七、ハ民八・五、十民四・三、代二二
四六、一八、五、代二民八・二、二二、リ民二・五三、又出二二・一、利二三、出二二・六

六 行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ 時に人の死骸に身
を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり 七 その人々すなはち彼
に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ば我らはその期におよびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を献る
ことを得ざるべき乎 八 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん
九 エホバ、モーセに告て言たまはく 一〇 イスラエルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に身を
汚したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふべきなり 一 一 即ち二月の十四日の晩に之をお
こなひ酔いれぬパンと苦菜をそへて之を食ふべし 二 朝までこれを少許も遺しおくべからず又その骨を一本も折
べからず逾越節の諸の條例にしたがひて之を行ふべし 三 然ど人その身潔くありまた征途にもあらずして逾越節
を行ふことをせざる時はその人民の中より断れん斯る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故に
その罪を任べきなり 四 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節をエホバにおこなはんとせば逾越節の條例に
依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもその條例は同一なるべし
一五 幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなはち律法の幕屋なり而して夕にいたれば幕屋の上に火のごとき者
あらはれて朝におよべり 一六 即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき 一七 雲幕屋を
離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所にイスラエルの子孫營を張り 一八 即ちイスラエ
ルの子孫はエホバの命によりて途に進みまたエホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間は營を張を
れり 一九 幕屋の上に雲の止ること日久しき時はイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて途に進まざりき 二〇

誰か我等に肉を與へて食しめん我らエジプトにありし時は却て善りしと言たればエホバなんぢらに肉を與へて食しめたまふべし 一九 汝等がこれを食ふは一日や二日や五日や十日や二十日にはあらずして 一月におよび遂に汝らの鼻より出るにいたらん汝等これに饜はつべし是なんぢら己等の中にいますエホバを輕んじてその前に哭き我等何とてエジプトより出しやと言たればなり 二〇 モーセ言けるは我が借に在る民は歩卒のみにても六十萬あり然るに汝は我かれらに肉を與へて一月の間食しめんと言たまふ 二一 羊と牛の群を宰るとも彼等を飽しむることを得んや海の魚をことごとく集むるとも彼等を飽しむることを得んや 二二 エホバ、モーセに言たまはくエホバの手短からんや吾言の成と然らざるとは汝今これを見るあらん 二三 是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立しめけるに 二四 エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてその長老七十人にも分ち與へたまひしがその靈かれらの上にとりしかば彼等預言せり但し此後はおさねて爲ざりき 二五 時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名はエルダデといひ一人の名はメダデといふ靈またかれらの上にもやどり彼らは其名を録されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中にて預言をなせり 二六 時に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデとメダデ營の中にて預言すと言ければ 二七 その少時よりしてモーセの從者たりしヌンの子ヨシユアこたへて曰けるは吾主モーセこれを禁めたまへ 二八 モーセこれに言けるは汝わがために媚嫉を起すやエホバの民の皆預言者とならんことまたエホバのその靈を之に降したまはんことこそ願しけれ 二九 斯てモーセ、イスラエルの長老等とともに營に返れり 三〇

イ民一・一五 徒七・ 六二・一五 六三・一五 六四・一五 六五・一五 六六・一五 六七・一五 六八・一五 六九・一五 七〇・一五 七一・一五 七二・一五 七三・一五 七四・一五 七五・一五 七六・一五 七七・一五 七八・一五 七九・一五 八〇・一五 八一・一五 八二・一五 八三・一五 八四・一五 八五・一五 八六・一五 八七・一五 八八・一五 八九・一五 九〇・一五 九一・一五 九二・一五 九三・一五 九四・一五 九五・一五 九六・一五 九七・一五 九八・一五 九九・一五 一〇〇・一五

茲にエホバの許より風おこり出て海の方より鶴を吹きたりこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひろがれること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キュビトなりき 一 尺すなはち起あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鶴を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十ホメルほど拾ひ斂めたり皆これを營の周圍に陳べおけり 二 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさざるにエホバ民にむかひて怒を發しこれを撃ておほいに滅ぼしたまへり 三 是をもてその處の名をキプロテハツタワ(忿心の墓)とよべり其は忿心をおこせる人々を其處に埋たればなり 四 斯て民キプロテハツタワよりハゼロテに進みゆきてハゼロテに居ぬ

第一二章

モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロン、モーセを訪れり 一 彼等すなはち言けるはエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等によりても語り給ふにあらずやとエホバこれを聞たまへり 二 (モーセはその人と爲溫柔なること世の中の諸の人に勝れり)

是に於てエホバ遽にモーセ、アロン及びミリアムに言たまはく汝等三人集會の幕屋に出きたれと三人すなはち出きたりければ 一 エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら二人進みたれば 二 之に言たまはく汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我エホバ異象において我をこれに知しめまた夢において之と語らん 三 わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義なる者なり 四 彼とは

我口をもて相語り明かに言ひて隠語を用ひず彼はまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを

謗ることを畏れざるやと

九 エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり 雲すなはち幕屋をはなれて去ぬその時ミリアムに癩病

生じてその身雪のごとく爲りアロン、ミリアムを見かへるに既に癩病生じをる アロン是においてモーセに言

けるは嗟わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれど願くは其罪を我等に蒙らしむる勿れ 彼をして母の胎

より肉半分腐れて死に生れいづる者のごとくならしむる勿れ モーセすなはちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ

願くは彼を醫したまへ エホバ、モーセに言たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼は七日の間

羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營の外に禁鎖おきて然る後に歸り入しむべしと ミリアムはすなはち

七日の間營の外に禁鎖られぬ民はミリアムの歸り入るまで途に進まざりき

一六 その後民ハゼロテより進みてバランの曠野に營を張り

一七 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの

地を窺はしめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々は皆かれらの中の牧伯たる者なるべ

し モーセすなはちエホバの命にしたがひてバランの曠野よりこれを遣せりその人等は皆イスラエルの子孫の

領袖たる者なり その名は是のごとしルベンの支派にてはザツタルの子シヤンマ シメオンの支派にては

ホリの子シヤバテ ユダの支派にてはエフンネの子カレブ イッサカルの支派にてはヨセフの子イガル

エフライムの支派にてはヌンの子ホセア ベニヤミンの支派にてはラフの子バルテ ゼブルンの支派にて

第三章

一〇九 七六 五四 五

イ出三三・一一 申 八 出三三・一九 王下五・二七、二五 申一・二九、二八 申二・二六、二五 申三・一〇、九 申四・二一、二〇 申五・一〇、九 申六・一〇、九 申七・一〇、九 申八・一〇、九 申九・一〇、九 申一〇・一〇、九 申一一・一〇、九 申一二・一〇、九 申一三・一〇、九 申一四・一〇、九 申一五・一〇、九 申一六・一〇、九 申一七・一〇、九 申一八・一〇、九 申一九・一〇、九 申二〇・一〇、九 申二一・一〇、九 申二二・一〇、九 申二三・一〇、九 申二四・一〇、九 申二五・一〇、九 申二六・一〇、九 申二七・一〇、九 申二八・一〇、九 申二九・一〇、九 申三〇・一〇、九 申三一・一〇、九 申三二・一〇、九 申三三・一〇、九 申三四・一〇、九 申三五・一〇、九 申三六・一〇、九 申三七・一〇、九 申三八・一〇、九 申三九・一〇、九 申四〇・一〇、九 申四一・一〇、九 申四二・一〇、九 申四三・一〇、九 申四四・一〇、九 申四五・一〇、九 申四六・一〇、九 申四七・一〇、九 申四八・一〇、九 申四九・一〇、九 申五〇・一〇、九 申五一・一〇、九 申五二・一〇、九 申五三・一〇、九 申五四・一〇、九 申五五・一〇、九 申五六・一〇、九 申五七・一〇、九 申五八・一〇、九 申五九・一〇、九 申六〇・一〇、九 申六一・一〇、九 申六二・一〇、九 申六三・一〇、九 申六四・一〇、九 申六五・一〇、九 申六六・一〇、九 申六七・一〇、九 申六八・一〇、九 申六九・一〇、九 申七〇・一〇、九 申七一・一〇、九 申七二・一〇、九 申七三・一〇、九 申七四・一〇、九 申七五・一〇、九 申七六・一〇、九 申七七・一〇、九 申七八・一〇、九 申七九・一〇、九 申八〇・一〇、九 申八一・一〇、九 申八二・一〇、九 申八三・一〇、九 申八四・一〇、九 申八五・一〇、九 申八六・一〇、九 申八七・一〇、九 申八八・一〇、九 申八九・一〇、九 申九〇・一〇、九 申九一・一〇、九 申九二・一〇、九 申九三・一〇、九 申九四・一〇、九 申九五・一〇、九 申九六・一〇、九 申九七・一〇、九 申九八・一〇、九 申九九・一〇、九 申一〇〇・一〇、九

はソデの子ガデエル ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてはスシの子ガデ 一三 ダンの支派にてはゲマリの

子アンミエル アセルの支派にてはミカエルの子セトル ナフタリの支派にてはワフシの子ナヘビ 一四 ガド

の支派にてはマキの子ギウエル 是すなはちモーセがその地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモー

セ、ヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり

一七 モーセかれらを遣はしてカナンの地を窺はしめんとして之に言けるは汝等その南の方に起きて山に登り

一八 その地の如何と其處に住む民の強か弱か多か寡かを觀 またその住ところの地は善か悪か其住ところの

邑々は如何なるものなるか彼等は天幕に住るか城の邑に住るかを觀 またその地は腴なるか瘠たるか其中

に樹あるや否を觀よ汝等勇しかれその地の果物を携へきたれよこの時は葡萄の熟し始むる時なりき

二二 是において彼等上りゆきてその地を窺ひチンの曠野よりレホブにおよべり是はハマテに近し 彼等すな

はち南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にはアナクの子アヒマン、セシヤイおよびタルマイあり(ヘブロ

二四 ンにエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者なり) 彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄

のなれる枝を砍とりてこれを枉に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り イスラエルの子孫其處

より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル(一球の葡萄)の谷と稱ふ 二五 彼ら四十日を経その地を窺ふことを竟て歸り

バランの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよび

イスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の果物をこれに見せり 彼等すなは

五五 民數紀略 一五・四一—二〇

五四 たは汝らの節期にあたりて牛あるひは羊をもて燔祭または犠牲を獻げてエホバに馨しき香を奉つる時は、その
 五三 禮物をエホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひは犠牲となすならば麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和
 五二 たるをその素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をその灌祭として供へべし。若また牡羊を之に用ふるならば麥
 五一 粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをその素祭として供へ。また酒一ヒンの三分の一をその灌祭とし
 四九 て獻げエホバに馨しき香をたてまつるべし。汝また願還あるひは酬恩祭をエホバになすに當りて牡牛をもて
 四八 燔祭のるひは犠牲となすならば 麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてその牡牛とともに獻
 四七 げ。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四六 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四五 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四四 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四三 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四二 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四一 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四〇 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三九 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三八 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三七 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三六 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三五 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三四 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三三 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三二 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三一 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三〇 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二九 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二八 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二七 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二六 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二五 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二四 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二三 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二二 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二一 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二〇 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一九 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一八 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一七 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一六 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一五 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一四 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一三 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一二 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一一 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一〇 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 九 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 八 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 七 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 六 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 五 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 四 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 三 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 二 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一 一。また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし。是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり

イ利二二・二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

の初をもてパンを作りてこれを擧祭にそなふべし。是は禾場より擧祭をそなふるが如くに擧てそなふべきなり
 三二 汝ら代々その麥粉の初をもて擧祭をエホバにたてまつるべし
 三三 汝等もし誤りてエホバのモーセに告たまへるこの諸の命令を行はず エホバがモーセをもて命じたまひ
 三四 し事等並にその命ずることを始めたまひし日より以來汝らの代々にも命じたまはんとおるの事等を行はざる事有
 三五 ん時 すなはち會衆誤りて犯す所ありて之を知らざることあらん時は全會衆少き牡牛一匹を燔祭にさゝぐりてエホ
 三六 バに馨しき香とならしめ之にその素祭と灌祭を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にさゝぐりて
 三七 而して祭司イスラエルの子孫の全會衆のために贖罪を爲べし。斯せば是は赦されん。是は過誤なればなり。彼等は
 三八 として火祭をエホバにさゝぐりてまたその過誤のために罪祭をエホバの前にさゝぐべし。然せばイスラエルの子孫
 三九 の會衆みな赦されん。また彼等の中に寄寓る他國の人も然るべし。其は民みな誤り犯せるなればなり
 四〇 人もし誤りて罪を犯さば當歳の牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし。祭司はまたその誤りて罪を犯せる人が誤
 四一 りてエホバの前に罪を獲たるが爲に贖罪をなしてその罪を贖ふべし。然せば是は赦されん。イスラエルの子孫の
 四二 國の者にもあれ。また其中に寄寓る他國の人にもあれ。凡そ誤りて罪を犯す者には汝らその法を同じからしむべし
 四三 本國の人にもあれ。他國の人にもあれ。凡そ擅横に罪を犯す者は是エホバを潰すなればその人はその民の中より
 四四 絶るべし。斯る人はエホバの言を輕んじその誠命を破るなるが故に必ず絶れその罪を身に承ん
 四五 イスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一箇の人の柴を拾ひあつむるを見たり。是においてその柴を拾
 四六 ひあつむるを見たる者等これをモーセとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが。之を如何に爲べきか未だ

イ利二二・二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり 時にエホバ、モーセに言たまひけるはその人はかならず殺さるべきなり 全會衆營の外にて石をもて之を撃べしと 全會衆すなはち之を營の外に曳いだし石をもてこれを撃ころし

エホバのモーセに命じたまへることくせり

エホバ亦モーセに告て言たまはく 汝イスラエルの子孫に告げ代々その衣服の裾に襟をつけその裾の襟の上に青き紐をほどこすべしと之に命ぜよ 此襟は汝らに之を見てエホバの諸の誠命を記憶して其をおこなはしめ汝らをしてその放縱にする自己の心と目の欲に従ふこと無らしむるための者なり 斯して汝等吾もるもろの誠命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし 我は汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて汝らをエジプトの地より導きいだせし者なり我は汝らの神エホバなるぞかし

茲にレビの子コハテの子イヅハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとアピラム並にペレテの子オン等相結び イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるとこの名ある人々二百五十人とともに起てモーセに逆らふ すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言けるは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバその中に在するに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや

モーセこれを聞て俯伏たりしが やがてコラとその一切の黨類に言けるは明日エホバ己の所屬は誰聖者は誰なるかを示して其者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし 汝等かく爲よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り その中に火をいれその中に香を盛て明日エホバの前に至れその時エ

第一六章

ビラム並にペレテの子オン等相結び

イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるとこの名ある人々二百五十人とともに起てモーセに逆らふ

すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言けるは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバその中に在するに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや

モーセこれを聞て俯伏たりしが やがてコラとその一切の黨類に言けるは明日エホバ己の所屬は誰聖者は誰なるかを示して其者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし 汝等かく爲よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り

その中に火をいれその中に香を盛て明日エホバの前に至れその時エ

ホバの選みたまふ人は聖者たるべしレビの人々よ汝等はその分を超えるなり

モーセまたコラに言けるは汝等レビの子等よ請ふ聽け

イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分ち己に近かせてエホバの幕屋の役事を爲しめ會衆の前に立て之にかはりて勤務をなさしめたまふ是に汝らにとりて小き事ならんや 神すでに汝と汝の兄弟なるレビの兒孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭司とならんことをも求むるや 汝と汝の黨類は皆これがために集りてエホバに敵するなりアロンを如何なる者として汝等これに對ひて咄くや

かくてモーセ、エリアブの子ダタンとアピラムを呼に遣はしけるに彼等いひけるは我等は上り往じ 汝は乳と蜜との流るゝ地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是に小き事ならんや然るに汝また我等の上に君たらんとす 且また汝は我らを乳と蜜との流るゝ地にも導きゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて有たしめ汝この人々の目を抉りとらんとするや我等は上りゆかじ

是においてモーセおほいに怒りエホバに申しけるは汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我はかれらより驢馬一匹をも取しことなくまた彼等を一人も害せしこと無し 斯てモーセ、コラに言けるは汝と汝の黨類みなアロンと偕に明日エホバの前に至れ 即ち汝らおのおの火盤を執てその中に香を盛り各人その火盤をエホバの前に携へいたれその火盤は都合二百五十汝とアロンも各々その火盤を携へいたるべしと 彼等すなはち各々火盤を執り火をその中にいれて香をその上に盛りモーセおよびアロンとともに集會の幕屋の門に立り コラ會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしにエホバの榮光全會衆に顯れ

エホバ、モーセとアロンに告て言たまひけるは 汝等この會衆を離れよ我これを直に滅さんとすと

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

民數紀略 一六・八—二二

是においてかれら二人俯伏て言ふ神よ一切の血肉ある者の生命の神よこの一人の者罪を犯したればとて汝全
會衆にむかひて怒を發したまふや エホバ、モーセに告て言たまはく 汝會衆にむかひてコラとダタンと
アピラムの居所の周圍を去れと言へと

モーセすなはち起あがりてダタンとアピラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに従がひいたれり
而してモーセ會衆に告て言けるは汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物には何にも擲る勿れ恐くは
彼らの諸の罪のために汝らも滅ぼされん 是において人々はコラとダタンとアピラムの居所を離れて四方に去
ゆけりまたダタンとアピラムはその妻子ならびに幼兒とともに出てその天幕の門に立り モーセやがて言ける
は汝等エホバがこの諸の事をなさせんとて我を遣したまへる事また我がこれを自分の心にしたがひて行ふにあら
ざる事を是によりて知べし すなはちこの人々もし一般の人の死ることくに死に一般の人の罰せらるゝ如くに
罰せられなばエホバわれを遣したまはざるなり 然どエホバもし新しき事を爲たまひ地その口を開きてこの人
人との之に屬する者を吞つくして生ながら陰府に下らしめなばこの人々はエホバを瀆しゝなりと汝ら知るべし

モーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け 地その口を開きてかれらとその家族の者な
らびにコラに屬する一切の男等と一切の所有品を吞つくせり すなはち彼等とかれらに屬する者はみな生なが
ら陰府に下りて地その上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが その周圍に居たるイスラエ
ル人は皆かれらの叫喊を聞て逃はしり恐くは地われらをも吞つくさんと語り 且またエホバの許より火いでて

かの香をそなへたる者二百五十人を焼つくせり

時にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝祭司アロンの子エレアザルに告てその燃る火の中より彼の火
盤を取りださしめその中の火を遠方に傾すてよその火盤は聖なりたればなり 而してその罪を犯して生命を
喪へる者等の火盤は之を濁き展版となして祭壇を包むに用ひよ彼等エホバの前にそなへしに因て是は聖なりたれ
ばなり斯是はイスラエルの子孫に徴と爲べし 是において祭司エレアザル彼の燒死されし者等が用ひてそなへ
たる銅の火盤を取りだしければ之を濁く打展し之をもて祭壇を包み 之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り
是はアロンの子孫たらざる外人が近りてエホバの前に香を焚くこと無らんため亦かゝる人ありてコラとその黨類の
ごとくならずらん爲なり是みなエホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり

その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて呟き汝等はエホバの民を殺せりと言り
會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひエホバの榮光顯れをる
時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに エホバ、モーセに言たまひけるは 汝らこの會衆
をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとす是において彼等二人は俯伏ぬ 斯てモーセ、アロンに言けるは
汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ちき之がために贖罪を爲せ其はエホ
バ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと アロンすなはちモーセの命ぜしごとくに之を執て會衆の
中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し 既に死者と尙生る者
との間に立ければ疫病止まれり コラの事によりて死たる者外この疫病に死たる者は一萬四千七百なりき

イ民一六・四五、一四 亞二・一 來二二 二・三 結一三 聖一〇・三 結五九 五五・五
イ民一六・四六、一四 約五・二二 約五・三〇 聖一〇・三 結五九 五五・五
イ民一六・四七、一四 約五・二二 約五・三〇 聖一〇・三 結五九 五五・五
イ民一六・四八、一四 約五・二二 約五・三〇 聖一〇・三 結五九 五五・五

五〇 而してアロンはモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病は斯やみぬ

第七章

一 エホバ、モーセに告て言給はく 汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家に
したがひて杖一本づゝを取れ即ちその一切の牧伯等よりその父祖の家に循ひて杖都合十二本を取り
その人等の名を各々その杖に書せ 二 レビの杖には汝アロンの名を書せ其はその父祖の家の長たる者各箇杖一本
を出すべければなり 四 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし 五 我が選め
る人の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて咬くところの怨言をわが前に止むべし 六 モーセか
くイスラエルの子孫に語りければその牧伯等のおの杖一本づゝを之に付せり即ち牧伯等のおのその父祖の家
にしたがひて一本づゝを出したればその杖あはせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり 七 モーセその杖を皆
律法の幕屋の中にてエホバの前に置き

ハ 斯てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて視るにレビの家のために出せるアロンの杖芽をふき蕾をなし花咲
て巴旦杏の果を結べり 九 モーセその杖をことごとくエホバの前よりイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼
ら見ておのおの自分の杖を取り 一〇 時にエホバまたモーセに言たまはく汝アロンの杖を律法の櫃の前に携へかへ
り其處にたくはへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして
死ざらしむべし 二 モーセすなはち然なしエホバの己に命じたまへる如くせり

二 イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等は死ん我等は滅びん我等はみな滅びん 一三 凡そエホバの幕
屋に徴にても近く者はみな死るなり我等はみな死斷べき歟

イ出二五・二二、二九 口民一六・五 一八二 徒七・四四 ト民一七・五
ヨ民一六・四〇 八二 利二四・三三 三 出二九・二九、四〇 六二 五二・七、七六
タ民三・一七 一 出二九・二九、四〇 六二 五二・七、七六
ワ民三・一〇 一 出二九・二九、四〇 六二 五二・七、七六

第十八章

一 斯てエホバ、アロンに告て言たまはく汝と汝の子等および汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪を
その身に擔當べしまた汝と汝の子等は汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べ
し 二 汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし
但し汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり 三 彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の
器具と壇とに近くべからず恐くは彼等も汝等も死るならん 四 彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の
諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず 五 斯なんぢらは聖所の職守と祭壇の職守を守るべし然せ
ばエホバの震怒かかねてイスラエルの子孫に及ぶこと有じ 六 視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人をイスラエルの
子孫の中より取り取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ 七 汝と汝の子等は
祭司の職を守りて祭壇の上と障蔽の幕の内一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭司の職の勤務を賜物と
して汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん

ハ エホバ又アロンに言たまはく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我に擧祭とするところの者をもて汝
に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす 九 斯のごとく至聖
禮物の中火にて燒ざる者は汝に歸すべし即ちその我に獻る諸の禮物 素祭 罪祭 愆祭等みな至聖くして汝と汝ら
の子等に歸すべし 一〇 至聖所にて汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物た
るなり 一 汝に歸すべき物は是なり即ちイスラエルの子孫の獻る擧祭と擧祭の物我これを汝と汝の男子と女子に

二 與へ是を永く例となす汝の家の者の山潔き者はみな之を食ふことを得るなり 油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者な
 三 ど凡てエホバに獻るその初の物を我なんぢに與ふ 最初に成る國の産物の中エホバに携へたる者は皆なんぢに
 四 歸すべし汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし
 五 凡そ血肉ある者の首出子にしてエホバに獻らるゝ者は人にもあれ畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の
 六 首出子は必ず贖ふべくまた汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり 之を贖ふにはその人の生れて一箇月に至れ
 七 る後に汝その估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十ゲラなり
 八 然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべからず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て
 九 火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし 其の肉は汝に歸すべし搖る胸と右の腿とおなじく是は汝に
 十 歸するなり イスラエルの子孫がエホバに獻る舉祭とする所の聖物はみな我これを汝と汝の男子女子に與へこ
 十一 れを永く例となす是はエホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり エホバまた
 十二 アロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に産業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼
 十三 らの中において我は汝の分汝の産業たるなり
 十四 またレビの子孫たる者には我イスラエルの中において物の十分の一を與へて之が産業となし其なすところ
 十五 の役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づぐべからず恐くは罪
 十六 を負て死ん 第レビ人集會の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの

一利二二・二、三、ハ出三三・二九、ヘ利二七・二八、リ利二七・二六、民、ヲ利三二・二五、一三・五、詩一六・五、結四四、九
 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

二四 子孫の中に産業の地を有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり
 二五 エルの子孫が十に一を取り舉祭としてエホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその産業となさしむるが故に
 二六 我かれらにつきて言ひ彼等はイスラエルの子孫の中に産業の地を得べからずと
 二七 エホバ、モーセに告て言たまはく 汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等
 二八 に與へて産業となさしむるその什一の物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てエホバの舉祭となすべし
 二九 汝等の舉祭の物品は禾場よりたてまつる穀物の如く酒醪の内よりたてまつる酒のごとくに見做れん
 三十 此のごとく汝等もまたイスラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりエホバに舉祭を獻げそのエホバの
 三十一 舉祭を祭司アロンに與ふべし 汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ即ちその聖き分を取てエホ
 三十二 バの舉祭を獻べし 汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻るに於てはその殘餘の物は汝等レビ
 三十三 人におけること禾場より取る物のごとく酒醪より取る物のごとくならん 汝等と汝らの眷屬何處にても之を食
 三十四 ふことを得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり 汝らその嘉ところを獻るに於ては
 三十五 之がために罪を負ふこと有じ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第十九章

一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 二 エホバが命するところの律の例は是のごとし云く
 三 イスラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しこと有ざる者を汝の許に牽きたらし
 四 め 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に牽いだして自己の眼の前にこれを牽らしむべ
 五 し 而して祭司エレアザルこれが血を其指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ 六 やがてその

六 牝牛を自己の眼の前に焼しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな焼べし
七 紅の糸をとりて之をその焼る牝牛の中に投いるべし
八 かくて祭司はその衣服を洗ひ水にてその身を滌ぎて然
九 後營に入べし祭司の身は晩まで汚るゝなり
十 また之を焼たる者も水にその衣服を洗ひ水にその身を滌ぐべし
十一 彼も晩まで汚るゝなり
十二 斯て身の潔き人一人その牝牛の灰をかき敷めてこれを營の外に清淨處に蓄へ置べし是
十三 イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を潔る水を作るべき者にして罪を潔むる物に當るなり
十四 其の
十五 牝牛の灰をかき敷めたる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなりイスラエルの子孫とその中に寄寓る
十六 他國の人とは永くこれを例とすべきなり
十七 人の死屍に擲る者は七日の間汚る

二二

三

四

五

六

若し第三日と第七日に身を潔むることを爲されば潔くならじ
凡そ死人の屍に擲りて身を潔むることを爲さ
る者はエホバの幕屋を汚すなればイスラエルより斷るべし汚穢を潔むる水をその身に灑ぎるによりて潔くならず
その汚穢なほ身にあるなり
天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然
る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん

二八 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
二九 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三〇 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三一 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三二 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三三 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三四 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三五 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三六 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三七 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三八 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
三九 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん
四〇 天幕に入る者凡てその天幕に入る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん然る者其の罪を潔むるべし然せば潔くならん

一九 者あるひは墓などに擲れる者に灑ぐべし 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れたる者に之を灑ぐべし
二十 而して第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を滌ぐべし然せば晩におよびて
二十一 潔くなるべし
二十二 然ど汚れて身を潔むることを爲さる人はエホバの聖所を汚すが故にその身は會衆の中より絶るべし汚穢を潔
二十三 むる水に身を灑ぎ給へばその人は潔くならざるなり 彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔むる
二十四 水を人に灑げる者はその衣服を洗ふべしまた汚穢を潔むる水に擲れる者も晩まで汚るべし 凡て汚れたる人の
二十五 擲れる者は汚るべしまた之に擲る人も晩まで汚るべし
二十六 斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてチンの曠野にいたれり而して民みなカデシに
二十七 止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ
二十八 當時會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に
二十九 我らの兄弟等がエホバの前に死たるときに我等も死たれば善りしものを 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に
三十 導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや 汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き
三十一 處に導き入りしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴もなくまた飲べき水も無し 是におい
三十二 てモーセとアロンは會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光かれらに顯れ
三十三 バ、モーセに告げて言たまはく 汝杖を執り汝の兄弟アロンとともに會衆を集めその眼の前にて汝ら磐に命ぜよ
三十四 磐その中より水を出さん汝かく磐より水を出して會衆とその獸畜に飲しむべしと

一九 者あるひは墓などに擲れる者に灑ぐべし 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れたる者に之を灑ぐべし
二十 而して第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を滌ぐべし然せば晩におよびて
二十一 潔くなるべし
二十二 然ど汚れて身を潔むることを爲さる人はエホバの聖所を汚すが故にその身は會衆の中より絶るべし汚穢を潔
二十三 むる水に身を灑ぎ給へばその人は潔くならざるなり 彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔むる
二十四 水を人に灑げる者はその衣服を洗ふべしまた汚穢を潔むる水に擲れる者も晩まで汚るべし 凡て汚れたる人の
二十五 擲れる者は汚るべしまた之に擲る人も晩まで汚るべし
二十六 斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてチンの曠野にいたれり而して民みなカデシに
二十七 止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ
二十八 當時會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に
二十九 我らの兄弟等がエホバの前に死たるときに我等も死たれば善りしものを 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に
三十 導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや 汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き
三十一 處に導き入りしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴もなくまた飲べき水も無し 是におい
三十二 てモーセとアロンは會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光かれらに顯れ
三十三 バ、モーセに告げて言たまはく 汝杖を執り汝の兄弟アロンとともに會衆を集めその眼の前にて汝ら磐に命ぜよ
三十四 磐その中より水を出さん汝かく磐より水を出して會衆とその獸畜に飲しむべしと

九 八 七 六 五 四 三 二 一
民數紀略 一九・一九—二〇・九

七 遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死者多かりき 是によりて民モーセにいたりて言けるは
 我らエホバと汝にむかひて泣きて罪を獲たり請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよとモーセすなは
 八 ち民のために祈ければ エホバ、モーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべし凡て咬れた
 九 る者は之を仰ぎ觀なば生べし モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり之を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れ
 一〇 たる者その銅の蛇を仰ぎ觀ば生たり

二〇 イスラエルの子孫途に進みてオボテに營を張り またオボテより進み行きモアブの東の方に亘るところ
 二一 の曠野においてイエアバリムに營を張り また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り 其處より進みゆ
 二二 きてアルノンの彼旁に營を張りアルノンはアモリの境より出て曠野に流るゝ者にてモアブとアモリの間にありて
 二三 モアブの界をなすなり 故にエホバの戦争の記に言るあり云くスバのワヘブ、アルノンの河 河の流即ち
 二四 アルの邑に落りモアブの界に倚る者と かれら其處よりベエル(井)にいたれりエホバがモーセにむかひて汝
 二五 民を集めよ我これに水を與へんと言たまひしはこの井なりき

二六 時にイスラエルこの歌を歌へり云く井の水よ湧あがれ汝等これがために歌へよ 此井は笏と杖をもて
 二七 牧伯等これを掘り民の君長等之を掘れりと斯て曠野よりマツタナにいたり マツタナよりナハリエルにいたり
 二八 ナハリエルよりバモテにいたり バモテよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するピスガの巔にいたれり
 二九 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめけるは 我をして汝の國を通過しめよ我等
 三〇 は田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ我らは汝の境を出るまでは唯玉の道を通りて行んのみと 然る

イ詩七八・三四 一・一九 王士 一・四一・五
 口民二一・五 一・三六 八二四 一・三三三・四三
 八出八・八二八 母前 二下二八・四 約三 へ民三三・四四
 七 一・二一・二二 一・二一・二二 九 王士 一・四一・五
 二四 一・二一・二二 九 王士 一・四一・五
 二四 一・二一・二二 九 王士 一・四一・五
 二四 一・二一・二二 九 王士 一・四一・五

三二 にシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでて
 三三 イスラエルを攻んとしヤハツに來りてイスラエルと戦ひけるが イスラエル刃をもて之を撃やぶりその地をア
 三四 ルノンよりヤボクまで奪ひ取りアンモンの子孫にまで至れりアンモンの子孫の境界は堅固なりき イスラエル
 三五 かくその城邑を盡く取り而してイスラエルはアモリ人の諸の城邑に住みヘシボンとそれに附る諸の村々に居る
 三六 ヘシボンはアモリ人の王シホンの都城なりシホンは曾てモアブの前王と戦ひてかれの地をアルノンまで盡
 三七 くその手より奪ひ取しなり 故に歌をもて云るあり曰く汝らヘシボンに來れシホンの城邑を築き建よ ヘシ
 三九 ポンより火出でシホンの都城より焔いでてモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅ぼせり
 四〇 モアブよ汝は禍なる哉ケモシの民よ汝は滅ぼさるその男子は逃奔りその女子はアモリ人の王シホンに擄らる
 四一 るなり 我等は彼らを撃たふしヘシボンを滅ぼしてデボンに及び之を荒してまたノバに及びメデバにいたる
 四二 斯イスラエルの子孫はアモリ人の地に住たりしが モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ遂にその
 四三 村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出し

四四 轉てバシヤンの路に上り行きけるにバシヤンの王オグその民を盡く率ゐて出で之を迎へてエデレイに戦は
 四五 んとす エホバ、モーセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民とその地を盡く汝の手に付す汝
 四六 ヘシボンに住をりしアモリ人の王シホンに爲たるとくに彼にも爲べしと 是において彼とその子とその民を
 四七 ことごとく撃ころし一人も生存る者なきに至らしめて之が地を奪ひたり

第二二章 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてエリ

二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

コに對ぶ 二 一
 チツボルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり 三 是においてモアブ人大いにイス
 ラエルの民を懼る是の數多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの子孫のために心をなやましたれば 四 すな
 はちミデアンの長老等に言ふこの群衆は牛が野の草を蝕食ふごとくに我等の四圍の物をことごとく蝕食はんとす
 とこの時にはチツボルの子バラク、モアブ人の王たり 五 彼すなはち使者をベトルに遣してベオルの子パラムを
 招かしめんとすベトルはパラムの本國にありて河の邊に立りその之を招かしむる言に云く茲にエジプトより出來
 し民あり地の面を蓋ふて我の前にをる 六 然ば請ふ汝今來りて我のためにこの民を誑へ彼等は我よりも強ければな
 り然せば我これを撃やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることもあらん其は汝が祝する者は福德を得汝が誑ふ
 者は禍を受くと我しればなりと 七

七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

四 三五 二六 二七 一八 一九 二〇 二二 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

事をゆるさざるなりと 一四 モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの許にいたりパラムは我らとともに來る
 ことを肯せずと告たれば 一五

一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

巴拉クまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり 一六 彼らパラムに詣りて之に言けるはチツボル
 の子バラクかく言ふ願くは汝何の障碍をも願みずして我に來れ 一七 我汝をして甚だ大なる尊榮を得させん汝が
 我に言ところは何て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を誑へ 一八 巴拉ク答へてバラクの臣僕等に
 言けるは假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の大小を論ずわが神エホバの言を踰ては
 何をも爲ことを得ず 一九 然ば請ふ汝らも今晩此に宿り我をしてエホバの再び我に何と言たまふかを知らせよと
 二〇

二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一〇

二九 ば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せば汝かく三次我を打や 三九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが
 三〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 三〇 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいた
 三二 るまで汝が常に乗ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ
 三三 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて
 三四 俯伏たるに 三三 エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる
 三五 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 三三 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉
 三六 らして我を避すば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 三四 バラム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり
 三六 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし 三五 エホバの使者バラムに
 三六 言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラムの牧伯等とともに
 三六 往り

三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ
 三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらすや汝なにゆゑ我許に來らざ
 三八 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 三八 バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり
 三九 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 三九 斯てバラムはバラクとともに
 四〇 往てキリアテホヅテに至りしが 四〇 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり
 四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端

民數紀略 二二・二九—四一
 二九 ば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せば汝かく三次我を打や 三九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが
 三〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 三〇 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいた
 三二 るまで汝が常に乗ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ
 三三 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて
 三四 俯伏たるに 三三 エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる
 三五 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 三三 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉
 三六 らして我を避すば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 三四 バラム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり
 三六 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし 三五 エホバの使者バラムに
 三六 言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラムの牧伯等とともに
 三六 往り
 三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ
 三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらすや汝なにゆゑ我許に來らざ
 三八 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 三八 バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり
 三九 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 三九 斯てバラムはバラクとともに
 四〇 往てキリアテホヅテに至りしが 四〇 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり
 四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端

民數紀略 二二・二九—四一
 二九 ば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せば汝かく三次我を打や 三九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが
 三〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 三〇 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいた
 三二 るまで汝が常に乗ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ
 三三 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて
 三四 俯伏たるに 三三 エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる
 三五 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 三三 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉
 三六 らして我を避すば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん 三四 バラム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり
 三六 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし 三五 エホバの使者バラムに
 三六 言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラムの牧伯等とともに
 三六 往り
 三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ
 三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらすや汝なにゆゑ我許に來らざ
 三八 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや 三八 バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり
 三九 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 三九 斯てバラムはバラクとともに
 四〇 往てキリアテホヅテに至りしが 四〇 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり
 四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端

第三章

一 バラム、バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと
 二 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げ
 三 たり 三 而してバラムはバラクにむかひ汝は燔祭の傍に立れ我は往んとすエホバあるひは我に來りのぞみたま
 四 はんその我に示したまふところの事は凡てこれを汝に告んと言て一の高處に登りたるに 四 神バラムに臨みたま
 五 ひければバラムこれに言けるは我は七箇の壇を設けその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げたりと 五 エホバ、
 六 バラムの口に言を授けて言たまはく汝バラクの許に歸りて斯いふべしと 六 彼すなはちバラクの許に至るにバラ
 七 クはモアブの諸の牧伯等とともに燔祭の傍に立る 七 バラムすなはちこの歌をのべて云くモアブの王バラク、
 八 スリアより我を招き寄せ東の邦の山より我を招き寄せ云ふ來りて我ためにヤコブを詛へ來りてわがためにイスラ
 九 エルを呪れと 八 神の詛はざる者を我いかで詛ふことを得んやエホバの呪らざる者を我いかで呪ることを得んや
 一〇 磬の頂より我これを觀崗の上より我これを望むこの民は獨り離れて居ん萬の民の中に列ぶことなからん 一〇 誰
 一 一 かヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一を數ふことを能せんや願くは 一 一 義人のごとくに我死ん願くは
 一 二 わが終これが終にひとしかれ 一 二 是においてバラク、バラムに言けるは汝我に何を爲や我はわが敵を詛はしめん
 一 三 とて汝を携きたりしなるに汝はかへつて全くこれを祝せり 一 三 バラムこたへて言けるは我は慎みてエホバの我口
 一 四 に授る事のみを宣べきにあらすや 一 四

ベオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちベオルのために疫病の起れる日に殺されしコズビの事において汝らを感じたればなり

第二章

疫病の後エホバ、モーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく、イスラエルの全會衆の總數をその父祖の家にしたがひて核ベイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る者を數へよと、モーセ及び祭司エレアザルすなはちエリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれらに告て言けるは、エジプトの地より出きたれるモーセとイスラエルの子孫にエホバの命を給へる如く汝ら其中の二十歳以上の者を計へよ

イスラエルの長子はルベン、ルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でバルよりバル人の族出で、ヘノクよりヘノク人の族出でカルミよりカルミ人の族出で、ルベンの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬三千七百三十人、またバルの子はエリアブ、エリアブの子はネムエル、ダタン、アピラムこのダタンとアピラムは會衆の中に名ある者にてコラの黨類とともにモーセとアロンに逆ひてエホバに悖りし事ありしが、地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に焼れて死うせ人の鑑戒となれり、但しコラの子等は死ざりき、シメオンの子孫はその宗族に依ば左のごとし、ネムエルよりはネムエル人の族出でヤミンよりはヤミン人の族出でヤキンよりはヤキン人の族出で、ゼラよりはゼラ人の族出でシヤウルよりはシヤウル人の族出づ、シメオンの宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人

イ三〇・一、二、三、ハ、民二六・六三、二二、ニ、民一、一、ヘ、民一六・一、二、ト、民一六・三三、三五、リ、出六・二四、代上六、一、二、二、ロ、民一、三、三、三、四、八、三、五、一、一、代上五、一、一、ト、民一六・三八、三、八、リ、出六・二四、代上六、一、二、二、ル、代上四・二四

ヲ、創四六・一六、カ、創四六・一六、ヨ、創四六・一六、タ、創三・八、二、四、六、ソ、創四六・一三、代上七、一、二、ナ、創四六・二〇、代上七、一、二、ラ、書一七・二、七、六、一、一、レ、代上二・三、ツ、創四六・一四、ム、民二七・一、三、六、一、一

ガドの子孫は其宗族に依ば左の如し、ゼボンよりはゼボン人の族出でハギよりはハギ人の族出でシユニよりはシユニ人の族出で、オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で、アロドよりはアロド人の族出でアレリよりはアレリ人の族出づ、ガドの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬五百人

ユダの子等はエルとオナン、エルとオナンはカナンの地に死たり、ユダの子孫はその宗族によれば左のごとし、シラよりはシラ人の族出でベレヅよりはベレヅ人の族出でゼラよりはゼラ人の族出づ、ベレヅの子孫は左のごとし、ヘヅロンよりはヘヅロン人の族出でハムルよりはハムル人の族出づ、ユダの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は七萬六千五百人

イツサカルの子孫はその宗族によれば左のごとし、トラよりはトラ人の族出でブワよりはブワ人の族出でヤシユブよりはヤシユブ人の族出でシムロンよりはシムロン人の族出づ、イツサカルの子孫は是のごとくにしてその數へられし者は六萬四千三百人

ゼブルンの子孫はその宗族によれば左の如し、セレデよりはセレデ人の族出でエロンよりはエロン人の族出でヤリエルよりはヤリエル人の族出づ、ゼブルン人の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は六萬五百人

ヨセフの子等は其の宗族に依ば、マナセとエフライム、マナセの子等の中、マキルよりマキル人の族出づ、マキル、ギレアデを生り、ギレアデよりギレアデ人の族出づ、ギレアデの子孫は左のごとし、イエゼルよりはイエゼル人の族出でヘレクよりはヘレク人の族出で、アスリエルよりはアスリエル人の族出でシケムよりはシケム人の族出で、セミダよりはセミダ人の族出で、ヘベルよりはヘベル人の族出づ、ヘベルの子、ゼロババデには男子

なく惟女子ありしのみその名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザと曰ふ マナセの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は五萬二千七百人

エフライムの子孫はその宗族によれば左のごとしシユテラよりはシユテラ人の宗族出でベケルよりはベケル人の族出でタハンよりはタハン人の族出づ シユテラの子孫は左のごとしエランよりエラン人の族出づ

エフライムの子孫はその宗族は是のごとくにしてその核數られし者は三萬二千五百人ヨセフの子孫はその宗族に依ば是のごとし

ベニヤミンの子孫はその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出でアシベルよりはアシベル人の族出でアヒラムよりはアヒラム人の族出で シユバムよりはシユバム人の族出でホバムよりはホバム人の族出づ

ベラの子等はアルデとナアマン、アルデよりはアルデ人の族出でナアマンよりはナアマン人の族出づ

ベニヤミンの子孫はその宗族に依ば是のごとくにしてその核數られし者は四萬五千六百人

ダンの子孫はその宗族に依ば左のごとしシユハムよりシユハム人の族出づダンの宗族はその宗族によれば是の如し シユハム人の諸の族の中核數られし者は六萬四千四百人

アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしエムナよりはエムナ人の族出でエスイよりはエスイ人の族出でベリアよりはベリア人の族出づ ベリアの子孫の中へベルよりはへベル人の族出でマルキエルよりはマルキエル人の族出づ アセルの女子の名はサラと曰ふ アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者五萬三千四百人

イ代上七二〇 八創四六・二一 代上 八・二 本代上八・三 七三〇
七六六 代上 二創四六・二一 代上 七三〇

ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤジェルよりはヤジェル人の族出でグニよりグニ人の族出でエゼルよりエゼル人の族出でシレムよりシレム人の族出づ ナフタリの宗族はその宗族によればかくのごとくにしてその核數られしものは四萬五千四百人

すなはちイスラエルの子孫の核數られし者は六十萬一千七百三十人なりき

エホバ、モーセに告て言たまはく この人々にその名の數にしたがひて地を分ち與へてこれが産業となさしむべし 人衆には汝多くの産業を與へ人寡には少の産業を與ふべし即ちその核數られし數にしたがひて

おのおの産業を受べきなり 但しその地は閫をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし即ち閫をもてその産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり

レビ人のその宗族にしたがひて數へられし者は左のごとしゲルシヨンよりはゲルシヨン人の族出でコハテよりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ

レビの族は左のごとしリブニ人の族へブロン人の族マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテ、アムラムを生り

アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの女子なり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを生り

アロンにはナダブ、アビウ、エレアザルおよびイタマル生る ナダブとアビウは異火をエホバの前にさしげし時死り

その核數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に産業を與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり

是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラ

エルの子孫の數なり 但しその中にはモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時に數へたる者は一人もあらざりき 其はエホバ曾て彼らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまひたればなり是をもてエフソネの子カレブとヌンの子ヨシユアの外は一人も遺れる者あらざりき

第二十七章

茲にヨセフの子マナセの族の中なるへベルの子ゼロペハデの女子等きたれりへベルはギレアデの子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザといふ 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會衆の前に立ち言けるは 我等の父は曠野に死り彼はかのコラに與して集りてエホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子なし 我らの父の名なんぞその男子あらざるがためにその族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟の中において我らにも産業を與へよと

モーセすなはちその事をエホバの前に陳けるに
エホバ、モーセに告て言たまはく ゼロペハデの女子等の言ところは道理なり汝かならず彼らの父の兄弟の中において彼らに産業を與へて獲さすべし即ちその父の産業をこれに歸せしむべし 汝イスラエルの子孫に告て言べし人もし男子なくして死ばその産業をこれが女子に歸せしむべし もしまた女子もあらざる時はその産業をその兄弟に與ふべし もし兄弟あらざる時はその産業をその父の兄弟に與ふべし もしまたその父に兄弟あらざる時はその親戚の最も近き者にその産業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとくイスラエルの子孫は永く之をもて律法の例とすべし

茲にエホバ、モーセに言たまはく汝このアバリム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ 汝

イ民一・申二・二四、 哥前一〇・五、六、 一・一、一 卷一七、 六四、六五、 申三三・四七、申三
一五、 八民一四・三〇、 三、 一、一、一 卷一七、 六四、六五、 申三三・四七、申三
口民一四・二八、二九、 二民二六・三三、三六、 ホ民一四・三五、二六、 ト書一七、四、 又民三五・二九、 三四、一

これを觀なばアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加はるべし 是チンの曠野において會衆の爭論をなせる砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖き事をかれらの目のまへに顯すことを爲さざりしが故なり是すなはちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり

モーセ、エホバに申して言けるは 一六、 エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くはこの會衆の上に一人を立て 之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をして牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ 一八、 エホバ、モーセに言たまはくヌンの子ヨシユアといふ靈のやどれる人を取り汝の手をその上に按き 一九、 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立て彼らの前にて之に命ずる事をなすべし 二〇、 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむべし 二一、 彼は祭司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにエホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラエルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言にしたがひて入べし 二二、 是に

おいてモーセはエホバの已に命じたまへるごとく爲しヨシユアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前に立せしめてその手をこれが上に按き之に命ずることを爲しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二十八章

エホバ、モーセに告て言たまはく 一、 イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる火祭わが馨 香の物は汝らこれをその期にいたりて我に獻ぐることを怠るべからず 汝かれらに言べし汝らがエホバに獻ぐる火祭は是なり即ち當歳の全たき羔羊二匹を日々に獻けて常燔祭となすべし 二、 即

ヲ民二〇・二四、二八、 三二、 二〇、一八、一三、 創四一・三八、士三、 申三三・一七、 四、 九、一、二〇、一八、二、 二二、二〇、一三、一
一三、二、申一〇・六、 九、 代下二・一〇、 一〇、一、二、九、 ナ民一・一七、二八、 申三三・一七、 五、 二二、二〇、一三、一
ヲ民二〇・二四、ヨ民一六・二二、 一、 王上三三・一七、 亞 母前一〇・六、九、五、 三、三六、 母前二二、 九、三〇、七、
申一・三七、三二、 一〇、二、 太九・三、 下二二・五、 九、三〇、七、 ノ申三三・二八、三一、七、
五、一、詩一〇六、 夕申三三・一、 母前八、 六、一〇、六、三四、 申三三・四九、 九、一、六、一、七、 出二八・三〇、
オ利三三・二、二、

八七 七 またその七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず 汝らエホバに燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹是みな全き者なるべし 九 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三 牡山羊一匹に十分の二を用ひ 一〇 また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 一 一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり

二 七月の十五日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず汝ら七日の間エホバに向て節筵を守るべし 汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三 牡羊二匹 當歳の羔羊十四 是みな全き者なるべし 四 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三 その二匹の牡羊には各箇十分の二を用ひ 五 その十四の羔羊には各箇十分の一を用ふべし 六 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

二七 二八 二九 第三日には少き牡牛十一 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡山羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

三〇 三二 三三 第四日には少き牡牛十匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

三六 三七 三八 第五日には少き牡牛九匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

三九 四〇 四一 第六日には少き牡牛八匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

四二 四三 四四 第七日には少き牡牛七匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

四五 四六 四七 第八日にはまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず 燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 一 二 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三 四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

四八 四九 五〇 汝らその節期にはエホバに斯なすべし是らは皆汝らが願還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所

民數紀略 二九・二三—三九

の燔祭、素祭、灌祭および酬恩祭の外なり。四〇 モーセはエホバのモーセに命じたまへる事をことごとくイスラエルの子孫に告たり

第三〇章

モーセ、イスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふエホバの命じたまふ事は是のごとし。人も

しごとく凡て爲べし。三 また女もし若くしてその父の家に居る時エホバに誓願をかけ又はその身断物を爲ことあらんに、四 その父これが誓願またはその身に断し断物を聞て之にむかひて言ふこと無ば其かけたる誓願を行ひ

またその身に断し断物を守るべし。五 然どその父これを聞る日に之を允さざるあらばその誓願およびその身に断し断物を凡て止ることを得べしその父の允さざるなればエホバこれを赦したまふなり

六 もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはその身に断物せんと輕々しく口より言いだすことあらんに、七 その夫これを聞もそのこれを聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に断し断物を守るべし。八 されど夫もし之を聞る日にこれを允さざるならば之がかけし誓願または之がその身に断物せんと輕々しく口に出しとところの事を空うするを得べしエホバはその女を赦したまふなり

九 また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など凡てその身に断し断物はこれを守るべし。一〇 婦女もしその夫の家において誓願をかけ又はその身に断物せんと誓ふことあらんに、一 夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を允さざること無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に断し断物は凡てこれを守るべし。二 然どその夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばその誓願またはその断物につき口より出し、事は凡て守るに及ばずその夫

これを空くしたるなればエホバその婦女を赦したまふなり。三 凡の誓願および凡てその身をなやますところの誓約は夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし。四 その夫もし之にむかひて言ふことなくして日をおくらば之が誓願またはこれが断物を凡て堅うするなり彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり。五 然どその夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし。六 是すなはちエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子の少くして父の家にある者にかゝはる者なり

茲にエホバ、モーセに告て言たまはく。七 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後汝はその民に加はらん。八 モーセすなはち民に告て言けるは汝らの中より人を選びて戦争にいづる準備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人に報ゆべし。九 即ちイスラエルの諸支派より千人宛を戦争に遣した祭司エレザルの子ビネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とともに戦争に遣せり。一〇 彼らエホバのモーセに命じたまへることくミデアン人を攻撃し遂にその中の男子をことごとく殺せり。一一 その殺し、者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等はエビ、レケム、ツル、ホル、レバといふまたベオルの子バラムをも劍にかけて殺せり。一二 イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り。一三 その住居の邑々とその村々を盡く火にて焼り

子民二五・一七
リ民二七・一三
又民一〇・九
九申二〇・一三
二二・一
二七・九
王上一
ワ番一三・二二
九申二〇・一三
二二・一
二七・九
王上一
ワ番一三・二二
九申二〇・一三
二二・一
二七・九
王上一
ワ番一三・二二

第三一章

茲にエホバ、モーセに告て言たまはく。二 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後

汝はその民に加はらん。三 モーセすなはち民に告て言けるは汝らの中より人を選びて戦争にいづる準備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人に報ゆべし。四 即ちイスラエルの諸支派より千人宛を戦争に遣した祭司エレザルの子ビネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とともに戦争に遣せり。五 彼らエホバのモーセに命じたまへることくミデアン人を攻撃し遂にその中の男子をことごとく殺せり。六 その殺し、者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等はエビ、レケム、ツル、ホル、レバといふまたベオルの子バラムをも劍にかけて殺せり。七 イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り。八 その住居の邑々とその村々を盡く火にて焼り

これを空くしたるなればエホバその婦女を赦したまふなり。九 凡の誓願および凡てその身をなやますところの誓約は夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし。一〇 その夫もし之にむかひて言ふことなくして日をおくらば之が誓願またはこれが断物を凡て堅うするなり彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり。一一 然どその夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし。一二 是すなはちエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子の少くして父の家にある者にかゝはる者なり

かくて彼等はその奪ひし物と掠めし物を人と畜ともに取り エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを携へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の會衆に詣れり

時にモーセと祭司エレアザルおよび會衆の牧伯等みな營の外に出で之を迎へたりしが モーセはその軍勢の領袖等すなはち戦争より歸りきたれる千人の長等と百人の長等のなせる所を怒れり モーセすなはち彼等に言けるは汝らは婦女等をことごとく生し存しや 視よ是等の者はバラムの謀計によりイスラエルの子孫をしてペオルの事においてエホバに罪を犯さしめ遂にエホバの會衆の中に疫病おこるにいたらしめたり 然ばこの子等の中の男の子を盡く殺したる男と寢て男しれる婦人を盡く殺せ 但し未だ男と寢て男しれる事あらざる女の子はこれを汝らのために生し存べし 而して汝らは七日の間營の外に居れ汝らの中凡そ人を殺せし者または殺されし者に捫りたる者は第三日と第七日にその身を潔め且その俘囚を潔むべし また一切の衣服と一切の皮の器具および凡て山羊の毛にて作れる物と凡て木にて造れる物を潔むべしと

祭司エレアザル戦いでし軍人等に言けるはエホバのモーセに命じたまへる律法の例は是のごとし 金銀銅鐵錫鉛など 凡て火に勝る物は火の中を通すべし然せば潔くならん然ながら尙また潔淨の水をもてこれを潔むべしまた凡て火に勝ざる者は水の中を通すべし 汝等は第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後營にいるべし

その時エホバ、モーセに告て言たまはく 汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取獲たる人と畜

イ申二〇・二四 母前 八民二五・二
ロ申二〇・二四 母前 二民二四・二四 彼後 八土二二・二一
一申二〇・二四 母前 二・二五 二四 二四 二五 二二
又利一・二五

ル書二二・八 母前 一八・二六 三二・三六、一八・タ民三一・三〇
三〇・二四 母前 一八・二六 三二・三六、一八・タ民三一・三〇
ヲ民三一・三〇、四七、カ民三一・七、八二、二五、ヨ民一八・八、九

の總數をしらべ その獲物を二分に分てその一を戦争にいでて戦ひし者に予へその一を全會衆に予へよ 而して戦ひに出し軍人をして人または牛または驢馬または羊おのの五百ごとに一をとりてエホバに貢として奉つらしめよ 即ち彼らの一半より之をとりエホバの擧祭として祭司エレアザルに與へよ またイスラエルの子孫の一半よりは其の獲たる人または牛または驢馬または羊または種々の獸畜五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守を守るところのレビ人にこれを與へよと モーセと祭司エレアザルすなはちエホバのモーセに命じたまへることと爲り

その掠取物すなはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 牛七萬二千 驢馬六萬一千 人三萬二千是みな未だ男と寢て男しれる事あらざる女なり その一半すなはち戦争にいでし者の分は羊十三萬七千五百 エホバに貢として奉つれる羊は六百七十五 牛三萬六千その中よりエホバに貢とせし者は七十二 驢馬三萬五百その中よりエホバに貢とせし者は六十一 人一萬六千その中よりエホバに貢とせし者は三十二人 モーセその貢すなはちエホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに與へたりエホバのモーセに命じたまへる如し

モーセが戦争に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に予へし一半 すなはち會衆に屬する一半は羊三十三萬七千五百 牛三萬六千 驢馬三萬五百 人一萬六千 すなはちイスラエルの子孫のその一半よりモーセ人と畜ともに各箇五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたりエホバのモーセに命じたまへることとし

四八 時に其軍勢の帥士たりし者等すなはち千人の長百人の長等モーセにきたり 四九 モーセに言けるは僕等
 我らの手に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし 五〇 是をもて我ら各人その獲たる金の飾品
 すなはち鍔子 釧 指環 耳環 頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにエホバの前
 に贖罪をなさんとす 五一 モーセと祭司エレアザルすなはち彼らよりその金を受たり是みな製り成る飾品なりき
 千人の長と百人の長たちがエホバに獻けて擧祭となせしその金は都合一萬六千七百五十五シケル 五二 軍人は
 各箇その掠取物をもて自分の有となせり 五三 モーセと祭司エレアザルは千人の長と百人の長等よりその金を受て
 集會の幕屋に携へりエホバの前におきてイスラエルの子孫の記念とならしむ

第三章

その處は家畜に適き所なりければ 二 ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレアザルと
 會衆の牧伯等に言けるは 三 アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン
 四 即ちエホバがイスラエルの會衆の前に撃ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり 五 また曰
 六 然ば我らもし汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて産業となさしめ我らをしてヨルダンを濟る
 こと無らしめよと斯いへり

六 モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戰ひに往に汝らは此に坐しをらんとする
 七 や汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや
 八 汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり 九 即ち彼らエシホルの谷に至りて

イ民三〇・二一、二六 二民二一・三二 書 ホ民三二・三六 子民二二・四三、四四 一民一三・二四、三一
 ハ申三〇・二四 一四・三五 申 一三・二五 申 一三・二五 申 一三・二五 申 一三・二五 申 一三・二五 申 一三・二五
 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八 一六、一八

其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きて之をしてエホバの賜ひし地に往ことを得ざらしめたり 一〇 その時エ
 ホバ怒を發し誓ひて言たまひけらく 二 エジプトより出きたれる人々の二十歳以上なる者は一人も我がアブラハ
 ム、イサク、ヤコブに誓ひたる地を見ざるべし其はかれら我に全くは從はざればなり 三 第ケナズ人エフンネの
 子カレブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人はエホバに全く從ひたればなり 四 エホバかくイスラエルにむかひ
 て怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよはしめたまひければエホバの前に惡をなし、その代の人みな終
 に亡ぶるに至れり 五 抑汝らはその父に代りて起れる者即ち罪人の種にしてエホバのイスラエルにむかひて懷
 たまふ烈しき怒を更に増んとするなり 六 汝ら若反きてエホバに從はずばエホバまたこの民を曠野に遣おきたま
 はん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし

一六 彼らモーセの側に進みよりて言けるは我らは此に我らの群のために羊の圈を建我らの少者のために邑を建
 一七 とす 一八 然ど我らはイスラエルの子孫をその處に導きゆくまでは身をよろひて之が前に奮ひ進まん第われらの
 一九 少者はこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず 二〇 我らはイスラエルの子孫が皆おのおのその産業
 二一 を獲までは我らの家に歸らじ 二二 我らはヨルダンの彼旁において彼らと借に産業を獲ことを爲し我らはヨルダン
 二三 の此旁すなはち東の方に産業を獲ればなり

二四 モーセかれらに言けるは汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよろひてエホバの前に往て戰ひ 二五 汝ら皆身
 二六 をよろひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエホバのその敵を己の前より逐はらひたまひて 二七 この國のエホバ
 二八 に服ふにおよびて後汝ら歸ばエホバの前にもイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし然せばこの地はエホバの前に

キプロテハツタワより出たちてハゼロテに營を張り 一八 ハゼロテより出たちてリテマに營を張り 一九
 より出たちてリンモンバレッツに營を張り 二〇 リンモンバレッツより出たちてリブナに營を張り 二一
 リブナより出たちてリッサに營を張り 二二 リッサより出たちてケヘラタに營を張り 二三
 ケヘラタより出たちてシヤベル山に營を張り 二四 シヤベル山より出たちてハラダに營を張り 二五
 ハラダより出たちてマケロテに營を張り 二六 マケロテより出たちてタハテに營を張り 二七
 タハテより出たちてテラに營を張り 二八 テラより出たちてミテカに營を張り 二九
 ミテカより出たちてハシモナに營を張り 三〇 ハシモナより出たちてモセラに營を張り 三一
 モセラより出たちてベネヤカンに營を張り 三二 ベネヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り 三三
 ホルハギデガデより出たちてヨテバタに營を張り 三四 ヨテバタより出たちてアプロナに營を張り 三五
 アプロナより出たちてエジオンゲベルに營を張り 三六 エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り 三七
 カデシより出たちてエドムの國の界なるホル山に營を張り 三八

イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンはエホバの命によりてホル山に登りて其處に死す 三九 アロンはホル山に死する時は百二十三歳なりき 四〇
 カナン地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞き 四一
 かくてホル山より出たちてザルモナに營を張り 四二 ザルモナより出立てブノンに營を張り 四三
 ブノンより出たちてオポテに營を張り 四四 オポテより出たちてモアブの界なるイエアバリムに營を張り 四五
 イエムより出たちてデボンガドに營を張り 四六 デボンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り 四七
 アルモンデブラタイムより出たちてエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り 四八
 アバリムの山々より出たちてエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り 四九
 すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテエシモテよりアベルシツテムにいたる 五〇

イ民一・三五 二創三六・二七 申一〇・七 王上九・一四 士二〇・二二 三三・二二 四一・二二 四二・二二 四三・二二 四四・二二 四五・二二 四六・二二 四七・二二 四八・二二 四九・二二 五〇・二二
 二創三六・二七 申一〇・七 王上九・一四 士二〇・二二 三三・二二 四一・二二 四二・二二 四三・二二 四四・二二 四五・二二 四六・二二 四七・二二 四八・二二 四九・二二 五〇・二二
 二創三六・二七 申一〇・七 王上九・一四 士二〇・二二 三三・二二 四一・二二 四二・二二 四三・二二 四四・二二 四五・二二 四六・二二 四七・二二 四八・二二 四九・二二 五〇・二二

イムより出たちてエホバの命によりてエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野に營を張り 四九
 すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテエシモテよりアベルシツテムにいたる 五〇
 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告げたまはく 五一
 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時は 五二
 その地に住る民をことごとく汝らの前より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀ちつくすべし 五三
 汝らその地の民を逐はらひて其處に住べし其は我その地を汝らの産業として汝らに與へたればなり 五四
 汝らの族にしがひ圖をもてその地を分ちて産業となし人多きには多くの産業を與へ人少きには少しの産業を與ふべし各人の分はその圖にあたる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし 五五
 然ど汝らもしその地に住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくとおの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む國において汝らを惱さん 五六
 且また我は彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三四章
 エホバ、モーセに告て言たまはく 五七
 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地に入る時に汝らに歸して産業となる地は是なり即ち是カナンの地その境に循へる者 五八
 汝らの南の方はエドムに接するチンの曠野より起り南の界は鹽海の極端より東の方にいたるべし 五九
 また汝らの界は南より繞りてアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし 六〇

その界はまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし

西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす

汝らの北の界は是のごとし即ち大海よりホル山までを畫りホル山よりハマテの入口までを畫りその界をしてゼダデまで亘らしむべし

またその界はジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の界とす

汝らの東の界はハザルエノンよりシバムまでを畫るべし

またその界はアインの東の方においてシバムよりリブラに下りゆくべし斯その界は下りてキンネレテの海の東の傍に抵り

その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし汝らの國はその周圍の界に依ば是のごとくなるべし

モーセ、イスラエルの子孫に命じて言けるは是すなはち汝らが闘をもて獲べき地なりエホバこれを九の

支派と半支派とに與へよと命じたまふ

それはルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派はともにその宗族にしたがひてその産業を受けまたマナセの半支派もその産業を受たればなり

この二の支派と半支派とはエリコに對するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその産業を受たり

エホバまたモーセに告て言たまはく

汝らに地を分つ人々の名は是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子ヨシユア

汝らまた各箇の支派より牧伯一人づつを簡びて地を分つことを爲しむべし

その人々の名は是のごとしユダの支派にてはエフソネの子カレブ

シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル

ベニヤミンの支派にてはキスロンの子エリダデ

ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブツキ

ヨセフの子孫すな

はちマナセの子孫の支派の牧伯はエホデの子ハニエル

エフライムの子孫の支派の牧伯はシフタンの子ケムエ

ルゼブルの子孫の支派の牧伯はバルナクの子エリザパン

イツサカルの子孫の支派の牧伯はアザンの子バルテエル

アセルの子孫の支派の牧伯はシロミの子アヒウデ

ナフタリの子孫の支派の牧伯はアミホデの子バダエル

カナンの地においてイスラエルの子孫に産業を分つことをエホバの命じたまへる人は是のごとし

エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告て言たまはく

イスラエルの子孫に命じてその獲たる産業の中よりレビ人に住べき邑々を與へしめよ汝らまたその邑の周圍に郊地をつけてレビ人に與ふべし

その邑々は彼らの住べき所その郊地は彼らの家畜貨財および諸の

獸をおくところたるべし

汝らがレビ人に與ふる邑々の郊地は邑の石垣より外四周一千キュビトなるべし

すなはち邑の外に於て東の方に二千キュビト南の方に二千キュビト西の方に二千キュビト北の方に二千キュビトを量り邑をその中にあらしむべし

彼らの邑のごとくなるべし

汝らがレビ人に與ふる邑々は是のごとくなるべし

即ち逃避邑六を與ふべし

是は人を殺せる者の其處に逃るべきための者なり此外にまた邑四十二を與ふべし

汝らがレビ人に與ふる邑は都合四十八邑これを其郊地とともに與ふべし

汝らイスラエルの子孫の産業の中よりレビ人に邑を與ふるには多く有る者は多く與へ少く有る者は少く與へ各人その獲たる産業にしたがひてその邑々を之に與ふべし

エホバまたモーセに告て言たまはく

イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入ば

二〇九 八七 六 四 三 二 一九 二八 二六 二四

九 八七 六 二〇 二 二〇 九 八七 六

六 ゼロペハデの女子等の事につきてエホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家にのみ嫁ぐべし 然せばイスラエルの子孫の産業この支派よりかの支派に移ることあらじイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の産業に止まるべきなり イスラエルの子孫の支派の中凡そ産業を有る女は皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せばイスラエルの子孫おのおのその父祖の産業を保つことを得ん 産業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の者は皆おのれの自己の産業にとどまるべし

一〇 是においてゼロペハデの女子等はエホバのモーセに命じたまへる如くせり 即ちゼロペハデの女子等マアラ、テルザ、ホグラ、ミルカおよびノアはその父の兄弟の子等に嫁げり 彼らはヨセフの子マナセの子等の家に嫁ぎたればその産業はその父の族の支派に止まれり

一一 是等はエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバがモーセによりてイスラエルの子孫に命じたまひし命令と律法なり

民數紀略 をはり

イ民三六・二
ロ王上二二・三
ハ代上二三・二二
ニ民二七・一
ホ民二六・三、三三・一
五〇

申命記

イ書九・一、一〇、二二
ロ民一三・二六、申九
ハ民三三・三、八
ニ民二一・二四、三三
ホ民二一・三三、書
ト出二九・一、民一〇
チ創一・二七、一五、一
リ出二八・一、八、民一〇
ニ六・四、二八、三
ヲ王上三三・九、九
カ出二八・二、一
ヲ創一・五、五、三三、
一、二、六、一七、
出

第一章

一 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在てバラン、トベル、ラバン、ハゼロテ、デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語なり 二 ホレブよりセイル山の路を経てカデシバルネアに至るには十一日路あり 三 第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセはイスラエルの子孫にむかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり 四 是はモーセがヘシボンに住るアマリ人の王シホン及びエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後なり 五 即ちモーセ、ヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明することを爲し始めたり曰く 六 我らの神エホバ、ホレブにて我らに告て言たまへり汝らはこの山に居こと日すでに久し 七 汝ら身を轉らして途に進みアマリ人の山に往き其に鄰れる處々に往き平野 山地 窪地 南の地 海邊 カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ 八 我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らとその後の子孫に與へんと言たまひし者なりと

九 彼時我なんぢらに語りて語り我一人にては汝らをわが任として負ことあたはず 一〇 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し 一 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを 二 我一人にては争で汝らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの争競に當ることを得んや 三 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと 四 時に汝ら答へて語り汝が言ところの事を爲は善しと

二五 一五 是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人

二六 一六 の長百人の長五十人の長十人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり また彼時に我汝らの士師等に命

二七 一七 じて語り汝らその兄弟の中の訴訟を聴き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り 汝ら人を

二八 一八 視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聴べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて

二九 一九 断定がたき事は我に持きたれ我これを聴ん 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき

三〇 二〇 我等の神エホバの我等に命じたまひしごとくに我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき

三一 二一 曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり 時に我なんぢらに語り汝ら我らの神エホバの我ら

三二 二二 に與へたまへるアモリ人の山に至れり 視よ汝の神エホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神エホバの汝

三三 二三 に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなれ猶豫なれと 汝らみな我に近りて語り我等人を我らの先

三四 二四 に遣してその地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと

三五 二五 の言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき 彼等前みゆきて

三六 二六 山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ 其地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り

三七 二七 我等の神エホバの我等に與へたまへる地は善地なりと すなはち汝らその天幕にて啖き

三八 二八 て言りエホバわれらを悪むが故に我らにアモリ人の手に付して滅ぼさんとしてエジプトの國より我らを導き出せり
我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大にしてその石垣

申一八 申二八 申二九 申三〇 申三一 申三二 申三三 申三四 申三五 申三六 申三七 申三八 申三九 申四〇

申一八	申二八	申二九	申三〇	申三一	申三二	申三三	申三四	申三五	申三六	申三七	申三八	申三九	申四〇
申一八・二五	申二八・一五	申二九・一七	申三〇・一八	申三一・一八	申三二・一八	申三三・一八	申三四・一八	申三五・一八	申三六・一八	申三七・一八	申三八・一八	申三九・一八	申四〇・一八

二九 一九 は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと 時に我なんぢらに言り怖る

三〇 二〇 勿れ懼るゝなれ 汝らに先ち行たまふ汝らの神エホバ、エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の

三二 二二 事をなしたまひし如く今また汝らのために戦ひたまはん 曠野においては汝また汝の神エホバが人のその子を

三三 二三 抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと この言を

三四 二四 なせども汝らはなほその神エホバを信ぜざりき 我らは途にありては汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處

三五 二五 を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり

三六 二六 エホバ汝らの言語の聲を聞いて怒り誓て言たまひけらく この惡き代の人々の中には我が汝らの先祖等に

三七 二七 與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし 只エフンネの子カレブのみ之を見ることが得ん彼が踐た

三八 二八 りし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくエホバに從ひたればなり エホバまた汝らの故を

三九 二九 もて我をも怒り言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず 汝の前に侍るヌンの子ヨシエアかしこに入べし彼に

四〇 三〇 力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日

四一 三一 になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし 汝らは身を
めぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと
然るに汝ら對て我にいへり我等はエホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神エホバの凡て我らに命じた
まへるがごとく我ら上りゆきて戦はんと汝らおのおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり 時にエホバ

われに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戦ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐らくはその敵に打敗られんと われかく汝らに告たるに汝ら聽すしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたりしが その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打敗りてホルマにおよべり 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居たる日數のごとし

第二章

斯て我らは身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセイル山を行めぐりたりしが エホバつひに我に告て言たまはく 汝等はこの山を行めぐること既に久し今よりは北に轉りて進め 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跡に踐ほども汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて産業となさしめられたればなり 汝ら金をもて彼らより食物を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め 汝の神エホバ 汝が手に作ところの諸の事において汝をめぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに在したれば汝は乏しき所あらざりしなり 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を通りエラテとエジオンゲベルを経て

轉りてモアブの曠野の路に進みいれり

時にエホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれ

イ民一四・四二 二民一三・二五、二〇 ホ民一四・二五 申一ト民二〇・二四
 申二・二二、二一、一七 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四
 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四

ウ申二〇・二〇 二〇一三〇 申二・
 申二・二二、二一、一七 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四
 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四 申二・二七、二四

また之を攻て戦ふなかれ彼らの地をば我なんぢらの産業に與へじ其は我口の子孫にアルをあたへて産業となさしめられたればなりと (昔エミ人ごとくに住り是民は大にして數多くアナク人のごとくに身長高かり アナク人とおなじくレバイムと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり ホリ人もまた昔セイルに住をりしがエサウの子孫これを逐滅し之にはかりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりしその産業の地になせるが如し) 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を涉れとありければ我らすなはちゼレデ川を涉れり カデシバルネアを出てよりゼレデ川を涉るまでの間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバのかれらに誓ひたまひし如し 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡はたり

かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて エホバ我に告て言たまひけらく 汝は今日モアブの境なるアルを通らんとす 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫の地は我これを汝らの産業に與へじ其は我これを口の子孫にあたへて産業となさしめられたればなり (是もまたレバイムの國とよびなされたり昔レバイムごとくに住むたればなりアンモン人はかれらをザムズミ人とよべりこの民は大にして數多くアナク人のごとくに身長たかかりしがエホバ、アンモン人の前に之を滅ぼしたまひたればアンモン人これを逐はらひて之にはかりて住り その事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にはかりて今日まで其處に住るなり カフトルより出たるカフトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にはかりて其處に居る) 汝ら起

二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

あがり進みてアルノン河を渉れ我へシホンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を
 攻て戦へ 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼れしめん彼らは汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと
 茲に我ケデモテの曠野よりヘシホンの王シホンに使者をおくり和好の言を述べしめたり云く 我に汝の國
 を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を
 我にあたへて飲せよ我はたゞ徒歩にて通らんのみ セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我に
 なしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地にいたらんと 然るにヘシボ
 ンの王シホンは我らの通ることを容さざりき是は汝の神エホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を
 剛愎にしたまひたればなり今日見るが如し 時にエホバ我に言たまひけるは視よ我いまシホンとこれが地を汝
 に與へんとす進んでその地を獲て汝の産業とせよと 茲にシホンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハヅに
 於て戦ひけるが 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等と其の一切の民を擊殺せ
 り その時に我らは彼の邑々を盡く取りその一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 只そ
 の家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり アルノンの河邊のアロエルおよび河
 の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とは一もあらざりき我らの神エホバこれを盡くわれ
 らに付したまへり 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を
 禁じたまへる處には汝いたらざりき

イ民二・一三、一四 ハ申二〇・一〇 二三、三四 士一
 士一・一八、二一 二民二・二二、二一 一七、一八
 申一・一五、二五 士一・二九 一七、二六、四四 一六
 申一・二五、二九 二民二〇・二九 申一・一三、二九
 九・一〇 申一・二九 申一・二九 申一・二九 申一・二九

第三章

斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率
 ゐ出てエデレイに戦はんとせり 時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとそ
 の一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと
 我らの神エホバすなはちバシヤンの王オグと其の一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を撃ころして
 一人をも遺さざりき その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりき其の取る邑は六十
 是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて
 堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき 我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその
 一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり 惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲て
 われらの物となせり その時我らヨルダンの此傍の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手
 より取り (ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ) すなはち平野の一切
 の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り 彼
 レバイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫の
 ラバにあるに非ずや人の肘によれば是はその長九キュビトその寛四キュビトあり
 その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中の
 邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地と
 は我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレバイムの國と稱へらる

ナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてバシヤ
 ンをハオテヤイルと名けたりその名今日にいたる 一五 またマキルには我ギレアデを與へ 一六 ルベン人とガド人に
 はギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモンの子孫の地の界なるヤボク河に
 まで至り 一七 またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラバの海すなはち鹽海まで之にあたへ
 て東の方ビスガの麓にいたる 一八

その時我なんぢらに命じて言ひ汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業となさしめたまへば汝ら軍人は
 身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先だちて涉りゆくべし 一九 但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝
 らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有るを知らず 二〇 エホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟に
 も安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神エホバにたまはるところの地を獲て産業となすに至らば
 汝らのおの我なんぢらに與へし産業に歸るべし 二一 かの時に我ヨシユアに命じて言ひ汝はこの二人の王に汝ら
 の神エホバのおこなひたまふ所の事を目に視たりエホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん
 汝これを懼るゝ勿れ汝らの神エホバ汝らのために戰ひたまはんと 二三

當時われエホバに求めて言ひ 二四 主エホバよ汝は汝の大なる事と汝の強き手を僕に見すことを始めたま
 へり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや 二五 願くは我をして涉りゆか
 しめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見んことを得させたまへと 二六 然るにエホバなんぢらの故を
 もて我を怒り我に聽くことを爲たまはずエホバすなはち我に言たまひけるは既に足りこの事を重て我に言なかれ

イ代上二二・一二 一民三二・四一 一民三二・四二 一民三二・四三 一民三二・四四 一民三二・四五
 一民三二・四六 一民三二・四七 一民三二・四八 一民三二・四九 一民三二・五〇 一民三二・五一 一民三二・五二
 一民三二・五三 一民三二・五四 一民三二・五五 一民三二・五六 一民三二・五七 一民三二・五八 一民三二・五九
 一民三二・六〇 一民三二・六一 一民三二・六二 一民三二・六三 一民三二・六四 一民三二・六五 一民三二・六六
 一民三二・六七 一民三二・六八 一民三二・六九 一民三二・七〇 一民三二・七一 一民三二・七二 一民三二・七三
 一民三二・七四 一民三二・七五 一民三二・七六 一民三二・七七 一民三二・七八 一民三二・七九 一民三二・八〇
 一民三二・八一 一民三二・八二 一民三二・八三 一民三二・八四 一民三二・八五 一民三二・八六 一民三二・八七
 一民三二・八八 一民三二・八九 一民三二・九〇 一民三二・九一 一民三二・九二 一民三二・九三 一民三二・九四
 一民三二・九五 一民三二・九六 一民三二・九七 一民三二・九八 一民三二・九九 一民三二・一〇〇

汝ビスガの巔にのぼり目を擧て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを
 得ざるべければなり 二八 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る
 ところの地を獲さする者は彼なればなりと 二九 かくて我らはベテベオルに對する谷に居る

第四章

先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし 一 我が汝らに命ずる言は汝ら
 これを増しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神エホバの命令を守るべし 二 汝らはエホバがバアル
 ペオルの事によりて行ひたまひし所を目に觀たり即ちバアルペオルに従ひたる人々は汝の神エホバのごとく之
 を汝らの中間より滅し去たまひしが 三 汝らの神エホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながら居る
 なり 四 我はわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに教へ汝らをしてその往て獲ところの地
 において之を行はしめんとせり 五 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧
 たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと 七 われ
 らの神エホバは我らがこれに願もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く
 在すぞ 八 また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立ること一切の律法の如き正しき法度と律法
 とを有るぞ 九

汝深く自ら慎み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に觀たる事を忘れん恐くは汝らの生存らふる日の中に其

等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の孫に教へよ 一〇 汝がホレブにおいて汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聴しめ之をしてその世に存らふる日の間我を畏るゝことを學ばせまたその子女を教ふることを爲しめんとすと 二 是において汝らは前みよりて山の麓に立ちけるが山は火にて焼てその骸は中天に沖り暗くして雲あり黒雲深かりき 三 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らは言詞の聲を聞く而已にて聲の外は何の像をも見ざりし 四 エホバすなはち其契約を汝らに述て汝らに之を守れと命じたまへり是すなはち十誠にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ 五 かの時にエホバ我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

イ創一八・一九 申六 二〇・一八 申二 申四・三三・三六 申一 申二・二二・三二 申三 申四・二二・三二 申五 申六・二二・三二 申七 申八・二二・三二 申九 申一〇・二二・三二 申一一 申一二・二二・三二 申一三 申一四・二二・三二 申一五 申一六・二二・三二 申一七 申一八・二二・三二 申一九 申二〇・二二・三二 申二一 申二二・二二・三二 申二三 申二四・二二・三二 申二五 申二六・二二・三二 申二七 申二八・二二・三二 申二九 申三〇・二二・三二 申三一 申三二・二二・三二 申三三 申三四・二二・三二 申三五 申三六・二二・三二 申三七 申三八・二二・三二 申三九 申四〇・二二・三二 申四一 申四二・二二・三二 申四三 申四四・二二・三二 申四五 申四六・二二・三二 申四七 申四八・二二・三二 申四九 申五〇・二二・三二 申五一 申五二・二二・三二 申五三 申五四・二二・三二 申五五 申五六・二二・三二 申五七 申五八・二二・三二 申五九 申六〇・二二・三二 申六一 申六二・二二・三二 申六三 申六四・二二・三二 申六五 申六六・二二・三二 申六七 申六八・二二・三二 申六九 申七〇・二二・三二 申七一 申七二・二二・三二 申七三 申七四・二二・三二 申七五 申七六・二二・三二 申七七 申七八・二二・三二 申七九 申八〇・二二・三二 申八一 申八二・二二・三二 申八三 申八四・二二・三二 申八五 申八六・二二・三二 申八七 申八八・二二・三二 申八九 申九〇・二二・三二 申九一 申九二・二二・三二 申九三 申九四・二二・三二 申九五 申九六・二二・三二 申九七 申九八・二二・三二 申九九 申一〇〇・二二・三二

りゆきて之を獲て産業となすことを得ん 二二 汝ら自ら慎み汝らの神エホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝の神エホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ 二四 汝の神エホバは燬盡す火嫉妬神なり 二五 汝ら子を擧げ孫を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み汝の神エホバの悪と觀たまふ事をなしてその震怒を惹おこすことあらば 二六 我今日天と地を呼て證となす汝らはかならずそのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡うせん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必ず滅びうせん 二七 エホバなんぢらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數寡なからん 二八 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも嗅ぐこともなき木や石の神々に事へん 二九 但しまた其處にて汝その神エホバを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん 三〇 後の日にいたりて汝難難にあひて此もろもろの事の汝に臨まん時に汝もしその神エホバにたち歸りてその言にしたがはば 三一 汝の神エホバは慈悲ある神なれば汝を棄す汝を滅さすまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れたまはざるべし

試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯のごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 三三 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞くごとくに聞て尙生る者ありしや 三四 汝らの神エホバがエジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの爲に諸の事を爲たまひし如く曾て試探と徴證と奇蹟と戦争と強き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領い

三三 ださんとせし神ありしや 汝にこの事を示しよはエホバはすなはち神にしてその外には有ることなしと汝に知し
 三六 めんがためなりき 汝を教へんためにエホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示した
 三七 まへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞き 汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び
 三八 大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ 汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はら
 三九 ひ汝をその地に導きいりて之を汝の産業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり 然ば汝今日知て心に
 四〇 思念べし上は天下は地においてエホバは神にいましその外には神有ること無し 今日わが汝に命ずるエホバの
 四一 法度と命令を守るべし然せば汝と汝の後の子孫 祥を得汝の神エホバの汝にたまふ地において汝その日を永う
 四二 することを得て疆なからん

四三 斯てモーセ、ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者
 四四 をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし 即ち一は曠野の内の
 四五 平野にあるベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一はバシヤンのゴラン是
 四六 はマナセ人のためなり

四七 モーセがイスラエルの子孫の前に示しよ律法は是なり イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モー
 四八 セこの誠命と法度と律法を之に述たり 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地にありベテペオルに
 四九 對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後
 五〇 これを撃ほるぼして 之が地を獲またバシヤンの王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダン

イ申三三・三九 母前 二四・二六 來一二 二四・二六 來一二 二四・二六 來一二 二四・二六 來一二
 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二
 一八・二二 可二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二 二二・二二

ヨルダンの此旁すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達しビスガの麓におよべり
 茲にモーセ、イスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語ると
 ころの法度と律法とを聴きこれを學びこれを守りて行へよ 我らの神エホバ、ホレブに於て我ら
 と契約を結びたまへり この契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へる者と結びた
 まへり エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが その時我はエホバと汝らの間に
 たちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり

その獲たる地はアルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり
 此旁日の出る方に居り

第五章
 エホバすなはち言たまひけらく我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隸たる家より導き出せし者なり
 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず
 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にあ
 る者の何の形状をも作るべからず 之を拜むべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡
 む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし 我を愛しわが誠命を守る者には恩恵を施して千代に
 いたるなり

汝の神エホバの名を妄に口にめぐべからずエホバは己の名を妄に口にめぐる者を罰せではおかざるべし
 安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし 六日のあひだ勞きて汝の
 申 命 記 四・四八—五・一三 三三三

一切の業を爲べし 七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましましむべし 汝誌ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の神エホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を導き出したまへり是をもて汝の神エホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり

汝の神エホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神エホバの汝に賜ふ地において汝の日の長からんため汝に祥のあらんためなり 汝殺す勿れ 汝姦淫する勿れ 汝盜むなかれ 汝その隣に對して虚妄の證據をたつる勿れ 汝その隣人の妻を食ふなかれまた隣人の家 田野 僕婢 牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を食ふなかれ

是等の言をエホバ山において火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外には言ことを爲す之を二枚の石の版に書して我に授けたまへり 時にその山は火にて焼をりしが汝ら黑暗の中よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長老等我に進みよりて 言けるは視よ我らの神エホバその榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞け我ら今日エホバ人と言ひたまふてその人の尙生るを見る 我らなんぞ死にいたるべけんや此大なる火われらを焼ほるぼさんとするなり我らもし此上になほ我らの神エホバの聲を聞ば死べし 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや 請ふ汝進みゆきて我らの神エホバの言たまふところを都て聽き

イ創二二 出二六 八中四三四三七 二九 一〇 利 一〇 二二 太五 出二〇 一五 羅 二二 哈二九 路 七 出二〇 一八九 夕申四 三三
 二九 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

我らの神エホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと

エホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てエホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞き彼らの言ところは皆善し 只願しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誠命を守りてその身もその子孫も永く福祉を得にいたらん事なり 汝ゆきて彼らに言へ汝らおのおのその天幕にかへるべしと 然ど汝は此にて我 傍に立て我なんぢに諸の誠命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに教へ我が彼らに與へて産業となさしむる地において彼らにこれを行はしむべしと 然ば汝らの神エホバの汝等に命じたまふごとくに汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず 汝らの神エホバの汝らに命じたまふ一切の道に歩め然せば汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの産業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

是すなはち汝らの神エホバが汝らに教へよと命じたまふところの誠命と法度と律法とにして汝らがその濟りゆきて獲るところの地にて行ふべき者なり 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその生命ながらふる日の間つねに汝の神エホバを畏れしめて我が汝らに命ずるその諸の法度と誠命とを守らしめんため又なんぢの日を永からしめんための者なり 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲汝の先祖の神エホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るる國にて汝の數おほいに増ん

イスラエルよ聽け我らの神エホバは惟一のエホバなり 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神エホバを愛すべし 今日わが汝に命ずる是らの言は汝これをその心にあらしめ 勤て汝の子等に教へ家に坐する

るに因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らを其奴隷たりし家よりエジプトの王パロの手より贖ひいだし
 たまへるなり 汝知べし汝の神エホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しその誠命を守る者には
 契約を保ち恩恵をほどこして千代にいたり また之を惡む者には觀面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふ
 エホバは己を惡む者には緩ならず觀面にこれに報いたまふなり 然ば汝わが今日汝に命ずるところの誠命と
 法度と律法とを守りてこれを行ふべし

汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行はば汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩恵をほ
 どこしたまはん 即ち汝を愛し汝を恵み汝の數を増したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし
 地において汝の兒女をめぐみ汝の地の産物穀物酒油等を殖し汝の牛の産汝の羊の産を増たまふべし 汝は
 惠まるゝこと萬の民に愈らん汝らの申および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし エホバまた
 諸の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者之を
 臨ませたまふべし 汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み
 見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の咎となればなり

汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか 汝かれらを懼るゝな
 かれ汝の神エホバがパロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と
 徴證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶えよ汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり是のごとく汝の神エホ
 一七 汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み
 一八 汝かれらを懼るゝな
 一九 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と
 二〇 汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み

イ出三一・三二、三四 提後二・二三 來 九・四 又出三三・二六 申一三・八、一九 二七 詩一〇六・三三 申四・三四、二九、
 口書四九・七、好前一 一・一一 約壹一・二 賽五九・二八 翁一 一・一五、七、二七、三三 二六 申二八・二七 六 民三三・五三
 九、一〇、二三、三三 九 一・一〇、二二、三三 一・一五、七、二七、三三 二六 申二八・二七 六 民三三・五三
 一・一八、二四、三三 八出二〇・六 申五・ 申三三・三五 申二八 申二八、二七 六 民三三・五三 一・一五、七、二七、三三
 二四、二五、三三 一・一八、二四、三三 八出二〇・六 申五・ 申三三・三五 申二八 申二八、二七 六 民三三・五三 一・一五、七、二七、三三
 二四、二五、三三 一・一八、二四、三三 八出二〇・六 申五・ 申三三・三五 申二八 申二八、二七 六 民三三・五三 一・一五、七、二七、三三

バまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし 即ち汝の神エホバ黃蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と
 汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神エホバ能力ある畏るべき神汝ら
 の中にいませばなり 汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつ
 くす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん 汝の神エホバかれらを汝に付し大にこれを惶れ慄かしめて終にこれ
 を滅し盡し 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者
 なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に著せたる銀あるひは金を
 貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て咎にかゝらん是は汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也
 憎むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌
 ふべし是は詛ふべき者なればなり

第八章

我が今日なんぢに命ずるところの諸の誠命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖
 増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを産業となすことを得ん 汝記念べし汝の神
 エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に歩ましめたまへり是汝を苦しめて汝を試験み汝の心の如何なるか汝
 がその誠命を守るや否やを知らんためなりき 即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知す汝の先祖等も知ざるとこ
 ろのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者
 なりと汝に知しめんが爲なり 四 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽す汝の足は腫ざりし 汝また心に念

ふべし人のその子を懲戒ごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり 汝の神エホバの誠命を守りその道にあゆみてこれを畏るべし 汝の神エホバ汝をして美地に到らしめたまふ是は谷にも山にも水の流あり泉あり潜水ある地 小麥 大麥 葡萄 無花果および石榴ある地油 橄欖および蜜のある地 汝の食ふ食物に缺るところなく汝に何も乏しきところあらざる地なりその地の石はすなはち鐵その山よりは銅を掘とるべし 汝は食ひて飽き汝の神エホバにその美地を已にたまひし事を謝すべし

汝わが今日なんちに命するエホバの誠命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざるやう慎めよ 汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至り また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所有みな殖増にいたらん時に 恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隸たる家より導き出し 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すなはち蛇火の蛇蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝らのために堅き磐の中より水を出し 汝の先祖等の知るマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ汝を試みて終に福を汝にたまはんとてなりき 汝我力とわが手の働作によりて我の資財を得たりと心に謂なかれ 汝の神エホバを憶えよ其はエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふは汝の先祖等に誓し契約を今日の如く行はんとてなり 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に従がひ之に事へこれを拜むことを爲ば我今日汝らに證をなす汝らはかならず滅亡ん エホバの汝らの前に滅ぼしたまひし國々の民のごとく汝らも滅亡べし是なんぢらの神エホバの聲に汝らしたがはざればなり

第九章

イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々に入てこれを取んとす

イ申五・三三 一五 申三三・二五 何一・三六 申六・一〇 申二八・四七 申三三・二二 申三三・二六 申三三・二七 申三三・二八 申三三・二九 申三三・三〇 申三三・三一 申三三・三二 申三三・三三 申三三・三四 申三三・三五 申三三・三六 申三三・三七 申三三・三八 申三三・三九 申三三・四〇 申三三・四一 申三三・四二 申三三・四三 申三三・四四 申三三・四五 申三三・四六 申三三・四七 申三三・四八 申三三・四九 申三三・五〇 申三三・五一 申三三・五二 申三三・五三 申三三・五四 申三三・五五 申三三・五六 申三三・五七 申三三・五八 申三三・五九 申三三・六〇 申三三・六一 申三三・六二 申三三・六三 申三三・六四 申三三・六五 申三三・六六 申三三・六七 申三三・六八 申三三・六九 申三三・七〇 申三三・七一 申三三・七二 申三三・七三 申三三・七四 申三三・七五 申三三・七六 申三三・七七 申三三・七八 申三三・七九 申三三・八〇 申三三・八一 申三三・八二 申三三・八三 申三三・八四 申三三・八五 申三三・八六 申三三・八七 申三三・八八 申三三・八九 申三三・九〇 申三三・九一 申三三・九二 申三三・九三 申三三・九四 申三三・九五 申三三・九六 申三三・九七 申三三・九八 申三三・九九 申三三・一〇〇 申三三・一〇一 申三三・一〇二 申三三・一〇三 申三三・一〇四 申三三・一〇五 申三三・一〇六 申三三・一〇七 申三三・一〇八 申三三・一〇九 申三三・一一〇 申三三・一一一 申三三・一一二 申三三・一一三 申三三・一一四 申三三・一一五 申三三・一一六 申三三・一一七 申三三・一一八 申三三・一一九 申三三・一二〇 申三三・一二一 申三三・一二二 申三三・一二三 申三三・一二四 申三三・一二五 申三三・一二六 申三三・一二七 申三三・一二八 申三三・一二九 申三三・一三〇 申三三・一三一 申三三・一三二 申三三・一三三 申三三・一三四 申三三・一三五 申三三・一三六 申三三・一三七 申三三・一三八 申三三・一三九 申三三・一四〇 申三三・一四一 申三三・一四二 申三三・一四三 申三三・一四四 申三三・一四五 申三三・一四六 申三三・一四七 申三三・一四八 申三三・一四九 申三三・一五〇 申三三・一五一 申三三・一五二 申三三・一五三 申三三・一五四 申三三・一五五 申三三・一五六 申三三・一五七 申三三・一五八 申三三・一五九 申三三・一六〇 申三三・一六一 申三三・一六二 申三三・一六三 申三三・一六四 申三三・一六五 申三三・一六六 申三三・一六七 申三三・一六八 申三三・一六九 申三三・一七〇 申三三・一七一 申三三・一七二 申三三・一七三 申三三・一七四 申三三・一七五 申三三・一七六 申三三・一七七 申三三・一七八 申三三・一七九 申三三・一八〇 申三三・一八一 申三三・一八二 申三三・一八三 申三三・一八四 申三三・一八五 申三三・一八六 申三三・一八七 申三三・一八八 申三三・一八九 申三三・一九〇 申三三・一九一 申三三・一九二 申三三・一九三 申三三・一九四 申三三・一九五 申三三・一九六 申三三・一九七 申三三・一九八 申三三・一九九 申三三・二〇〇 申三三・二〇一 申三三・二〇二 申三三・二〇三 申三三・二〇四 申三三・二〇五 申三三・二〇六 申三三・二〇七 申三三・二〇八 申三三・二〇九 申三三・二一〇 申三三・二一一 申三三・二一二 申三三・二一三 申三三・二一四 申三三・二一五 申三三・二一六 申三三・二一七 申三三・二一八 申三三・二一九 申三三・二二〇 申三三・二二一 申三三・二二二 申三三・二二三 申三三・二二四 申三三・二二五 申三三・二二六 申三三・二二七 申三三・二二八 申三三・二二九 申三三・二三〇 申三三・二三一 申三三・二三二 申三三・二三三 申三三・二三四 申三三・二三五 申三三・二三六 申三三・二三七 申三三・二三八 申三三・二三九 申三三・二四〇 申三三・二四一 申三三・二四二 申三三・二四三 申三三・二四四 申三三・二四五 申三三・二四六 申三三・二四七 申三三・二四八 申三三・二四九 申三三・二五〇 申三三・二五一 申三三・二五二 申三三・二五三 申三三・二五四 申三三・二五五 申三三・二五六 申三三・二五七 申三三・二五八 申三三・二五九 申三三・二六〇 申三三・二六一 申三三・二六二 申三三・二六三 申三三・二六四 申三三・二六五 申三三・二六六 申三三・二六七 申三三・二六八 申三三・二六九 申三三・二七〇 申三三・二七一 申三三・二七二 申三三・二七三 申三三・二七四 申三三・二七五 申三三・二七六 申三三・二七七 申三三・二七八 申三三・二七九 申三三・二八〇 申三三・二八一 申三三・二八二 申三三・二八三 申三三・二八四 申三三・二八五 申三三・二八六 申三三・二八七 申三三・二八八 申三三・二八九 申三三・二九〇 申三三・二九一 申三三・二九二 申三三・二九三 申三三・二九四 申三三・二九五 申三三・二九六 申三三・二九七 申三三・二九八 申三三・二九九 申三三・三〇〇 申三三・三〇一 申三三・三〇二 申三三・三〇三 申三三・三〇四 申三三・三〇五 申三三・三〇六 申三三・三〇七 申三三・三〇八 申三三・三〇九 申三三・三一〇 申三三・三一〇

その邑々は大にして石垣は天に達し 人の言を聞き云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと 汝今日知る汝の神エホバは燬つくす火にましまして汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんエホバの汝に言たまひし如く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし 汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん後に汝心に言なかれ云く我の義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりとそはこの國々の民の惡きがためにエホバ之を汝の前より逐はらひたまふなり 汝の往てその地を獲は汝の義きによるにあらず又なんぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバの斯したまふはまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり

汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の強き民なればなり 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる日まで常にエホバに悖れり エホバに於て汝らエホバを怒せし事を憶えしるしる文字ある石の板二枚を授けたまへり かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日四十夜山に居りパンも食す水も飲ざりき エホバ我に神の指をもて書したる文字ある石の板二枚を授けたまへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す すなはち四十日四十夜過し時エホバ我にその契約を載る板なる石の板二枚を授け 而してエホバ我に言たまひけるは汝

起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出し、民は悪き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命せし
 道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと エホバまた我に言たまひけるは我この民を觀たり視よ是は項の強
 き民なり 我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしその名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも強くまた大なる
 民とならしむべし 是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて焼くる又その契約の板二枚はわが兩
 の手にあり 斯て我觀しに汝らはその神エホバにむかひて罪を犯し自己のために憤を鑄造りて早くもエホバの
 汝らに命じたまひし道を離れたりしかば 我その二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前に
 これを碎けり 而して我は前のごとく四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食す水も飲ざりきは汝らエ
 ホバの目の前に悪き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなり エホバ忿怒を發し憤恨をおこし汝らを
 怒りて滅ぼさんとしたまひしかば我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへり エホバまた痛くアロンを
 怒りてこれを滅ぼさんとしたまひしかば我その時またアロンのために祈れり 斯て我なんぢらが作りて罪を
 犯し、憤を取り火をもて之を燒きこれを搗きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの
 溪流に投棄たり

汝らはタベラ、マツサおよびキプロテハツタワにおいてもまたエホバを怒らせたり またエホバ、カデ
 シバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て産業とせよ
 と然るに汝らはその神エホバの命に悖り之を信ぜずまたその言を聽ざりき 我が汝らを識し日より以來汝らは
 常にエホバに悖りしなり

イ申三三・二七 八出三三・二九 王下二七・一四 五、一〇九・一三 申九 申九
 申三三・二九 申九・六、一〇 申三三・二〇 申九 申九 申九 申九 申九 申九
 申三三・二七 申九・三、二七 申九 申九 申九 申九 申九 申九 申九 申九

かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し
 エホバに祈りて言けるは主エホバよ汝その大なる權能をもて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出し、汝の民汝の
 産業を滅したまふ勿れ 汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ此民の剛愎と惡とを鑑みたまふ勿
 れ 恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人間言んエホバその約せし地にかれらを導きいること能はざるに因
 りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと 抑かれらば汝の民汝の産業にして汝が強き能力
 をもて腕を伸て導き出したまひし者なり

第一〇章

かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作りまた木の匱一箇を作りて
 山に登り來れ 汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし
 我すなはち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに斫て作りその板二枚を手に執て山に登り
 しかば エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誡を前に書したることその板に書
 し而してエホバこれを我に授けたまへり 是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱に藏
 めたり今なほその中にありエホバの我に命じたまへる如し 斯てイスラエルの子孫はヤカン人の井より出たち
 てモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり 又其處より
 出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにいたれりこの地には水の流多かりき かの時エホバ、
 レビの支派を區分てエホバの契約の匱を昇しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝すること

九 爲せたまへり其事今日にいたる 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた産業なし惟エホバその産業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如し 我は前の日数のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にもまた我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまはざりき 斯てエホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先だちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ

二二 イスラエルよ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神エホバを畏れその一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へ 又我が今日汝らに命するエホバの誠命と法度とを守りて身に福祉を得るの事のみ 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神エホバに屬す 然るにエホバたゞ汝の先祖等を悦びて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を強くする勿れ 汝の神エホバは神の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視ずまた賄賂を受す 孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へたまふ 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり 汝の神エホバを畏れ之に事へこれに附従がひその名を指て誓ふことをすべし 彼は汝の讚べき者また汝の神にして汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

イ民一八・二〇、二四 二出三三・三四、三三 三〇六 耶四・四 一六 一〇、二八六二
申一八・二二 結 又王上八・二七 羅二・二八、二九四 代下七・二二 三 耶二七・四
申一八・二二 結 又王上八・二七 羅二・二八、二九四 代下七・二二 三 耶二七・四
申一八・二二 結 又王上八・二七 羅二・二八、二九四 代下七・二二 三 耶二七・四
申一八・二二 結 又王上八・二七 羅二・二八、二九四 代下七・二二 三 耶二七・四
申一八・二二 結 又王上八・二七 羅二・二八、二九四 代下七・二二 三 耶二七・四

第一章

然ば汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誠命とを守るべし 汝らの子女は知すまた見ざれば我これに言す惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事とその強き手とその伸たる腕とを知り 又またそのエジプトの中においてエジプト王バロとその全國にむかひておこなひたまひし徴證と行爲とを知り 又またエホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事はなほち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なからしめし事を知り 又また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り 又またそのルベンの子孫なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を開きて彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくし、事を知なり 即ち汝らはエホバの行ひたまひし此諸の大なる作爲を目に觀たり

然ば汝ら我今日汝らに命する誠命を盡く守るべし然せば汝らは強くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地にいりて之を獲ことを得 又またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん 汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出来りしエジプトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌溉げりその狀蔬菜園におけるが如し 然ど汝らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり 又またその地は汝の神エホバの顧みたまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの目常にその上に在り

なば 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に随ひて降し汝らをしてその穀物を收入しめ且酒と油を獲せしめ 又汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて飽ん 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へこれを拜む勿れ 恐くはエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜずなりて汝らそのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん

汝ら我等の我言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徴となし汝らの目の間におきて誌となし 之をなんぢらの子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語り また汝の家の柱となんぢの門に之を書記べし 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日および汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くならん 汝らもし我が汝らに命する此一切の誠命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附従がはゞ エホバこの國々の民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは已よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし

凡そ汝らが足の跡にて踏む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 汝らの前に立ことを得る人あらず汝らの神エホバ汝らが踏むところの地の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし如くならん

視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 汝らもし我が今日なんぢらに命する汝らの神エホバの誠命に遵はゞ祝福を得ん 汝らもし汝らの神エホバの誠命に遵はず翻へりて我が今日なんぢらに命する道を離れ

イ利二六・四 申二八 申二九・一 伯 申三〇・一 申三一・一 申三二・一 申三三・一 申三四・一 申三五・一 申三六・一 申三七・一 申三八・一 申三九・一 申四〇・一 申四一・一 申四二・一 申四三・一 申四四・一 申四五・一 申四六・一 申四七・一 申四八・一 申四九・一 申五〇・一 申五一・一 申五二・一 申五三・一 申五四・一 申五五・一 申五六・一 申五七・一 申五八・一 申五九・一 申六〇・一 申六一・一 申六二・一 申六三・一 申六四・一 申六五・一 申六六・一 申六七・一 申六八・一 申六九・一 申七〇・一 申七一・一 申七二・一 申七三・一 申七四・一 申七五・一 申七六・一 申七七・一 申七八・一 申七九・一 申八〇・一 申八一・一 申八二・一 申八三・一 申八四・一 申八五・一 申八六・一 申八七・一 申八八・一 申八九・一 申九〇・一 申九一・一 申九二・一 申九三・一 申九四・一 申九五・一 申九六・一 申九七・一 申九八・一 申九九・一 申一〇〇・一

素知ざりし他の神々に従がひなば呪詛を蒙らん 汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時は汝がグリジム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去ること遠らざるにあらずや 汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ことを得ん 然ば我が今日なんぢらに授けるところの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

第二章 是は汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日の間常に守り行ふべき法度と律法となり 汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち 其の壇を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火にて焼きたまたその神々の雕像を砍倒して之が名をその處より絶去べし 但し汝らの神エホバには汝ら是のごとく爲べからず 汝らの神エホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるエホバの住居を汝ら尋ね求めて其處にいたり 汝らの燔祭と犠牲汝らの什一と汝らの手の擧祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り 其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなり 汝ら彼處にては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず 汝らは尙いまだ汝らの神エホバの賜ふ安息と産業にいたらざるなり 然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住に

申命記 一一・二九—一二・一〇

とが是まで識ざりし他の神々に従ひて之に事へんと言ふことあらんにその徴證または奇蹟これが言ごとく成とも
 汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神エホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神
 エホバを愛するや否やを知んとて斯なんぢらを試みたまふなればなり 汝らは汝らの神エホバに従ひて歩み之
 を畏れその誠命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附従ふべし 其の預言者または夢者をば殺すべし是は彼
 汝らをして汝らをエジプトの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取たる汝らの神エホバに背かせんとし汝の神エホ
 バの汝に歩めと命ぜし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より悪を除き去べし

汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懷の妻または汝と身命を共にする汝の友隣に汝を誘
 ひて言あらん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん 即ち汝の周圍にある國々の神の或は汝に
 近く或は汝に遠くして地の此極より地の彼極までに鎮り坐る者に我ら事へんと斯言ことあるとも 汝これに従
 ふ勿れ之に聽なかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ 汝かならず之を殺すべし之を殺すに
 は汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし 彼はエジプトの國奴隸の家より汝を導き出したまひし汝
 の神エホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺すべし 然せばイスラエルみな聞て懼れ重ね
 て斯る悪き事を汝らの中に行はざらん

汝聞に汝の神エホバの汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に 邪僻なる人々興り我らは今まで識ざり
 し他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらば 汝これを尋ね探り善問べし若
 し

イ申一八・二二 耶 王下二二・三 代下
 二八・九 太七・二二 三四・三一
 申八・二 太二四・二 申一〇・二〇、三〇 前二・一三 申一七・二二
 二四・四 申二二・二 申一〇・二〇、三〇 前二・一三 申一七・二二
 九 撒後二・一一 申一八・二〇 耶 申一七・二二 申二八
 申一三・一四 一四・一五 申一三 申一七・二二 申二八
 ナ書八・二八 一七 申七・二六 書六・ウ 申二二・二七 二六 申二二・二六
 一八 一八 申二二・二七 二六 申二二・二六 申二二・二六
 四九・二 耶 申六・二六 申二二・二七 二六 申二二・二六 申二二・二六
 四 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八
 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八 申二二・二八

その事眞にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば 汝かならずその邑に住む者を刃にかけ
 て擊ころしその邑との中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く擊ころすべし またその中より獲
 たる掠取物は凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をごとく焚て汝の神エホバに供ふ
 べし是は永く荒邱となりて再び建なほさるゝこと無るべきなり 斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく
 勿れ然せばエホバその烈しき怒を靜め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の數を衆くし
 たまはん 汝もし汝の神エホバの言を聽き我が今日なんぢに命ずるその一切の誠命を守り汝の神エホバの善と
 觀たまふ事を行はば是のごとくなるべし

第四章

汝らは汝等の神エホバの子等なり汝ら死者のために己が身に傷くべからずまた己が目の間に
 中より汝を擇びて己の寶の民となし給へり 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸の民の

汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ 汝らが食ふべき獸畜は是なり 即ち牛 羊 山羊 牡鹿 羚羊 小鹿
 騾 驢 塵 塵など 凡て獸畜の中蹄の分れ割て二つの蹄を成る反芻獸は汝ら之を食ふべし 但し反芻
 者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり 即ち駱駝 兎および山鼠は反芻ども蹄わかれば
 ば汝らには汚れたる者なり また豚是は蹄わかるれども反芻ことをせざれば汝らには汚れたる者なり汝ら是等の
 物の肉を食ふべからずまたその死體に捫るべからず 水にをる諸の物の中是のごとき者を汝ら食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし 凡て

汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者にと汝の手を開くべし

汝の兄弟たるヘブルの男またはヘブルの女汝の許に賣れたらんに若六年なんぢに事へたらば第七年に汝これ
一三 汝を放ちて去しむべし 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず 汝の群と禾場と搾場の中よ
り贈物を取て之が肩に負すべし即ち汝の神エホバの汝を祝福して賜ふところの物をこれに與ふべし 汝記憶べし
汝はエジプトの國に奴隷たりしが汝の神エホバの汝を贖ひ出したまへり是故に我今日この事を汝に命ず その人
もし汝と汝の家を愛し汝と惜に在るを善として汝にむかひ我汝を離れて去を好まずと言はば 汝錐を取て彼の耳
を戸に刺とほすべし然せば彼は永く汝の僕たるべし汝の婢にもまた是のごとくすべし 汝これを放ちて去しむ
るを難き事と見るべからす其は彼が六年汝に事へて働きしは工價を取る傭人の二倍に當ればなり汝斯なせば汝の
神エホバ汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし

一四 汝の牛羊の産る初子は皆これを聖別て汝の神エホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちりて何の工作をも
爲べからす又汝の羊の初子の毛を剪べからす 汝の神エホバの選びたまへる處にてエホバの前に汝と汝の家族
年々にこれを食ふべし 然どその畜もし疵ある者すなはち跛足盲目なるなど凡て惡き疵ある者なる時は汝の神
エホバにこれを宰りて獻ぐべからす 汝の門の内にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得
ること牡鹿と羚羊のごとし 但しその血はこれを食ふべからす水のごとくにこれを地に灌ぐべし

第一六章

汝アビブの月を守り汝の神エホバに對ひて逾越節を行なへ其はアビブの月に於て汝の神エホバ
夜の間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり 汝すなはちエホバのその名を置んとて擇

イ出二・二・二五、ハ申五・一五、一六、ホ賽一六・四、二二 一九、利二七・二六 一七、一四・三三、 一七・二 一七、二五、二二、
三九、一三、一六、二一、二二、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、
四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、
六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、
八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、
一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、
一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、
一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、
一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、
一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、
一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、
二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、
二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、
二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、
二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、
二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、
二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、
三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、
三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、
三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、
三五五、三五六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、
三五五、三五五

カ申二・二・二五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、
二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、
四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、
六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、
八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、
一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、
一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、
一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、
一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、
一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、
一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、
一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、
二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、
二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、
二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、
二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、
二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、
二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、
二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、
二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、
三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、
三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、
三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、
三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五五、三五五

第九章

汝の神エホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神エホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その
邑々とその家々に住にいたる時は 汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中に三
の邑を汝のために區別べし 而して汝これに道路を闢きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ
地の全體を三の區に分ち凡人を殺せる者をして其處に逃れしむべし

人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知ずし
てその鄰人を殺せる者 例ば人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時に
その頭の鉄柯より脱てその鄰人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全
うすべし 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追きて之を殺さん然るに
その人は素より之を惡みたる者にあざれば殺さるべき理あらざるなり 是をもて我なんぢに命じて三の邑を
汝のために區別べしと言ひ 汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言
し地を盡く汝に賜ふにいたらん時 即ち汝我が今日なんぢに命ずるこの一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の
神エホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を増加ふべし 是汝の神エホバの汝に與へて
産業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん
然どもし人その隣人を惡みて之を附規ひ起かより撃てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃
れたる事あらば 其の邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし
汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん

イ申二二・二九 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
ロ申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
二九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
三九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
四九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
五九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
六九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
七九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
八九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九一申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九二申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九三申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九四申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九五申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九六申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九七申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九八申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
九九申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四
一〇〇申二二・一四 二二〇・二二 二七・二四 二七・二四 二七・二四

汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めたる汝の
鄰の地界を侵すべからず

何の惡にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまた
は三人の證人の口によりてその事を定むべし もし偽妄の證人起りて某の人は惡事をなせりと言たつること有
ば その相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし 然る時士師詳細にこれを查べ
視るにその證人もし偽妄の證人にしてその兄弟にむかひて虚妄の證をなしたる者なる時は 汝兄弟に彼が
蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし 然せばその遺れる者等聞て畏れその後
かさねて斯る惡き事を汝らの中におこなはじ 汝憫み視ることをすべからず生命は生命眼は眼齒は齒手は
手足は足をもて償はしむべし

第二十章

汝その敵と戦はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ
其は汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんぢとともに在せばなり 汝ら戦鬪に臨む
時は祭司進みいで民に告て 之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんぢらの敵と戦はんとて進み來れり心
に臆する勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれ 其は汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために
汝らの敵と戦ひて汝らを救ひたまふべければなりと 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に
移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戦鬪に死て他の人これに移らん 誰か菓物園を作りて

その果を食はざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戦闘に死て他の人これを食はん 誰か女と契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戦闘に死て他の人これを食はんと 有司等なほまた民に告て言べし誰か懼れて心に臆する者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これが心のごとく挫けんと 有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし

汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穩に降ることを勸むべし 一〇 その邑もし平穩に降らんと答へてその門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし 一〇 其もし平穩に汝に降ることを肯んぜずして汝と戦かはんとせば汝これを攻べし 一三 而して汝の神エホバこれを汝の手に付したまふに至らば刃をもてその中の男を盡く撃殺すべし 一四 惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中に汝が奪ひ獲たる物は盡く己に取べし 抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神エホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし 一五 汝を離るゝことの遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし

但し汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふこの國々の邑々においては呼吸する者を一人も生し存べからず 一七 即ちヘテ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人などは汝かならずこれを滅ぼし盡して汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべし 一八 斯するは彼らがその神々にむかひて行ふところの憎むべき事を汝らに教へて之を倣ひおこなはしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり 一九 汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食となすべき者なり且その城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや 但し果を結ばざる樹と知

イ利一九・三二、三四
申二八・三〇
ロ申二四・五

ハ七七・三
ニ母後二〇・一八、二
ト書二二・八

ホ民三一・七
チ民二一・三、三五
リ申七・四、一一、三

ル申一〇・八
代上
ワ詩一九・二二、二六
ヲ申一七・三、九
カ拿一・四

ヨ申一九・三

夕詩四五・一〇

レ創三四・二
申二二・二九
士一九・二四

る樹はこれを砍り枯し汝と戦ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二章

汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺せる者の誰なるかを知らざる時は 汝の長老等と士師等出きたりその人の殺されをる處よりその四周の邑々までを渡るべし 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はず未だ鞭を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔こともせざる流つきせぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし 五 その時は祭司たるレビの子孫等其處に進み來るべし彼らは汝の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の

争競は彼らの口によりて決定すべきが故なり 六 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷に頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりしなり 七 エホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん 九 汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひその辜なき者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし 一〇 汝出て汝の敵と戦ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時 汝

もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悦び取て妻となさんとせば 一三 汝の家の中にこれを携へゆくべし而して彼はその髪を剃り爪を截り 一四 また俘虜の衣服を脱すて汝の家に入りてその父母のために一月のあひだ哀哭べし然る後なんぢ彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし 一五 其の後汝もし彼を好まずなり

なば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を嚴く待遇

べからざるなり

二五 二人の妻ありてその一人は愛する者一人は悪む者ならんにその愛する者と悪む者の二人ともに男の子を生ありてその長子もし悪む婦の産る者なる時は 二六 その子等に己の所有を嗣しむる日にその悪む婦の産る長子を措てその愛する婦の産る子を長子となすべからず 二七 必ずその悪む者の産る子を長子となし己の所有を分つ時に

これには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり

二八 人にもし放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は

二九 その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き 三〇 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆にして背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと 三一 然る時は邑の人みな石をもて之を擊殺すべし汝かく汝らの中より悪事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん

三二 人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は 三三 翌朝までその體を木の上に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛はるゝ者なればなり斯する

は汝の神エホバの汝に賜ふて産業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二章 歸すべし 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知ざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の

許におき汝の兄弟の尋ねきたるに及びて之を彼に還すべし 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまたその衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておくべからず

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置くべからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて

また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踏れるを見すておくべからず必ずこれを助け起すべし

汝は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を著べからず凡て斯する者は汝の神エホバこれを憎みたまふなり

汝鳥の巢の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん

汝新しき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸すること無らんためなり

汝菓物園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より産する物および汝の菓物園より出る菓物みな聖物とならん 汝牛と驢馬とを耦せて耕すことを爲べからず 汝毛と麻とをまじへたる衣服を著べからず

汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縁をつくべし

人もし妻を娶り之とともに寢て後これを嫌ひ 我この婦人を娶りしが之と寢たる時にその處女なるを見ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに悪き名を負せなば 二五 その女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にを

る邑の長老等にこれを差出し 而してその女の父長老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめし

はこの人これを嫌ひ 誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女なりし證跡は此にありと斯いひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし 然る時は邑の長老等その人を執へ

一九 てこれを鞭ち 又これに銀百シケルを罰してその女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に悪き名を負せ
 二〇 たらばなり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去くことを得ず 然どこの事もし眞にしてその女の處女な
 二一 る證據あらざる時は 二二 その女をこれが父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを撃ころすべし其は彼
 二三 その父の家に淫なる事をなしてイスラエルの中に悪をおこなひたればなり汝かく悪事を汝らの中より除くべし
 二四 もし夫に適し婦と寝る男あるを見ばその婦と寝たる男と其婦とをともに殺し斯して悪事をイスラエルの中
 二五 より除くべし

二六 處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば 汝らその二人を邑
 二七 の門に曳いだし石をもてこれを撃ころすべし是はその女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男
 二八 はその鄰の妻を辱しめたるに因てなり汝かく悪事を汝らの中より除くべし

二九 然ど男もし人に適の約をなし、女に野にて遇ひこれを強て犯すあらば之を犯し、男のみを殺すべし 三〇
 三〇 女には何を爲すべからず女には死にあたる罪なし人その鄰人に起むかひてこれを殺せるとその事おなじ 其
 三一 は男野にてこれに遇たるが故にその人に適の約をなし、女叫びたれども拯ふ者なかりしなり

三二 男もし未だ人に適の約をなさざる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなば
 三三 これを犯せる男その女の父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを
 三四 去るべからざるなり

三五 人その父の妻を娶るべからずその父の被を掀開べからず
 三六 三六六

第三章

一 外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからず
 二 私子はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなり

三 アンモン人およびモアブ人はエホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもエホバの會にいるべか
 四 らざるなり 是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはパンと水をもて汝らを途に迎へずメソポタミアの
 五 ペトル人ベオルの子バラムを僱ひて汝を詛はせんと爲たればなり 然れども汝の神エホバ、バラムに聽くことを
 六 爲給はずして汝の神エホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故
 七 なり 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず

八 汝エドム人を惡べからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりし
 九 こと有ばなり 彼等の生たる子等は三代におよばゞエホバの會にいることを得べし 汝らの中間にもし夜中計すも汚穢にふれ
 一〇 汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の悪き事を自ら謹むべし 汝らの中間にもし夜中計すも汚穢にふれ

一一 て身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入
 一二 て後陣營に入べし 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし また器具の中に小鍬を備へ
 一三 おき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし 其は汝の神エホバ汝
 一四 を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に
 一五 汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし

一六 その主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず 其の者をして汝らの中に汝とともに居
 一七 命記 二三・一—一六

一八 三六七

しめ汝の一の邑の中に之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず

一七 イスラエルの女子の中に娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 娼妓の得たる價

および狗の價を汝の神エホバの家に携へりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神エホバの憎みた

まふ者なればなり

一九 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず

二〇 他國の人よりは汝の神エホバが誓願し口をもて約せしごとくに行ふべし

汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要めたまふ

べし怠る時は汝罪あり 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ 汝が口より出しし事は守りて行ふべし

凡て自意の禮物は汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行ふべし

二四 汝の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し然と器の中に取るべからず

二五 また汝の隣の麥圃にいたる時汝手にてその穂を摘食ふも宜し然と汝の隣の麥圃に鎌をふるべからず

二六 人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のあるを見てこれを好まずなりたらば離縁状を書いてこ

れが手に交しこれをその家より出すべし 二七 その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことを

せんに 後の夫もこれを嫌ひ離縁状を書いてその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の

夫死るあるも 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゞびこれを妻にめとるべからず

イ出二二・二一 八創一九・五 王下 二五・三六・三七 尼 ホ利一九・三四 申 卜民三〇・二 傳五・ 一三三・一四 又太五・二一、一九

口利一九・一九 二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

ヨ申一九・一九 二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

タ利一三・一四・二 二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

レ民二二・一〇 二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

ツ出二二・二六 二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二 二二・二五 利 五路六三・三四 申 へ申一五・一〇 申 四・五 四 四・二 利 一〇・一〇 四 七 七 一〇・四

二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五

四 三 二 一 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七

申 命 記 二四・五—二五

是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すなかれ
人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年
家に間居してその娶れる妻を慰むべし
六 人その磨糞を質におくべからず是るの生命をつなぐ物を質におくなればなり
七 イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帯してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帯者を殺
し然して汝らの中より惡を除くべし
八 汝癩病を慎み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとく
に汝ら守りて行ふべし 汝らがエジプトより出きたる路にて汝の神エホバがミリアムに爲たまひしところの
事を誌えよ
一〇 凡て汝の隣の物を貸あたふ時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 汝は外に立をり
汝が貸たる人その質物を外に持だして汝に付すべし 二 其の人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就
べからず 三 かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくこと
を得て汝を祝せん是汝の神エホバの前において汝の義となるべし
四 困苦る貧乏は貧乏は貧乏の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐ
べからず 五 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧乏者にてその心にこれを慕へばなり
恐らくは彼エホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん

父はその子等の故によりて殺さるべからず子等は其の父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり

汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず 汝誌ゆべし汝はエジプトに奴隸たりしが汝の神エホバ汝を其處より贖ひいだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命ずるなり

汝田野にて穀物を刈る時もその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん 汝橄欖を打落す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし 汝誌ゆべし汝はエジプトの國に奴隸たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命ず

第二十五章
 一 人と人との間に争辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞠きその義き者を義とし惡き者を惡とすべし 二 その惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく自己の前にてこれを打すべし 三 これを打ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く打ときは汝その汝の兄弟を賤め視にいたらん

穀物を碾す牛に口籠をかく可らず

兄弟ともに居らにその中の一人死て子を遺さざる時はその死たる者の妻いでて他人に嫁ぐべからず其夫の兄弟これの所に入りこれを娶りて妻となし斯してその夫の兄弟たる道をこれに盡し 而してその婦の生ところの初子をもてその死たる兄弟の後を嗣しめその名をイスラエルの中に絶ざらしむべし 然どその人もしその兄弟の妻をめとることを肯ぜずばその兄弟の妻門にいたりて長老等に言べし吾夫の兄弟はその兄弟の名をイスラエルの中に興ることを肯ぜず 吾夫の兄弟たる道を盡すことをせすと 然る時はその邑の長老等かれを呼よせて諭すべし然るも彼堅く執て我はこれを娶ることを好まずと言ば 九 その兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたりこれが鞋をその足より脱せその面に唾して答て言べしその兄弟の家を興ることを肯ぜざる者には斯のごとくすべきなりと 一〇 またその人の名は鞋を脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし

一 二人あひ争ふ時に一人の者の妻その夫を撃つ者の手より夫を救はんとして進みより手を伸てその人の陰所を執ふるあらば 二 汝その婦の手を切おとすべし之を憫れみ視るべからず

一 三 汝の囊の中に一箇は大く一箇は小さき二種の權衡石をいれおくべからず 汝の家に一箇は大く一箇は小さき二種の升斗をおくべからず 唯十分なる公正き權衡を有べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝の神エホバの汝にたまふ地に汝の日永からん 凡て斯る事をなす者は汝の神エホバこれを憎みたまふなり

一七 汝らがエジプトより出きたりし時その路においてアマレクが汝に爲たりし事を記憶よ 一八 即ち彼らは汝を途に迎へ汝の疲れ倦たるに乗じて汝の後なる弱き者等を攻撃り斯かれらは神を畏れざりき 一九 然ば汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地において汝の神エホバ汝にその周圍の敵を盡く攻ふせて安泰ならしめたま

イ王下一四・六 代下
 二五・四 耶三二・一
 二九・三〇 結二二・一
 一八 耶七〇・一〇
 馬三・五

二 申一五・一〇 詩 四四・二四
 四一・一 箴一九・四
 又路二一・四八
 太一〇・一七
 結 一〇・一七
 一〇・二四

ワ伯一八・三
 一 二一九 路二〇
 一 二八
 耶三三・八 得一
 九・九 提前五・八
 一二・一三 三・九
 太二二・二四 可

申命記

二五・六—一九

三七一

ふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおほゆる者なからしむべし

第二十六章

汝その神エホバの汝に與へたまへる地の諸の土産の初を取て筐にいれ汝の神エホバのその名を置ん

とて選びたまふ處にこれを携へゆくべし 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神エホバ

に申さん我はエホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと 然る時は祭司汝の手よりそ

の筐をとりて汝の神エホバの壇のまへに之を置べし 汝また汝の神エホバの前に陳て言べし我先祖は憫然なる

一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこに終に大にして強く人口お

ほき民となれり 然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て 我等

先祖等の神エホバに向ひて呼はりければエホバわれらの聲を聞き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ 而し

てエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威赫と徴證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいだし この處に我

らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり エホバよ今我なんぢが我に賜ひし地の産

物の初を持きたれりと斯いひて汝その筐を汝の神エホバの前にそなへ汝の神エホバの前に禮拜をなすべし 而

して汝は汝の神エホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる旅客とともに

樂むべし

第三年すなはち十に一を取の年に汝その諸の産物の什一を取りレビ人と旅客と孤子と寡婦とにこれを與へ

て汝の門の内に食ひ飽しめたる時は 汝の神エホバの前に言べし我は聖物を家より執いだしましたレビ人と旅客

ヨ出二七・三〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇 申一六・一〇

と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れ

ざるなり 我はこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出しし事なくまた死人のため

にこれを贈りし事なきなり我はわが神エホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへることく行へり 願

くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれ

らの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり

今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡し精心を盡してこれ

を守りおこなふべし 今日なんぢエホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誠法と律法とを守り

その聲に聽したがはんと語り 今日エホバまたその言しごとく汝を認めてその寶の民となし且汝にその諸の

誠命を守れと言たまへり エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にまさらしめたまはん

汝はその神エホバの聖民となることその言たまひしごとくならん

第二十七章

モーセ、イスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命ずるこの誠命

を汝ら全く守るべし 汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石

數箇を立て石灰をその上に塗り 既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし然すれば汝の神エホバ

の汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神エホバの汝に言たまひしごとくならん

即ち汝らヨルダンを濟るにおよばゞ我が今日なんぢらに命ずるその石をエバル山に立て石灰をその上に塗べし

また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず 汝新石

ことなかるべし 一三 エホバ汝をして首とならしめたまはん尾とはならしめたまはし汝は只上におらん下には居し
汝もし我が今日汝に命する汝の神エホバの誠命に聽したがひてこれを守りおこなはゞかならず斯のごとくなるべ
し 一四 汝わが今日汝に命するこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず
一五 汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日なんぢに命するその一切の誠命と法度とを守りおこなは
ずば此もろもろの呪詛汝に臨み汝におよぶべし 一六 汝は邑の内にも誼はれ田野にても誼はれん また汝の
飯籃も汝の捏盤も誼はれん 一八 汝の胎の産汝の地の産汝の牛の産汝の羊の産も誼はれん 一九 汝は入にも誼は
れ出るにも誼はれん

一〇 エホバ汝をしてその凡て手をもて爲とてころにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅び
て速かに亡はてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり 一一 エホバ疫病を汝の身に着せて遂に汝を
その往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん 一二 エホバまた癆瘵と熱病と傷寒と瘧疾と刀剣と枯死と汚腐とを
もて汝を撃なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん 一三 汝の頭の上なる天は銅のごとくに
なり汝の下なる地は鐵のごとくになるべし 一四 エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの
物天より汝の上にて下りて遂に汝を滅ぼさん

一五 エホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて
七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて虐遇にあはん 一六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

一七 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

一八 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

一九 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二〇 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二一 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二二 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二三 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二四 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二五 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二七 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

二八 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

申 命 記

ならん然るもこれを逐はらふ者あらじ 二七 エホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癩とをもて汝を撃たまはん汝は
これより愈ることあらじ 二八 エホバまた汝を撃ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き悸れしめたまはん 二九 汝は
瞽者が暗にたどるごとく眞晝においても尙たどらん汝その途によりて福祉を得ることあらじ汝は只つねに虐げら
れ掠められんのみ汝を救ふ者なかるべし 三〇 汝妻を娶る時は他の人これと寢ん汝家を建るもその中に住ことを得
ず葡萄園を作るもその葡萄を摘とることを得じ 三一 汝の牛汝の目の前に宰らるゝも汝は之を食ふことを得ず汝の
驢馬は汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有とならん然ど汝にはこ
れを救ふ道あらじ 三二 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有とならん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん
汝の手には何の力もあらじ 三三 汝の地の産物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝は只つね
に虐げられ窘められん而已 三四 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三五 エホバ汝の膝と脛とに
悪くして愈ざる瘍瘡を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん

三六 エホバ汝と汝が立たる王とを携へて汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石
なる他の神々に事ふるあらん 三七 汝はエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺と
ならん 三八 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし蝗これを食ふべければなり 三九 汝

葡萄園を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を斂むることを得じ蟲これを食ふべければなり
四〇 汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ことを得じ其果みな墮べければなり 四一 汝男子女子
を擧ぐるもこれを汝の有とすることを得じ皆擡へゆかるべければなり 四二 汝の諸の樹および汝の地の産物はみな

申 命 記 二八・二七—四二 三七七

蝗これを取て食ふべし 汝の中間にある他國の人はますます高くなりゆきて汝の上に出で汝はますます卑くなりゆかん 彼は汝に貸ことをせん汝は彼に貸ことを得じ彼は首となり汝は尾とならん この諸の災禍汝に臨み汝を追ひ汝に及びてつひに汝を滅ぼさん是は汝その神エホバの言に聽したがはず其なんぢに命じたまへる誠命と法度とを守らざるによるなり 是等の事は恒になんぢと汝の子孫の上において徴證となり人を驚かす者となるべし

なんぢ萬の物の豊饒なる中にて心に歡び樂みて汝の神エホバに事へざるに因り 飢を渴きかつ裸になり萬の物に乏しくしてエホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至らん彼鐵の鞭をなんぢの頸につけて遂に汝をほろぼさん 即ちエホバ遠方より地の極所より一の民を鵬の飛ごとくに汝に攻きたらしめたまはん是は汝がその言語を知らざる民 その面の猛惡なる民にして老たる者の身を顧みず幼稚者を憐ます 汝の家畜の産と汝の地の産を食ひて汝をほろぼし穀物をも酒をも牛の産をも羊の産をも汝のために遺さずして終に全く汝を滅さん その民は汝の全國において汝の一切の邑々を攻圍み遂にその汝が頼む堅固なる高き石垣をことごとく打圮し汝の神エホバの汝にたまへる國の中なる一切の邑々をことごとく攻圍むべし 汝は敵に圍まれ烈しく攻なやまさるゝによりて終にその汝の神エホバに賜はれる汝の胎の産なる男子女子の肉を食ふにいたらん 汝らの中の柔生育にして軟弱なる男すらもその兄弟とその懐の妻とその遺れる子女とを疾視 自己の食ふその子等の肉をこの中の誰にも與ふることを好まざらん是は汝の敵汝の一切の邑々を圍み烈しく汝を攻なや

イ申二八・一二 申二八・一三 申二八・一四 申二八・一五 申二八・一六 申二八・一七 申二八・一八 申二八・一九 申二八・二〇 申二八・二一 申二八・二二 申二八・二三 申二八・二四 申二八・二五 申二八・二六 申二八・二七 申二八・二八 申二八・二九 申二八・三〇 申二八・三一 申二八・三二 申二八・三三 申二八・三四 申二八・三五 申二八・三六 申二八・三七 申二八・三八 申二八・三九 申二八・四〇 申二八・四一 申二八・四二 申二八・四三 申二八・四四 申二八・四五 申二八・四六 申二八・四七 申二八・四八 申二八・四九 申二八・五〇 申二八・五一 申二八・五二 申二八・五三 申二八・五四 申二八・五五

五八

まして何物をも其人に遺さざればなり 又汝らの中の柔生育にして纖弱なる婦女すなはちその柔生育にして

五七

纖弱なるがために足の蹠を土につくことをも敢てせざる者すらもその懐の夫とその男子とその女子とを疾視

五九

己の足の間より出る胞衣と己の産ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なんぢの邑々を圍み烈しく

六〇

これを攻なやますによりて何物をも得ざればなり

六一

汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神エホバと云榮ある畏るべき名を畏れず

六二

ば エホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大にして久しくその疾病は重くして久しか

六三

るべし エホバまた汝が懼れし疾病なるエジプトの諸の疾病を持きたりて汝の身に纏ひ附しめたまはん

六四

た此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでエホバ汝に降したまはん 汝らは空の星のごとく

六五

に衆多かりしも汝の神エホバの言に聽したがはざるによりて残り寡に打なさるべし エホバさきに汝らを善し

六六

て汝等を衆くすることを喜びしごとく今はエホバ汝らを滅ぼし絶すことを喜びたまはん汝らは其往て獲ところの

六七

地より拔さらるべし エホバ地のこの極よりかの極までの國々の中に汝を散したまはん汝は其處にて汝も汝の

先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に事へん その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の跡を休むる所を得じ其處にてエホバ汝をして心慄き目昏み精神亂れしめたまはん 汝の生命は細き糸に懸るが如く汝に見ゆ汝は夜晝となく恐怖をいだき汝の生命おぼつかなしと思はん 汝心に懼るゝ所によりまた目に見る所によりて朝において言ん嗚呼夕ならば善らんとまた夕において言ん嗚呼朝ならば善らんと エホバなんぢを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆき

たまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらし

第二九章

ことし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり

モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前にてバロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり 即ち其大なる試煉と徴證と大なる奇跡とを

汝目に觀たるなり 然るにエホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をして聞ことなからしめたまへり 四十年の間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の

鞋は古びざりき 汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバなることを知り 汝らこの處に來りし時ヘシボンの王シホンおよびバシヤンの王オグ我らを迎へて戰ひしが

我らこれを打敗りて その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて産業となさしめたり 然ば汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん

汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および汝らの牧司等などイスラエルの一切の人 汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝の營の中にをる客旅など凡て

汝のために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て 汝の神エホバの契約に入んとし又汝の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす 然ばエホバさきに汝に言しごとくまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん

申五・二、三 申六・九、一〇、六三 申八・一八 申八・四 申八・八 申八・一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

一四われ 我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず 今日此にてわれらの神エホバの前に我らとともに

たちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり 我らは何かにエジプトの地に

住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り 汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像

のその國々にあるを見たり 然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふ

る男女宗族支派などあるべからず又なんぢらの中に葶藶または茵蔯を生ずる根あるべからず 斯る人はこ

の呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尙平安なり終には醉飽

る者をもて渴ける者を除くにいたらんと 是のごとき人はエホバかならず之を赦したまはじ還てエホバの忿怒

と嫉妬の火これが上に燃えまたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下

より抹さりたまふべし エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの

律法の書にしるしたる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん 汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またエホバがこの地に

流行せたまふ疾病を見て言ところあらん 即ち彼ら見るにその全地は硫黄となり鹽となり且燒土となりて種も

地に導きいるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんちとともに在べしと

モーセこの律法の言をことごとく書に書し終る時モーセ、エホバの契約の櫃を昇ところのレビ人に命じて言けるは この律法の書をとりにて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置き之をして汝に

むかひて證をなす者たらしめよ 我なんちの悖る事と頑梗なるを知る見よ今日わが生存へて汝らとともにある間すら汝らはエホバに悖れり況てわが死たる後においてをや 汝らの諸支派の長老等および牧伯たちを吾許

に集めよ我これらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てかれらに證をなさしめん 我しる我が死たる後には汝ら必らず悪き事を行ひ我が汝らに命ぜし道を離れん而して後の日に災害なんぢらに臨まん是なんぢらエホバの

悪と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の行爲をもてエホバを怒らするによりてなり

第三章

かくてモーセ、イスラエルの全會衆にこの歌の言をことごとく語り聞せたり 天よ耳を傾むけよ我語らん地よ吾口の言を聴け わが教は雨の降るがごとし吾言は露のおくがごとく雲の若艸の上にあふることく細雨の青艸の上にくだるが如し 我はエホバの御名を頌揚ん我らの神に汝ら榮光を歸せよ エホバは磐にましましてその御行爲は完くその道はみな正しまた眞實ある神にましまして惡きところ無し只正くして直くいます 彼らはエホバにむかひて惡き事をおこなふ者にてその子にはあらず只これが玷となるのみ其人と爲は邪僻にして曲れり 愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること

是のごとくなるかエホバは汝の父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまはずや 昔の日を憶え過にし世代の

イ申三一・七 書一・六 二〇 一九 何九九 詩五〇・四 賽一・二八 王詩七二・六 米五・七 九二・二五 九三・二九 九四・二九 九五・二九 九六・二九 九七・二九 九八・二九 九九・二九 一〇〇・二九 一〇一・二九 一〇二・二九 一〇三・二九 一〇四・二九 一〇五・二九 一〇六・二九 一〇七・二九 一〇八・二九 一〇九・二九 一一〇・二九 一一一・二九 一一二・二九 一一三・二九 一一四・二九 一一五・二九 一一六・二九 一一七・二九 一一八・二九 一一九・二九 一二〇・二九 一二一・二九 一二二・二九 一二三・二九 一二四・二九 一二五・二九 一二六・二九 一二七・二九 一二八・二九 一二九・二九 一三〇・二九 一三一・二九 一三二・二九 一三三・二九 一三四・二九 一三五・二九 一三六・二九 一三七・二九 一三八・二九 一三九・二九 一四〇・二九 一四一・二九 一四二・二九 一四三・二九 一四四・二九 一四五・二九 一四六・二九 一四七・二九 一四八・二九 一四九・二九 一五〇・二九 一五一・二九 一五二・二九 一五三・二九 一五四・二九 一五五・二九 一五六・二九 一五七・二九 一五八・二九 一五九・二九 一六〇・二九 一六一・二九 一六二・二九 一六三・二九 一六四・二九 一六五・二九 一六六・二九 一六七・二九 一六八・二九 一六九・二九 一七〇・二九 一七一・二九 一七二・二九 一七三・二九 一七四・二九 一七五・二九 一七六・二九 一七七・二九 一七八・二九 一七九・二九 一八〇・二九 一八一・二九 一八二・二九 一八三・二九 一八四・二九 一八五・二九 一八六・二九 一八七・二九 一八八・二九 一八九・二九 一九〇・二九 一九一・二九 一九二・二九 一九三・二九 一九四・二九 一九五・二九 一九六・二九 一九七・二九 一九八・二九 一九九・二九 二〇〇・二九

年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中の年老に問べし彼ら汝に語らん 至高者人の子を四方に散して

萬の民にその産業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへり エホバの分はその民にしてヤコブはその産業たり エホバこれを荒野の地に見これに獸の吼る曠野に遇ひ環りかこみて之をいたはり

眼の珠のごとくにこれを護りたまへり 鵬のその巢を喚起しその子の上に翔翔ごとくエホバその羽を展て彼ら

らを載せその翼をもてこれを負たまへり エホバは只獨にてかれを導きたまへり別神はこれともならざりき

エホバかれに地の高處を乗とほらせ田園の産物を食はせ石の中より蜜を吸しめ磐の中より油を吸しめ 牛

の乳羊の乳羔羊の脂バシヤンより出る牡羊 牡山羊および小麥の最も佳き者をこれに食はせたまひき汝はま

た葡萄の汁の紅き酒を飲り 然るにエシユルンは肥て踏ことを爲す汝は肥たりて大きくなり己を造りし神を棄

て己が救拯の磐を輕んず 彼らは別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く 彼らが犠牲をさぐる者は鬼にして神にあらす彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠つ親の畏まざりし者なり

汝を生し磐をば汝これを棄て汝を造りし神をば汝これを忘る エホバこれを見その男子女子を怒りてこれを棄たまふ すなはち曰たまはく我わが面をかれらに隠さん我かれらの終を觀ん彼らはみな背き悖る類の者眞實あらざる子等なり 彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民ならぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん 即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃